

# 史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画

平成 31 年 3 月

富士宮市教育委員会





平成 13 年度調査区遠景 (西から)



1 平成13年度3-1調査区近景（上が北）



2 3-1調査区竪穴住居址（南東から）



1 史跡大鹿窪遺跡出土土器（1）



2 史跡大鹿窪遺跡出土土器（2）



1 史跡大鹿窪遺跡出土石器（1）



2 史跡大鹿窪遺跡出土石器（2）

## 序

平成 25 年に世界遺産に登録された富士山を擁する富士宮市には、もう一つの大きな宝があります。それは竪穴住居址によって構成された集落としては最古段階の事例で、住居址の数も国内最多を誇る大鹿窪遺跡です。

大鹿窪遺跡は、富士宮市西部の柚野地区の田園地帯に所在し、その遙か北東に富士山の秀麗な姿を仰ぎ見られる場所に立地しています。この遺跡は、平成 13 年の中山間地総合整備事業に伴う発掘調査によってその存在が知られることとなり、現地説明会や一般公開には数多くのマスコミや有識者、そして考古学ファンが詰めかけ、その数はのべ 1 万人以上にものぼりました。

発掘調査の結果、縄文時代草創期の遺跡としては、国内最多の 14 基（指定当時）の竪穴住居址や 26,000 点を超える遺物が見つかり、定住生活を開始した時期の集落跡であることがわかりました。約 12,500 年前にも富士山を仰ぎ見られる場所に人々が生活していたことが明らかとなり、開地遺跡における集落構造のあり方を知ることのできる希少な例として遺跡は保護され、平成 20 年 3 月 28 日に国指定史跡に登録されました。

現在、遺跡は埋め戻して保存されていますが、将来に渡って遺跡の重要性を伝えていくため、遺跡の公開活用が不可欠となっております。

平成 29 年度にこれまでの発掘調査成果をまとめた『史跡大鹿窪遺跡 発掘調査総括報告書』を刊行し、本年度は遺跡の適切な保存・整備・活用を行うために『史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画』を策定いたしました。

結びに、本計画の策定に際し、ご指導頂きました史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会の委員の皆様、文化庁、静岡県教育委員会ほか各関係機関の皆様方に心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月  
富士宮市教育委員会  
教育長 池谷眞徳

## 例 言

- 1 本書は、国指定史跡大鹿窪遺跡の保存整備基本計画書である。
- 2 本計画は、平成 30 年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金と平成 30 年度静岡県文化財保存費補助金を受け、富士宮市教育委員会文化課が行ったものである。
- 3 本計画は、史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会にて検討し、文化庁及び静岡県教育委員会等の指導を得て策定した。
- 4 本計画の策定に係る事務は、富士宮市教育委員会文化課が担当し、関連業務をアジア航測株式会社に委託した。



## 目 次

第1章 計画概要の把握・確認	
第1節 計画の背景と目的	3
第2節 整備基本計画策定委員会の設置	4
第3節 計画対象区域	6
第4節 計画のフロー	7
第2章 史跡の概要と現状の把握	
第1節 計画の前提	11
第1項 上位・関連計画の位置づけ	11
1.1 第5次富士宮市総合計画の位置づけ	11
1.2 富士宮市都市計画マスタープランの位置づけ	11
1.3 第2次富士宮市教育振興基本計画での位置づけ	11
第2項 広域的計画条件の把握	12
2.1 自然的環境	12
(1) 地形・立地環境	12
(2) 気候	16
(3) 富士宮市の植生	16
2.2 社会的環境	17
(1) 富士宮市の概要	17
(2) 交通網	18
2.3 歴史的環境	20
(1) 縄文時代草創期について	20
(2) 全国の縄文時代草創期の遺跡	21
(3) 中部地方・関東地方の縄文時代草創期の遺跡分布	22
(4) 富士宮市の旧石器時代・縄文時代遺跡の概要	23
第3項 計画地及び周辺における現況特性の把握（大鹿窪遺跡周辺の概要）	28
3.1 自然的環境	28
(1) 周辺地域の自然特性	28
(2) 計画地の自然特性	31
3.2 社会的環境	34
(1) 交通網及びアクセス	34
(2) 周辺土地利用	36
(3) 法令・規制等	40
(4) 地域の催し・イベント等	42
3.3 歴史的環境	44
(1) 大鹿窪遺跡周辺の歴史的環境	44
第2節 史跡指定の状況	49
第1項 指定範囲・面積	49

第2項	これまでの経緯	50
第3項	告示の内容	50
第4項	史跡大鹿窪遺跡の本質的価値の把握	51
第3節	これまでの調査成果概要	53
第1項	調査概要	52
第2項	調査成果のまとめ	56
第3項	史跡保存状況	57
第4節	市民からの要望について	59
第3章	保存整備活用の課題抽出	
第1節	史跡大鹿窪遺跡の課題の整理	63
第4章	基本理念・基本方針の策定	
第1節	基本理念及び整備目標の設定	67
第2節	整備・活用に関する基本方針	68
第5章	整備基本計画の策定	
第1節	ゾーニング・全体配置計画	71
第2節	段階的整備の考え方	75
第1項	短期的整備段階	75
第2項	長期的整備段階	75
第3節	文化財整備計画	76
第1項	整備コンセプト	76
第2項	遺構保存整備計画	77
第4節	施設等整備計画	96
第1項	ガイダンス施設計画	96
第2項	便益施設計画	96
第3項	園路・広場計画	96
第4項	設備計画	96
第5項	造成計画	97
第5節	管理運営計画	99
第1項	管理運営方針	99
第2項	公開・活用の事業活動計画	99
第6節	事業計画	100
第1項	史跡整備のスケジュール	100
	A地区整備イメージパース	101

参考文献一覧

図表出典

# 第 1 章 計画概要の把握・確認



## 第1節 計画の背景と目的

大鹿窪遺跡は、静岡県富士宮市大鹿窪 426 番 1 他に所在する、縄文時代草創期～早期の集落遺跡である。大鹿窪遺跡は、この地区で計画された中山間地域総合整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査によって明らかとなり、14 基（指定当時）もの縄文時代草創期の住居址が発見され、土器・石器遺物も多数発見された。このような事例は全国的に見ても非常に貴重であり、縄文時代初期の定住開始段階における集落構造を知るうえで非常に貴重な遺跡として、平成 20 年 3 月に、国指定史跡に指定された。

平成 23 年には静岡県が史跡大鹿窪遺跡の本質的価値を明らかにするとともに、その価値を適切に保存し次世代へ継承していくために保存管理の方法を定める保存管理計画を策定した。

本計画は、これまでの経緯を踏まえ、この遺跡の保存、活用、管理の仕組みと文化財を活かした地域づくりを実現するための保存整備基本計画である。



図1 富士宮市位置図

## 第2節 整備基本計画策定委員会の設置

本遺跡の保存と活用に際し、学識経験者・地元代表からなる史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会を組織し、保存整備基本計画策定事業の実施に適切な指導を行うものとした。

### 史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）という。

(目的)

第2条 策定委員会は、史跡大鹿窪遺跡の適正な保全、公開と活用を実現するため、史跡大鹿窪遺跡整備基本計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、富士宮市教育委員会文化課（以下「文化課」という。）が委員のうちから選出する。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長が不在の時にその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会設置の日から史跡大鹿窪遺跡整備基本計画が策定された日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、時に必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、文化課が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年3月25日より施行する。

附則 この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

史跡大鹿窪遺跡整備基本計画策定委員会委員等名簿

整備基本計画策定委員会委員

	氏 名	役 職 等	分 野
委員長	向坂 鋼二	前静岡県考古学会会長	考古学
委 員	小林 謙一	中央大学文学部教授	考古学
委 員	篠原 和大	静岡大学人文社会科学部教授	考古学
委 員	北垣 俊明	富士宮市文化財保護審議会副会長 奇石博物館副館長	地質学
委 員	芦澤 喜則	大鹿窪区区長	地域代表

参考)

行政上の指導・助言者

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	分 野 等
五島 昌也	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	整備
森先 一貴	文化庁文化財二課 文化財技官	埋蔵文化財

整備基本計画策定委員会協力者

No.	所 属 等
1	静岡県教育委員会文化財保護課
2	静岡県富士農林事務所農村整備課
3	富士宮市企画部企画戦略課
4	富士宮市企画部富士山世界遺産課
5	富士宮市産業振興部農業政策課
6	富士宮市産業振興部観光課

### 第3節 計画対象区域

#### 大鹿窪遺跡

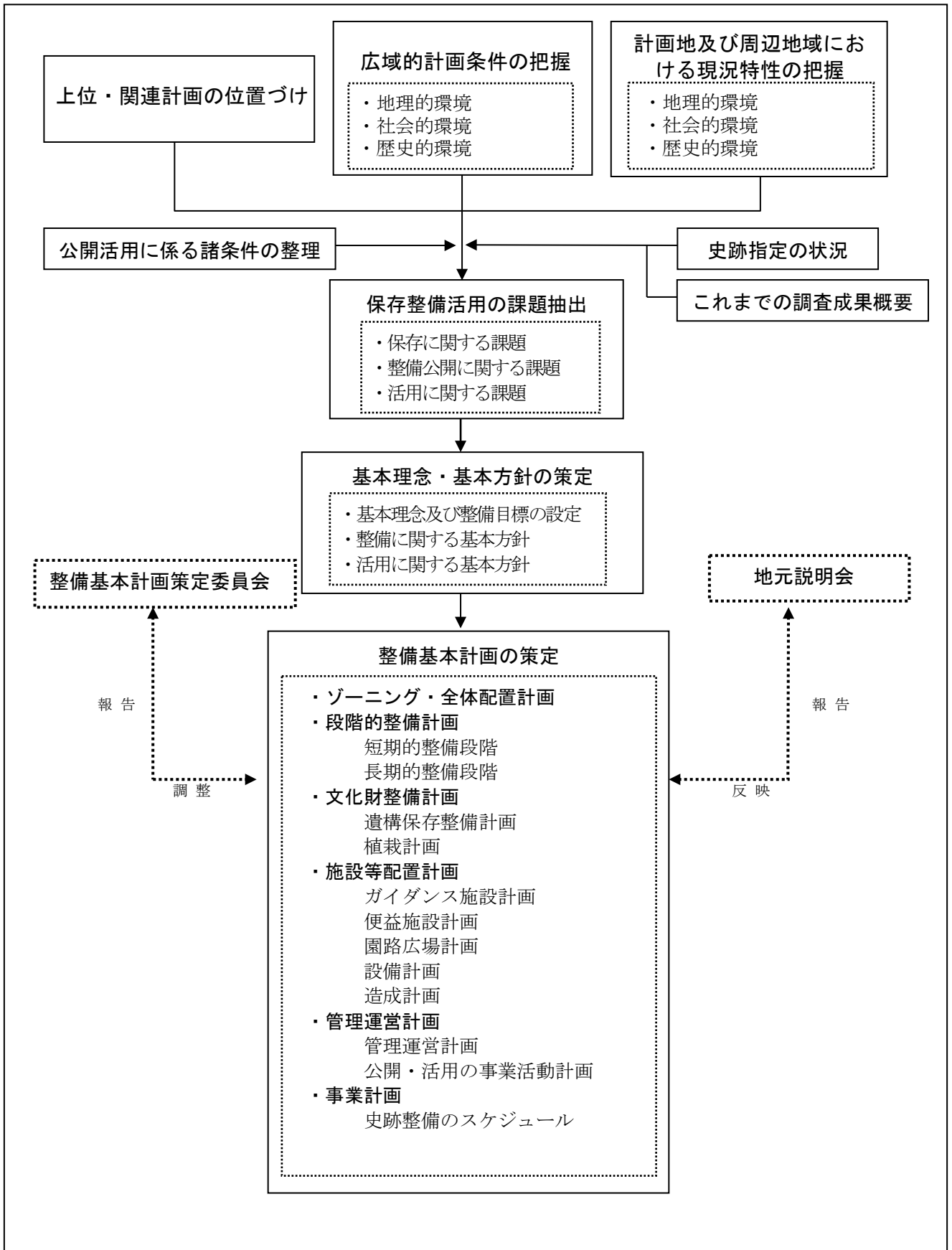
所在地：静岡県富士宮市大鹿窪 426 番 1、430 番 1、430 番 3、430 番 4、1543 番、1544 番



図2 遺跡位置図



# 第4節 計画のフロー





## 第2章 史跡の概要と現状の把握



## 第1節 計画の前提

### 第1項 上位・関連計画の位置づけ

#### 1.1 第5次富士宮市総合計画の位置づけ

「第5次富士宮市総合計画」（平成28年3月）は、都市将来像として「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」を掲げ、将来都市像を実現するための3つの重点取組として「恵み豊かな未来づくり～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～」「いきいき元気な未来づくり～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～」「誰もが輝く未来づくり～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～」を目指すこととしている。

本事業については、この将来像、重点取組を根底に、「郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり」を目標とし、主要取組として「史跡大鹿窪遺跡整備事業」が位置づけられている。

#### 1.2 富士宮市都市計画マスタープランの位置づけ

「富士宮市都市計画マスタープラン」（平成25年3月）は、都市づくりの基本理念として「富士山とともに歩む世界文化遺産にふさわしい都市づくり」を掲げ、都市づくりの目標として「活発な交流活動が生まれる都市づくり」「すべての人にとって安全・安心で快適な都市づくり」「歴史・文化・伝統を活かした美しい都市づくり」「水と緑豊かな環境と共生する都市づくり」「共に築く個性的で創造的な都市づくり」としている。

本事業については、地域別構想（芝川地域）で「大鹿窪遺跡など、地域に分布する社寺や遺跡などの保全に努めるとともに、それらを生かした地域づくりを目指す」「富士山縄文の里大鹿館を生かした地域づくりを目指す」としている。

#### 1.3 第2次富士宮市教育振興基本計画での位置づけ

「第2次富士宮市教育振興基本計画 富士宮市教育大綱」（平成29年度）は、「富士宮市総合計画」の下での教育に関する部門計画として位置づけられている。

4つの方針及びそれに関連する重点施策を掲げ、「子どもの未来のための人づくり」「市民の生涯にわたっての人づくり」に向けた学校教育と社会教育の充実を図るとしている。

本事業については、方針の一つである「生涯学習社会の基盤づくりの推進」の重点施策として「文化財の保護と活用の推進」において、国指定史跡「大鹿窪遺跡」を地域の魅力を高める史跡公園として整備を進めるとしている。

## 第2項 広域的計画条件の把握

### 2.1 自然的環境

#### (1) 地形・立地環境

##### 富士宮市の地形の成り立ち

- ・ 富士山山頂より南西に位置しており、急斜面で南下し、緩傾斜となり南端の平坦地に続く形状である。
- ・ 富士山などの新しい火山活動に伴う地質によって構成され、主に砂礫層、シルト、礫質粘土層、ローム層、洪積層などからなっている。

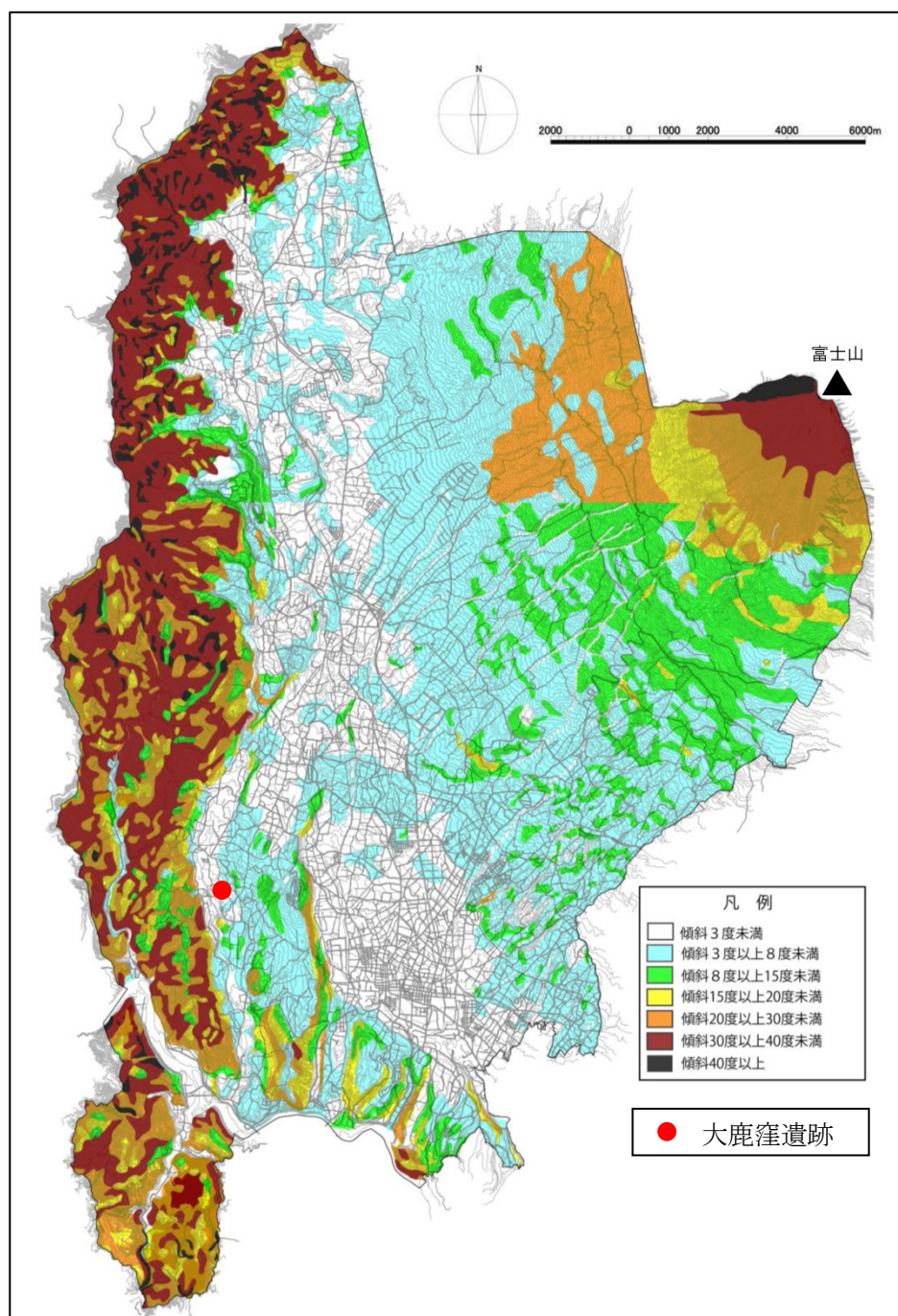


図3 富士地域の傾斜度区分図

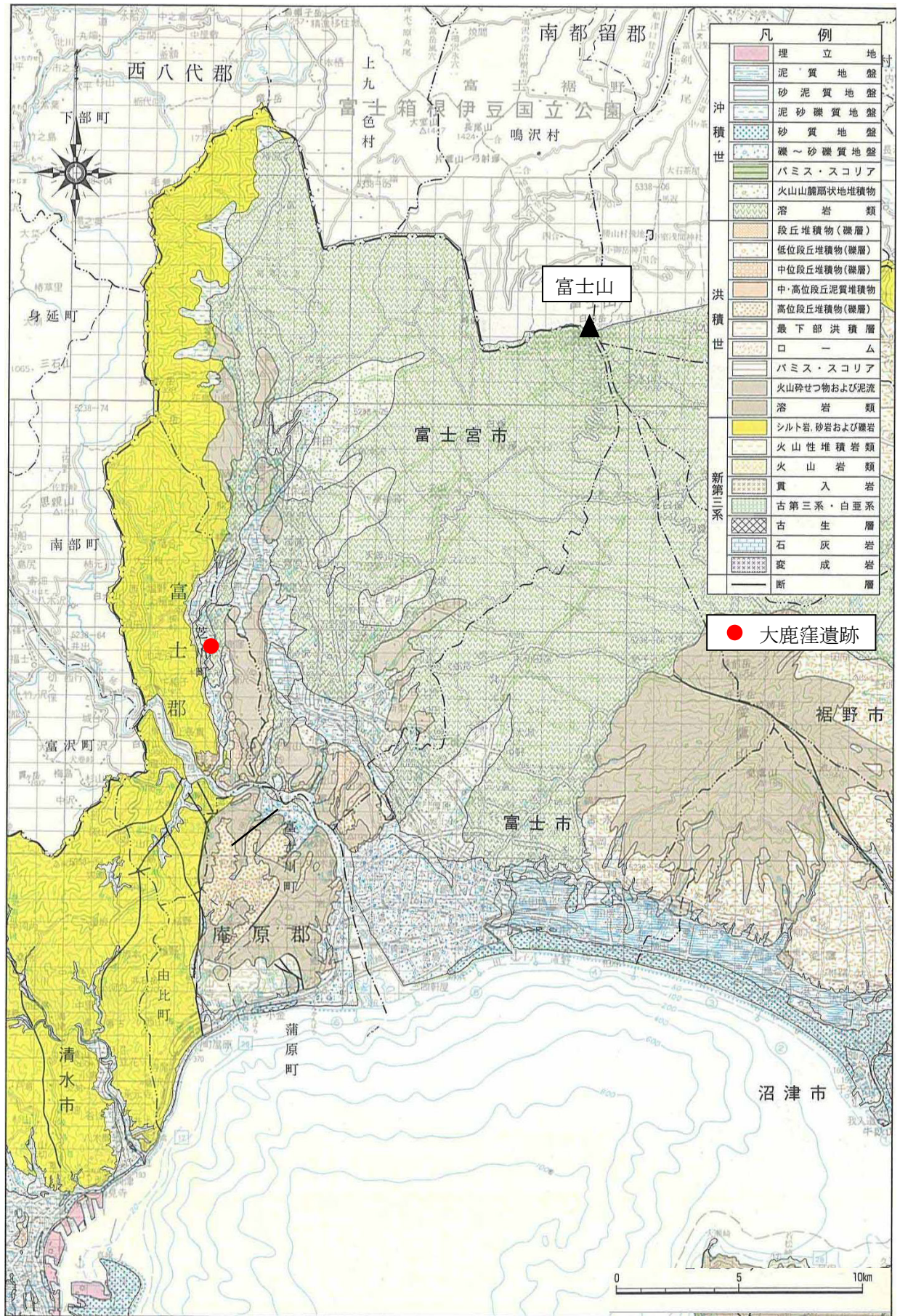


図4 富士地域の表層地質図

## 河川・水系

- ・ 富士宮市には、富士川、潤井川、芝川など24の一級河川をはじめ、多くの準用河川、普通河川が流れている。
- ・ 芝川は、静岡県水産技術研究所富士養鱒場（猪之頭）を起点に富士川に注ぐ全長22.5kmの河川で、富士宮市の水道水源として重要であるとともに、養鱒、発電、灌漑用として広く利用されている。
- ・ 朝霧高原の一角には、農業用人造湖である田貫湖が位置しているほか、富士山からの湧水が豊富で、湧玉池をはじめとする湧水源が各所に点在し、市街地や集落地には多数の用水路が流れている。



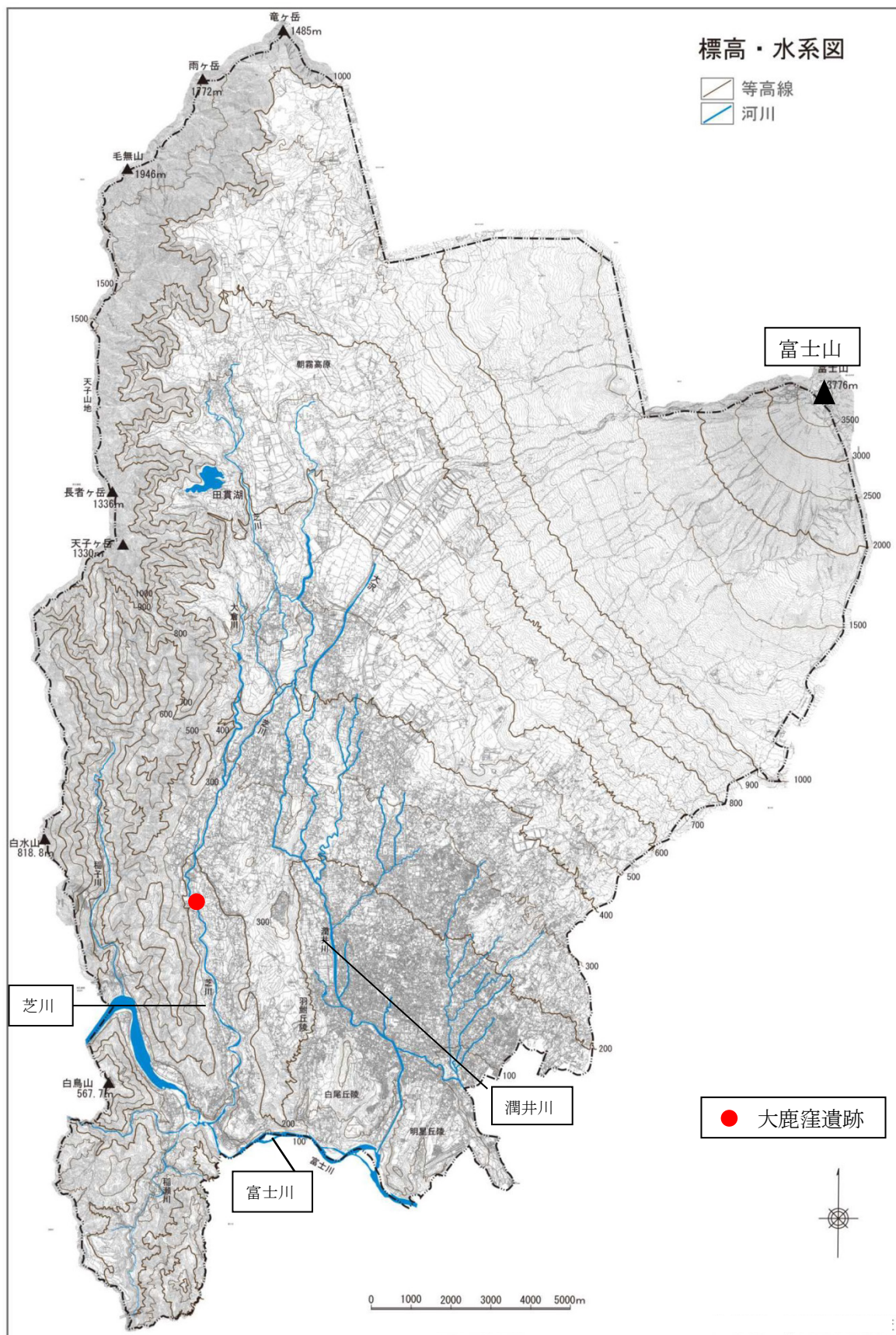


図5 富士宮市地形、水系図

## (2) 気候

富士宮市の気候は下記のような特徴がある。

- ・ 高低差が3,741mあるため、地区により気候の差異がある。
- ・ 山梨県境付近や山間部などでは、冬季には降雪があるが、市街地では、四季を通じて寒暖の差が少ない。

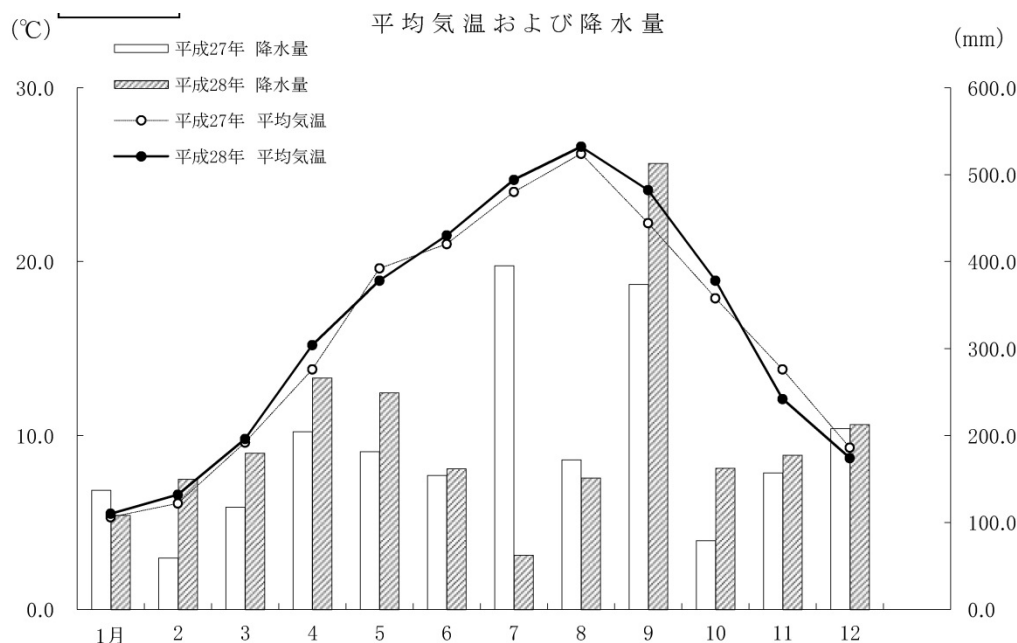


図6 富士宮市の気候

## (3) 富士宮市の植生

富士宮市の植生域について、市域の7割弱が森林となっており、そのうち約8割がスギ、ヒノキなどの針葉樹の人工林である。

毛無山、天子ヶ岳、田貫湖周辺、小田貫湿原、朝霧高原、白糸ノ滝周辺、浅間大社周辺など、市内各地に多様な植物相を形成している地域がみられる。

表1 富士宮市の現況植生

区分	気候帯名	標高 (m)	現況植生	自然植生
火山荒原	寒帯域	2,500～ 3,776	●火山荒原植生(オンタデ・フジアザミ・コケ類)	フジアザミ・オンタデ・イタドリ・フジハタザオ・コケ類等
シラベ帯	亜寒帯域 温帯域	1,600～ 2,500	●針葉樹原生林(カラマツ・シラベ・コメツガ) ●針葉樹・針広混交原生林(ウラジロモミ・イタヤカエデ)	シラベ・コメツガ・カラマツ・トウヒ・ダケカンバ等
ブナ帯	温帯域	900～ 1,600	●人工林(スギ・ヒノキ・ウラジロモミ) ●二次林(コナラ・ミズナラ) ●落葉広葉樹原生林(ブナ・ミズナラ)	ヒノキ・ブナ・ミズナラ・カエデ類等
クリ帯	暖帯域	(350)500 ～900	●人工林(スギ・ヒノキ) ●二次林(クリ・コナラ・ミズナラ) ●中間温帯性広葉樹林(クリ・コナラ) ●草原(ススキ・ササ類)	モミ・ツガ・スギ・クリ・コナラ・シデ類・カエデ類等
カシ帯	暖帯域	130付近～ (350)500	●人工林(スギ・ヒノキ) ●二次林(シイ・カシ類・コナラ・タブ・エノキ等)	クロマツ・タブ・クス・カシ類・シイ等

資料：静岡県「富士山100年プロジェクト3776構想」(現況植生：富士山総合環境保全指針<平成8年3月策定>、自然植生：平成9年度富士山100年プロジェクト3776推進事業調査報告書)

## 2.2 社会的環境

### (1) 富士宮市の概要

**位置:** 静岡県の東部地域、富士山の西南麓に位置する。

**面積:** 389.08km<sup>2</sup>

富士宮市は、昭和30年に富士根村と、昭和33年に北山村、上野村、上井出村、白糸村と、平成22年に本計画対象地がある芝川町と合併した。

富士宮市の人口は昭和55年より増加傾向である。65歳以上人口割合は、平成12年より15歳未満人口を上回り、平成27年には26.7%となっている。

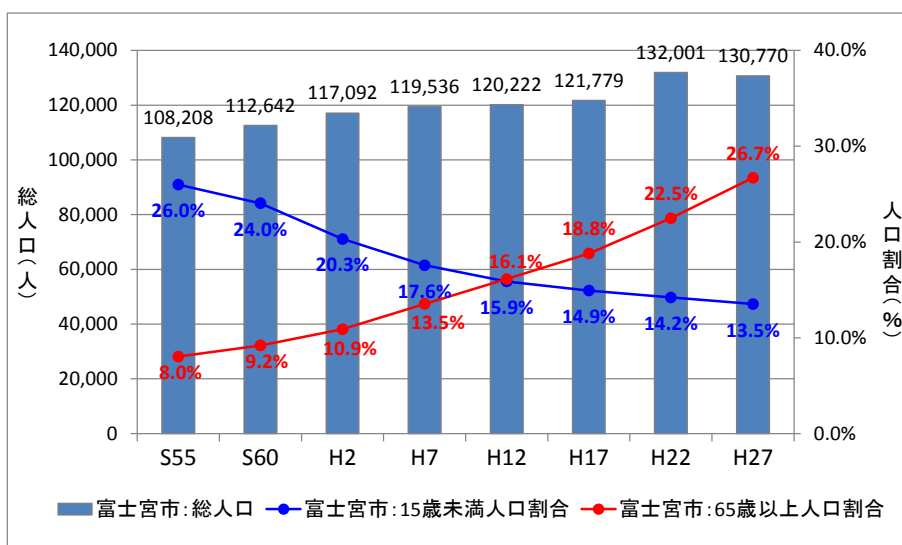


図7 富士宮市の人口

旧芝川町の人口は、平成7年をピークに減少傾向であり、平成27年には8,650人となっている。65歳以上人口割合は、平成7年より15歳未満人口を上回り、平成27年には33.7%と富士宮市全体の高齢化率と比較すると、7%上回っている。

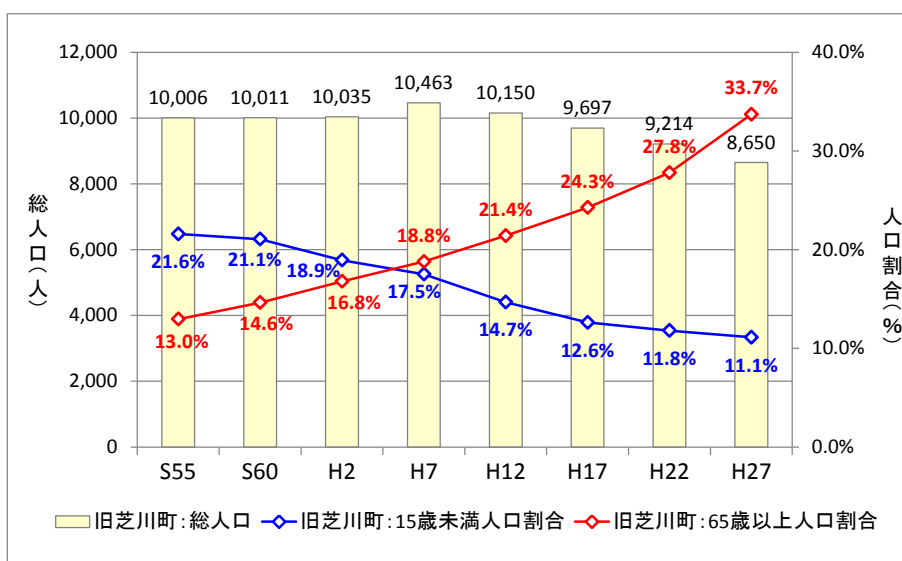


図8 旧芝川町の人口

### 主な観光資源

- ・ 世界遺産「富士山」…平成 25 年 6 月に富士山が世界遺産に登録され、富士山周辺都市である富士宮市は、富士山本宮浅間大社、村山浅間神社などの 6 つの文化財を拠点とした、「史跡富士山」や「名勝及び天然記念物白糸ノ滝」の保存、活用の取り組みが進められている。

### 主な社会教育施設

- ・ 埋蔵文化財センター…平成 26 年 6 月に旧芝川町保健センターを改修しオープンした。市内の遺跡から出た土器・石器等の展示や調査、文化財の問い合わせの対応を行っている。展示室には、縄文時代から近世までの土器の変化がわかるように展示されている。大鹿窪遺跡や、若宮遺跡などの富士宮市内の主要遺跡や世界遺産「富士山」の構成資産からの出土遺物、発掘調査成果が紹介されている。

## (2) 交通網

### 道路

主要な道路として国道 139 号、国道 469 号、国道 52 号、県道朝霧富士宮線があり、これらを補完する幹線道路が形成されている。中心部と市内各地域とは県道などで結ばれている。東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道、国道 469 号（富士南麓道路）の開通により、東京都、愛知県、山梨県、長野県からのアクセス性が向上した。また、平成 24 年から西富士道路が無料化し、気軽に利用できるものとなった。

### 鉄道路線

東海道新幹線の新富士駅が富士宮市に最も近い駅となっており、新富士駅から富士駅に乗り換え、JR 身延線で富士宮市内までアクセス可能である。

### バス路線

富士宮駅と市内各地域や周辺都市を結ぶように配置されているが利用者の減少に伴い、路線及び便数も減少傾向にある。市営のコミュニティバス（宮バス）、デマンド型乗合タクシー（宮タク）が運行されている。

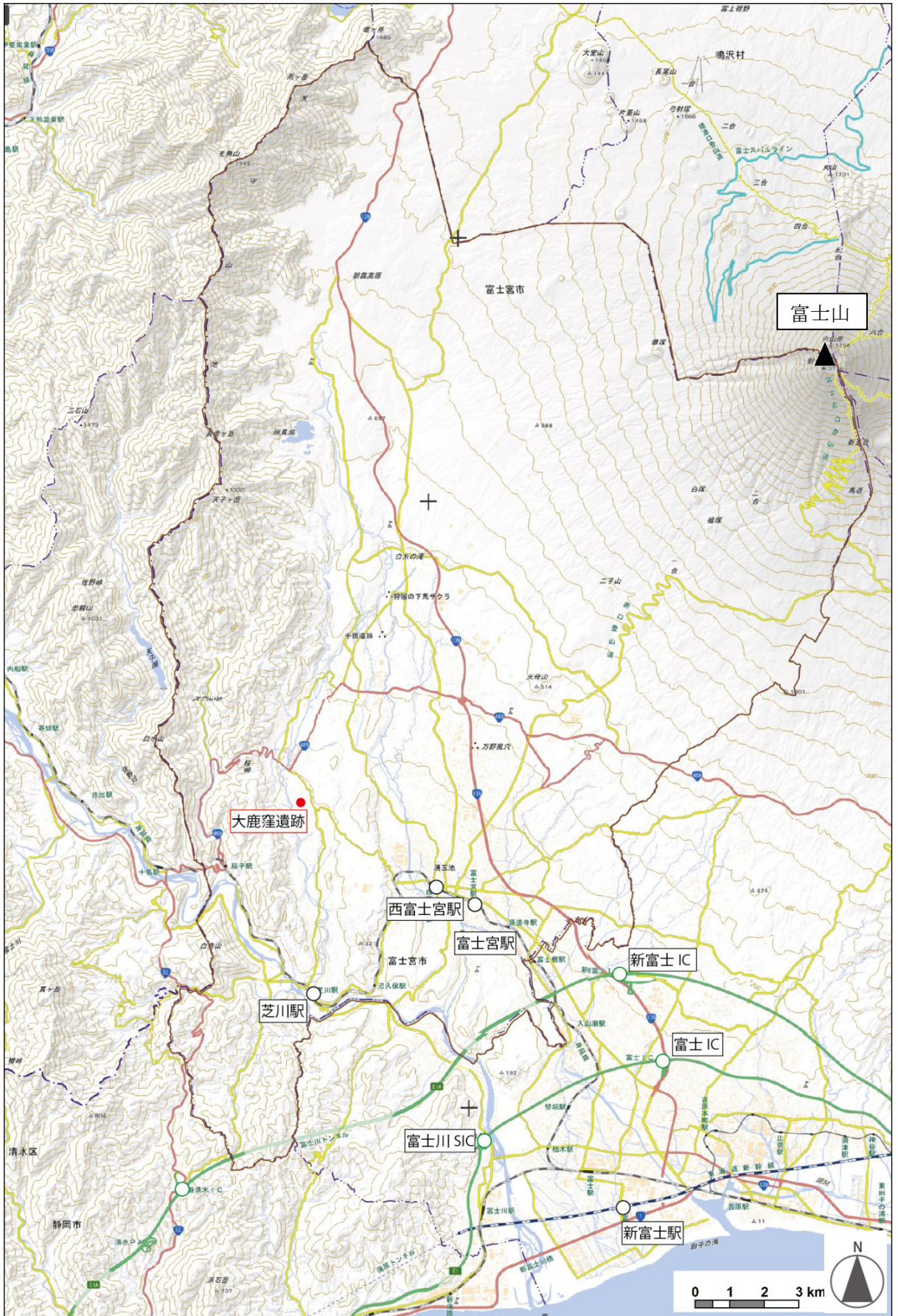


図9 交通網図

## 2.3 歴史的環境

大鹿窪遺跡は縄文時代草創期に集落が営まれた遺跡である。縄文時代草創期とはどのような時代であったか、全国的な視野から概観する。

### (1) 縄文時代草創期について

縄文時代は「水田稲作以前の土器をもつ採集を中心とした時代」である。縄文時代は1万年をこえる年代幅があるが、出土する土器型式に基づいて、6期に区切られている。この中で最も古い段階、縄文時代開始段階が草創期である。

縄文時代草創期はこれまでの放射性炭素年代測定による研究の積み重ねによって、その年代は<sup>(注1)</sup> 暦年代で約 15,800BP～約 11,500BP<sup>(注2)</sup> ということが明らかになっている。草創期のはじめ頃、隆線文土器期（15,000～13,000 年前、大鹿窪遺跡のⅡ期ごろ）は晩氷期前半の温暖期である。この頃には列島全体で遺跡数が増加し、地域差はあるものの、九州薩南諸島から青森までの遺跡の分布が見られた。温暖化により植物質食料の獲得が容易になり、定着的な生活行動が促進されたためと考えられている。

草創期後半（大鹿窪遺跡のⅢ期）は晩氷期後半の再寒冷期（ヤンガー・ドリラス期）にあたる。地球規模で過酷な環境下にあったため、列島全体で見て遺跡数が激減しているという指摘がある。

また、温暖期に形作った生活構造を、寒冷期を迎えても維持するために採用された適応行動として、集落を形成した可能性も指摘されており、この時期の遺跡については未だ様々な議論がなされている。

早期になると、安定した温暖な気候の完新世を迎え、生活構造が確立していくこととなる。

草創期は縄文時代の他のどの時期にもみられないような、大きな環境変化があった時期であり、非常に厳しい環境の中で安定した生活を模索している段階である。その中で、複数の住居と集石遺構・配石遺構などが配置された集落が見つかった大鹿窪遺跡は、他に先駆けて安定した生活を始めた遺跡であると考えられる。

注1：土器が出現した段階を縄文時代草創期のはじめと考える場合

注2：1950年を起点として何年前かを示す

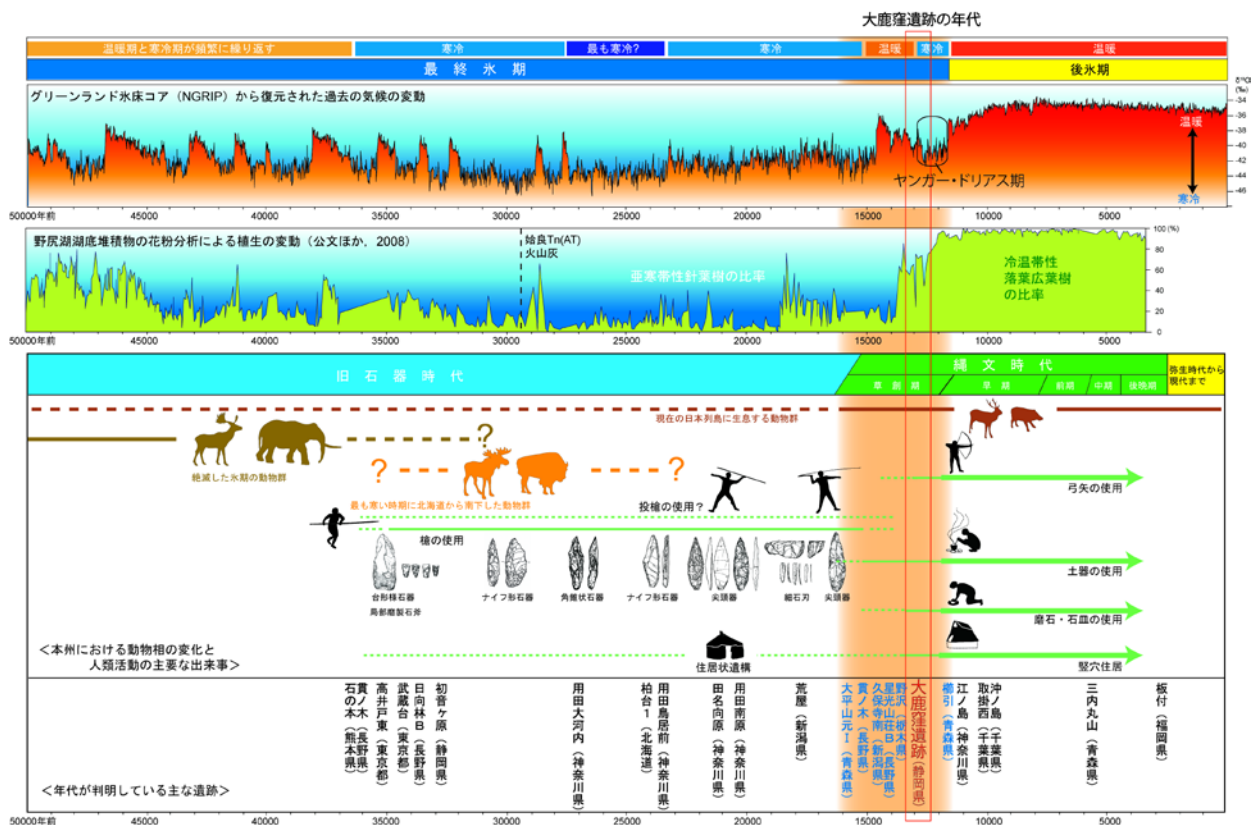


図 10 過去 5 万年間の出来事の年表

## (2) 全国の縄文時代草創期の遺跡

縄文時代草創期の遺跡は、地域に偏りがあるものの全国的に分布している。

最も古い段階の集落遺跡は九州南部を中心に多く見つかっており、鹿児島県掃除山遺跡、宮崎県清武上猪ノ原遺跡などが挙げられる。中でも、上猪ノ原遺跡第 5 地点からは 14 基もの竪穴住居址が見つかっている。年代としては、晩氷期温暖期に属するものと考えられる。

本州では、晩氷期温暖期には竪穴住居址をもつ集落遺跡自体があまり確認されていない。晩氷期寒冷期になっても複数の竪穴住居址をもつ遺跡があまり見られず、基本的に 1 遺跡で 1～2 基程度しか見つかっていない。

大鹿窪遺跡の年代に近い遺跡としては、本州では、群馬県西鹿田中島遺跡、静岡県葛原沢第 IV 遺跡、静岡県仲道 A 遺跡、長野県お宮の森裏遺跡、愛知県宮西遺跡などが挙げられる。また、九州地方では鹿児島県掃除山遺跡、鹿児島県三角山 I 遺跡、鹿児島県鬼ヶ野遺跡、宮崎県清武上猪ノ原遺跡などが挙げられる。

また、この中で国指定史跡となっている遺跡は群馬県西鹿田中島遺跡と大鹿窪遺跡の 2 遺跡のみである。

### (3) 中部地方・関東地方の縄文時代草創期の遺跡分布

中部地方・関東地方の縄文時代草創期の遺跡としては、静岡県では沼津市の葛原沢第IV遺跡、伊豆の国市仲道 A 遺跡、神奈川県では慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス内遺跡、花見山遺跡、群馬県では西鹿田中島遺跡、長野県ではお宮の森裏遺跡などが挙げられる。

特に、葛原沢第IV遺跡、仲道 A 遺跡、お宮の森裏遺跡の出土土器には施文方法に類似点がみられるため、地域間交流があった可能性がある。



図 11 全国の縄文時代草創期の遺跡分布図



(4) 富士宮市の旧石器時代・縄文時代遺跡の概要

富士宮市内では多数の縄文遺跡が確認されている。以下の表に遺跡の分布の変遷を示す。図12に富士宮市内の遺跡分布図を示す。

表2 富士宮市の遺跡概要 旧石器～縄文時代 (番号は図12に示す遺跡の位置である)

区分	時代	環境	富士宮市の縄文時代の遺跡
旧石器時代	後期 (38,000~15,800BP)	古富士火山の活動期 (10万年~1.1万年前) 新富士火山の活動期 (1.7万年~現在)	最終氷期最盛期
	草創期 (15,800~11,500BP)		氷河期末期 気候変動が非常に激しい時期
縄文時代	早期 (11,500~7,000BP)	山頂から小規模なテフラを間欠的に吹き出した。(約8,000年~5,600年前)	気候温暖化により海面が上昇する(縄文海進)

**1. 下高原遺跡 (後期旧石器)**

岩本山北側に位置する狩猟生活を示す遺跡である。ナイフ形石器などの狩猟道具、スクレイパーなどの800点を超える加工具が多く出土している。

**2. 小塚A遺跡 (後期旧石器時代)**

羽鮎丘陵西側斜面の平野部に位置する遺跡である。ナイフ形石器や尖頭器などの狩猟具や石核・剥片が出土している。黒曜石の原産地から信州・神津島との交流がうかがえる遺跡である。

**3. 大鹿窪遺跡 (隆線文系土器、爪形文土器、押圧縄文土器)**

芝川の河岸段丘の微高地に位置する遺跡である。新富士溶岩流と埋没谷に挟まれた狭い平地にこの時期では最多の14棟の竪穴住居址や土坑・集石・配石遺構などが見つかり、これらにともなって大量の遺物が出土している。

**4. 小松原A遺跡 (多縄文系土器、撚糸文土器)**

小松原台地の狭い谷に土器片が流れ込んでいる状態で発見された遺跡。大鹿窪遺跡から出土した押圧縄文土器に続く多縄文系土器が出土しており、大鹿窪遺跡から羽鮎丘陵の先端をまわって富士川に生活拠点を広げていた中間地点であったと考えられる。

**5. 若宮遺跡 (多縄文系土器、撚糸文土器、押型文土器)**

小高い丘陵から斜面一帯に広がる遺跡である。東西120m、南北50mという広い範囲から竪穴住居址28棟、炉穴跡60基、集石土坑13基などが発見された。出土した石器のうち80%が石鏃であったことから、狩猟方法において弓矢が一般化したことがわかる遺跡である。

**6. 黒田向林遺跡 (高山寺式土器)**

小高い丘陵の狭い斜面につくられた遺跡である。狭い範囲から土坑3基と小礫の散在が見られ、多くの土器や石器が出土した。石鏃や敲石から石鏃の製作工房跡と予想される。大きな楕円文や裏面に螺旋状の凹みの特徴の高山寺式土器が出土している。

**7. 石敷遺跡 (穂谷式土器、沈線文系土器)**

緩やかな丘陵上に位置する遺跡である。押型文文化の終末の穂谷式土器を持つ集石土坑跡1基が見つかった。床面に焼土や炭化した木材が散らばり火災があったことが予想される。炉跡と思われる焼土はないため、この段階では住居内に炉はもつことができなかつたと予想される。

縄文時代	前期 (7,000-5,500BP)	<p>山頂から小規模なテフラを間欠的に吹き出した。 山麓部では黒ボク土の形成が続いた。(約8,000年～5,600年前)</p>	<p style="text-align: center;">気候温暖化により海面が上昇する(縄文海進)</p> <p><b>2. 小塚 A 遺跡 (押型文土器、諸磯式土器)</b> 羽鮎丘陵西側斜面の平地に位置する遺跡である。早期中頃の集石土坑跡、前期の竪穴住居址、落とし穴跡・土坑跡が見つかり、遺構から諸磯式土器が大量に出土している。</p> <p><b>8. 箕輪 A 遺跡 (堀之内式土器、井戸尻式土器、曾利式土器)</b> <b>箕輪 B 遺跡 (清水ノ上式土器)</b> 箕輪 A 遺跡では縄文後期前半の竪穴住居址が見つかり、住居内壁際に板状の割石を並べ、柱穴・炉が整然と築かれている住居であった。 また、中期の土器が集中して出土する地点が見られた。 箕輪 B 遺跡では縄文早期前半の集石土坑・炉、前期前半の竪穴住居址が見つかった。</p> <p><b>9. 代官屋敷遺跡 (押型文土器、諸磯式土器、五領ヶ台式土器)</b> 小高い丘陵上に広がる遺跡である。早期の集石土坑と集石跡が見つかり、集石土坑周辺は加熱を受けた痕跡が残っており、調理場であったことが考えられる。また、前期の方形を呈する竪穴住居址や五領ヶ台式土器を伴う住居址も見つかり、</p>
	中期～後期 (中期:5,500-4,500BP) ~ (後期:4,500-3,200 BP)	<p>(約5,600年～3,500年前)</p> <p>富士山北西～南東斜面や一部の南西斜面で側火山の活動が活発となり、多くの側火山が形成された。</p>	<p style="text-align: center;">遺跡が増大し縄文文化が栄える</p> <p><b>10. 上石敷遺跡 (五領ヶ台式土器)</b> 緩やかな斜面上に広がる縄文時代から古代まで続く複合遺跡である。集石跡の中に人為的に壊された土偶が据えられた状態で見つかったこと、集石土坑跡に焦土がつめられていたこと、大きな偏平石を蓋にしていたことなど祭祀的構造が感じられる遺構・遺物が見つかり、</p> <p><b>11. 上谷戸遺跡 (井戸尻式土器)</b> 芝川源流の右岸から西へ広がる遺跡である。中期前半の井戸尻式土器1つが焼土の中から割られた状態で出土した。関東や中部山岳への文化交流の通過点だった遺跡と考えられる。</p> <p><b>12. 大中里坂下遺跡 (井戸尻式土器、曾利式土器、加曾利 B 式土器)</b> 緩やかな斜面から清水川の辺りに広がる遺跡である。中期後半の曾利式土器を主体として、中期前半の井戸尻式土器、後期後半の加曾利 B 式土器が出土している。</p> <p><b>13. 滝ノ上遺跡 (曾利式土器、加曾利 E 式土器)</b> 丘陵上と丘陵の下の平地に広がる遺跡である。丘陵上には中期前半の配石跡が見つかり、また、丘陵下の平地には中期後半の配石遺構4基が見つかり、その内3基は埋葬遺構であった。配石の四隅に割れた石棒が置かれ、火を焚いた跡等があり、祭祀的な遺跡と考えられる。</p> <p><b>14. 滝戸遺跡 (井戸尻式土器、曾利式土器、堀之内式土器)</b> 潤井川周辺に広がる遺跡であり、縄文時代中期後半の曾利期を主体とした縄文時代から古墳時代までの複合遺跡である。石囲炉を中心に据えた竪穴住居址が円形に並び、その上層に円形の配石跡が作られていることが確認された。</p>

縄文時代	中期～後期 (中期:5,500-4,500BP) ～ (後期:4,500-3,200 BP)	<p>富士山北西～南東斜面や一部の南西斜面で側火山の活動が活発となり、多くの側火山が形成された。(約 5,600 年～ 3,500 年前)</p>	<p>遺跡が増大し縄文文化が栄える</p>	<p><b>15. 千居遺跡（曾利式土器）</b>（※国指定史跡 1975 年 6 月指定）</p> <p>緩やかな丘陵上に作られた遺跡である。重複する 20 数棟の竪穴住居址が発見され、住居址は 40mほどの広場を中心に馬蹄形に並んでつくられている。竪穴住居址が富士山の火山灰に埋もれていることから、富士山の噴火で「ムラ」が存続できなくなったものと考えられている。「ムラ」の跡には長さ 40 m以上の二基の配石跡が富士山に対して防波堤のように並んでいることから、初期の富士山信仰も推測される。</p> <p><b>16. 南原遺跡（曾利式土器）</b></p> <p>富士川と芝川の合流地点を望む丘陵上に作られた遺跡である。縄文中期後半のごく短期間に住居の構築と廃絶、その後に配石が築かれており、千居遺跡と同様のあり方をしている。</p> <p><b>17. 柚野辻遺跡（曾利式土器、加曾利 E 式土器）</b></p> <p>縄文時代中期の竪穴住居址や土坑跡、集石・配石跡などが見ついている。出土した土器片の多くは縄文中期のもので、他に弥生土器片や管状の土錘もあり、芝川での漁活動が想像される。</p>
	晩期 (3,200-2,400BP)	<p>大規模な噴火活動。火砕流が発生した。(約 3,500 年～ 2,200 年前)</p>	<p>山頂火口から頻繁に中～大規模なテフラを吹き出したり、</p>	<p><b>18. 辰野遺跡（安行式土器・大洞式土器、清水天王山式土器）</b></p> <p>丘陵の山間を流れ出る滝沢川東岸の緩やかな斜面に広がる遺跡である。この地域における晩期の遺跡は富士山の噴火や気候変化もあり、遺跡数は非常に少ない。また、土製耳飾りが出土した。</p>

注) 暦年代については、小林 2017 『縄文時代の実年代』 同成社に準拠

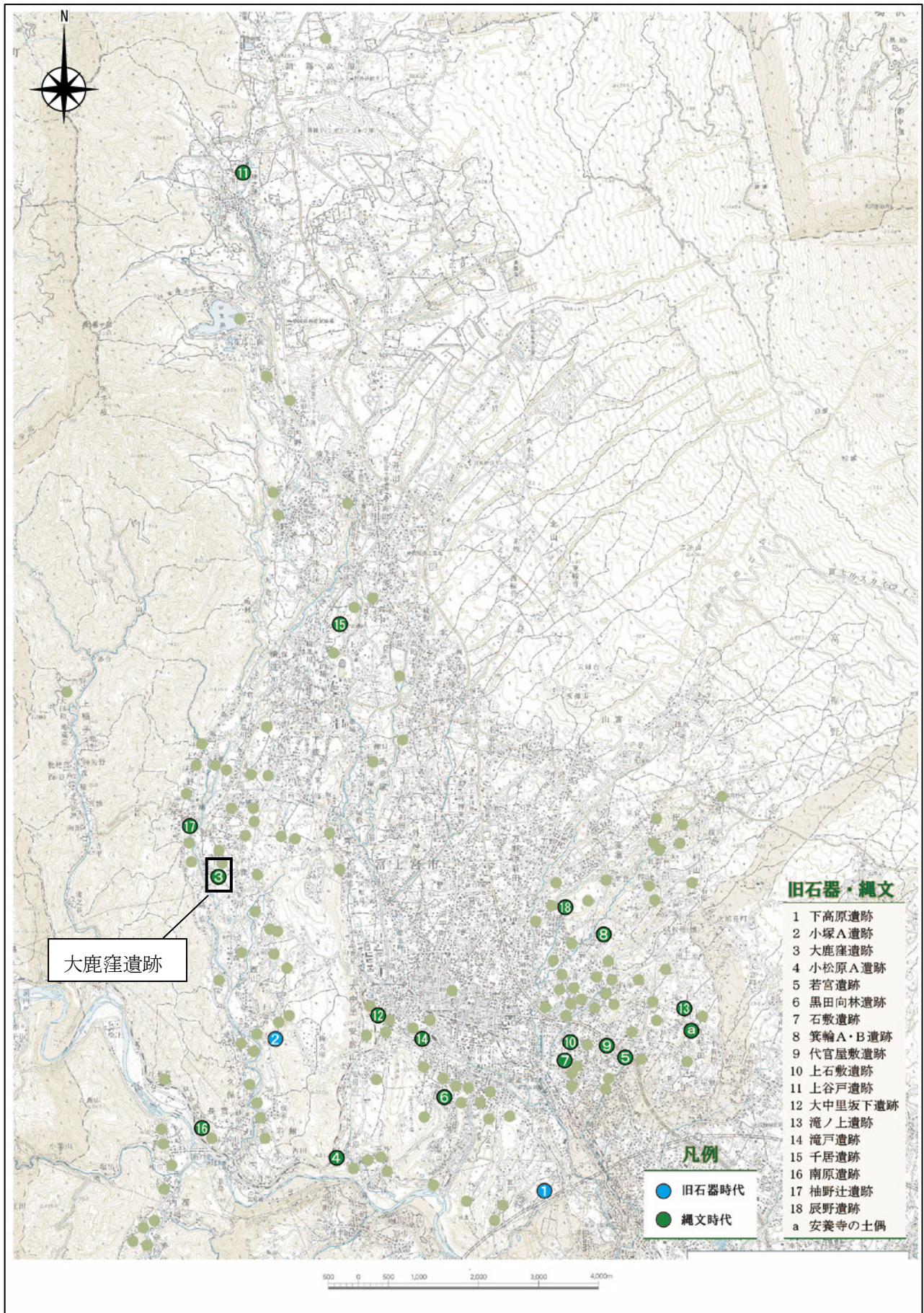


図 12 旧石器時代、縄文時代草創期の富士宮市内の遺跡分布

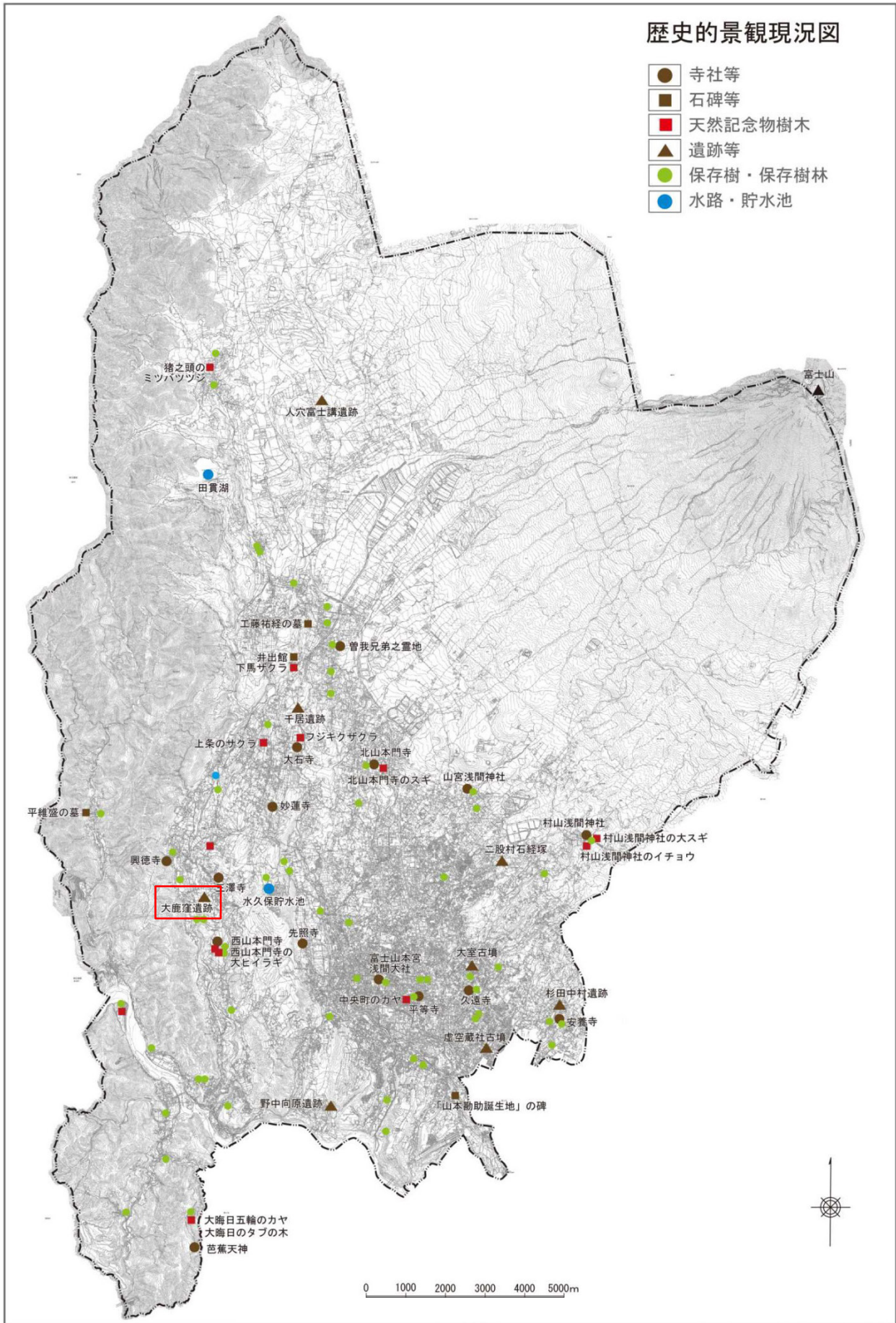


図 13 富士宮市の歴史的景観現況

### 第3項 計画地及び周辺における現況特性の把握（大鹿窪遺跡周辺の概要）

#### 3.1 自然的環境

##### (1) 周辺地域の自然特性

###### 地形

大鹿窪遺跡が位置する沖積層は、芝川に沿った南北に細長い地域に分布し、東西 1,000mに広がる水田地帯となっており、水田地帯の東側は 200~300mの丘陵地帯となっている。

芝川は富士山西麓と天子山地の境界に沿って北から南へ流れる川であり、下流で富士川本流に合流する。芝川の流れに沿って芝川断層が走っており、この断層のすぐ西側は急勾配であり、標高 400mを越える天子山地の一部となっている。

丘陵地帯の東側は、100~150mの断崖となっており、ここに活断層の安居山（あごやま）断層が南北に走っている。

安居山断層の東側は、富士山の火山麓扇状地が広がり、富士宮市の中心市街地となっている。

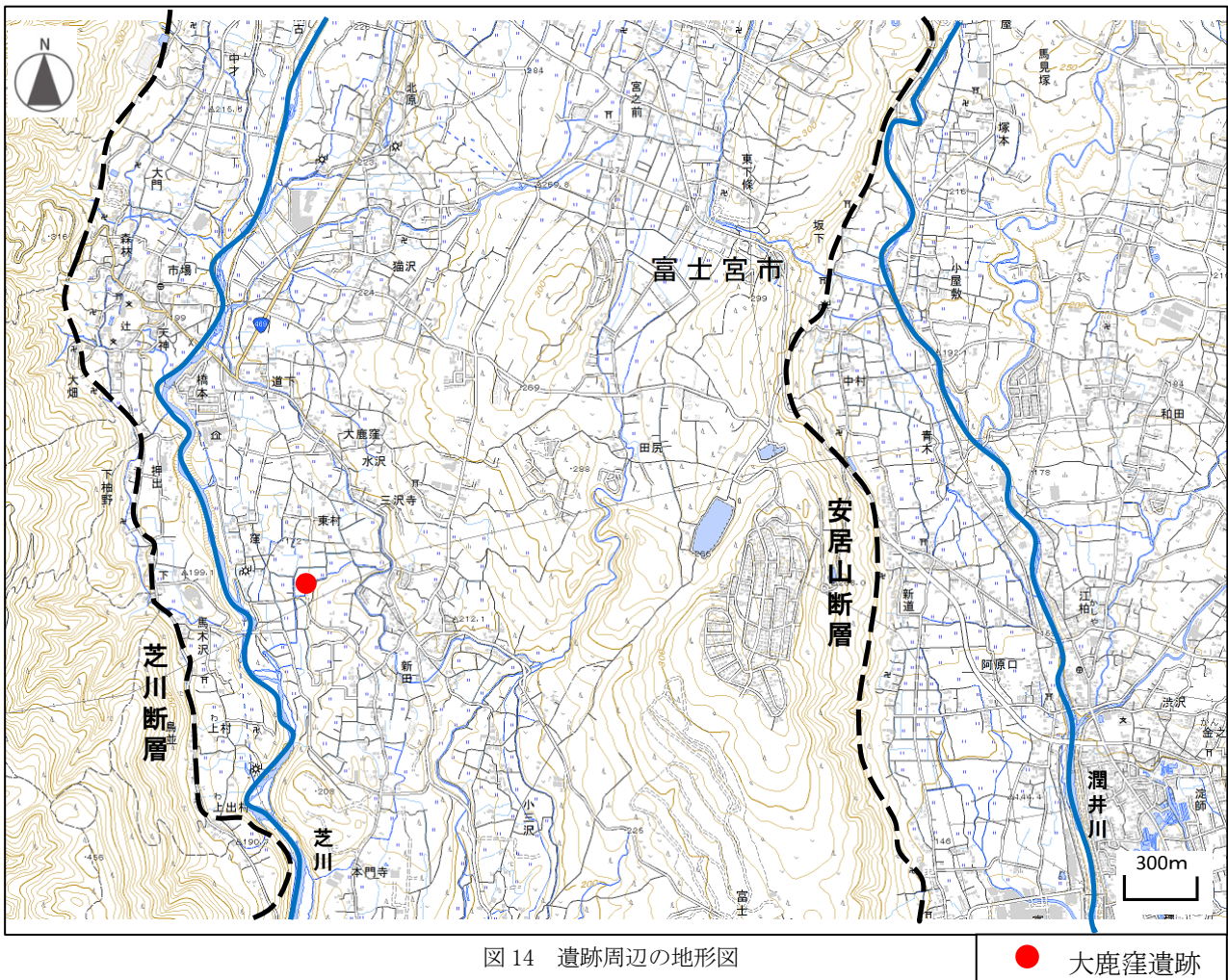


図 14 遺跡周辺の地形図

● 大鹿窪遺跡



計画地の現況

計画地内は田園風景が広がっている。

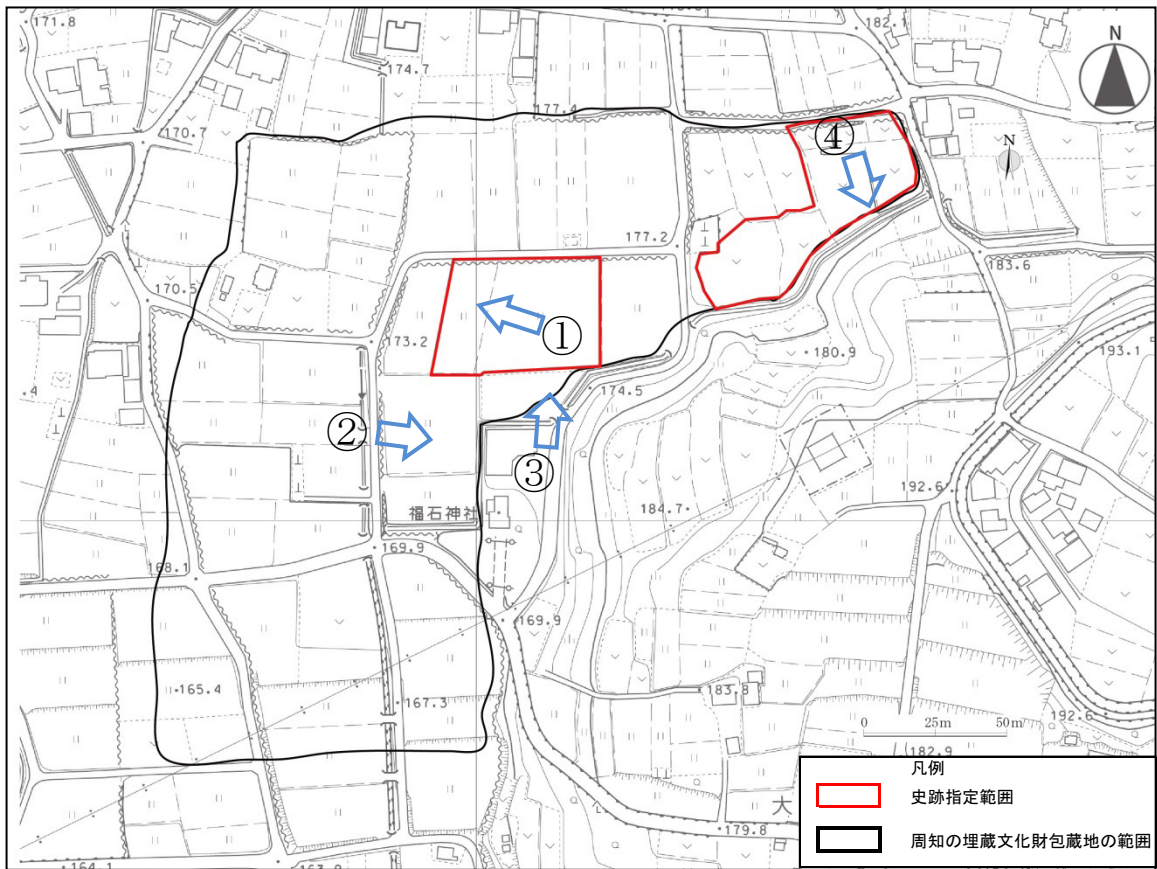


図 16 写真位置図



写真1 計画地の現況



## (2) 計画地の自然特性

### 現存植生

計画地周辺には、「緑の多い住宅地」が点在しており、計画地内の植生は「水田雑草群落」となっている。

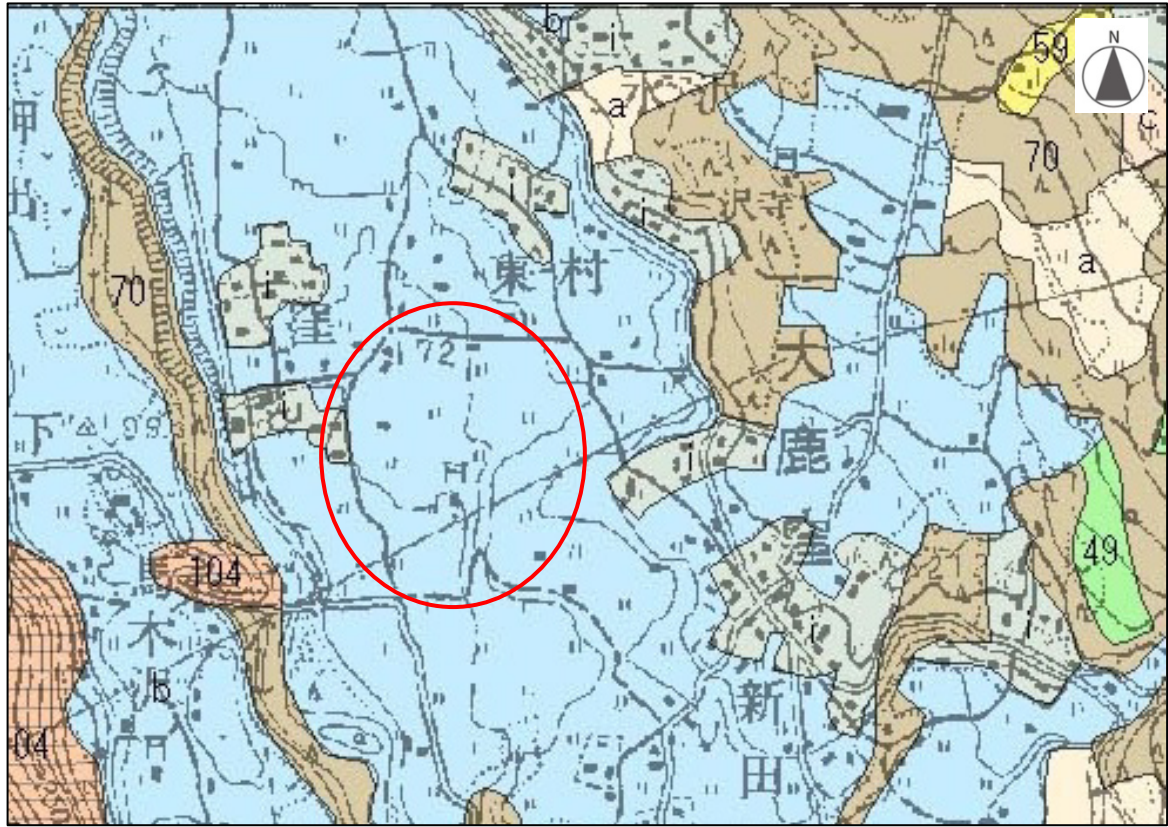
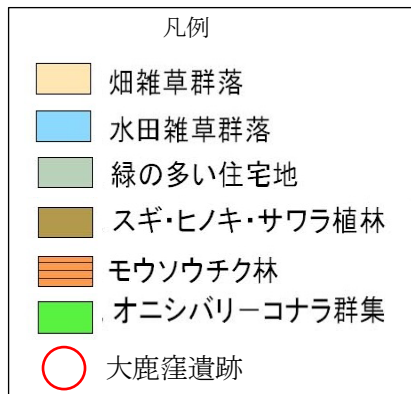


図 17 現存植生図





### 計画地の地形

計画想定区域内で最も高い標高は北東側の 180.6m、最も低い標高は南西側の 177.2mの南傾斜の窪地となっている。計画地の東側には標高 190mの丘がある。

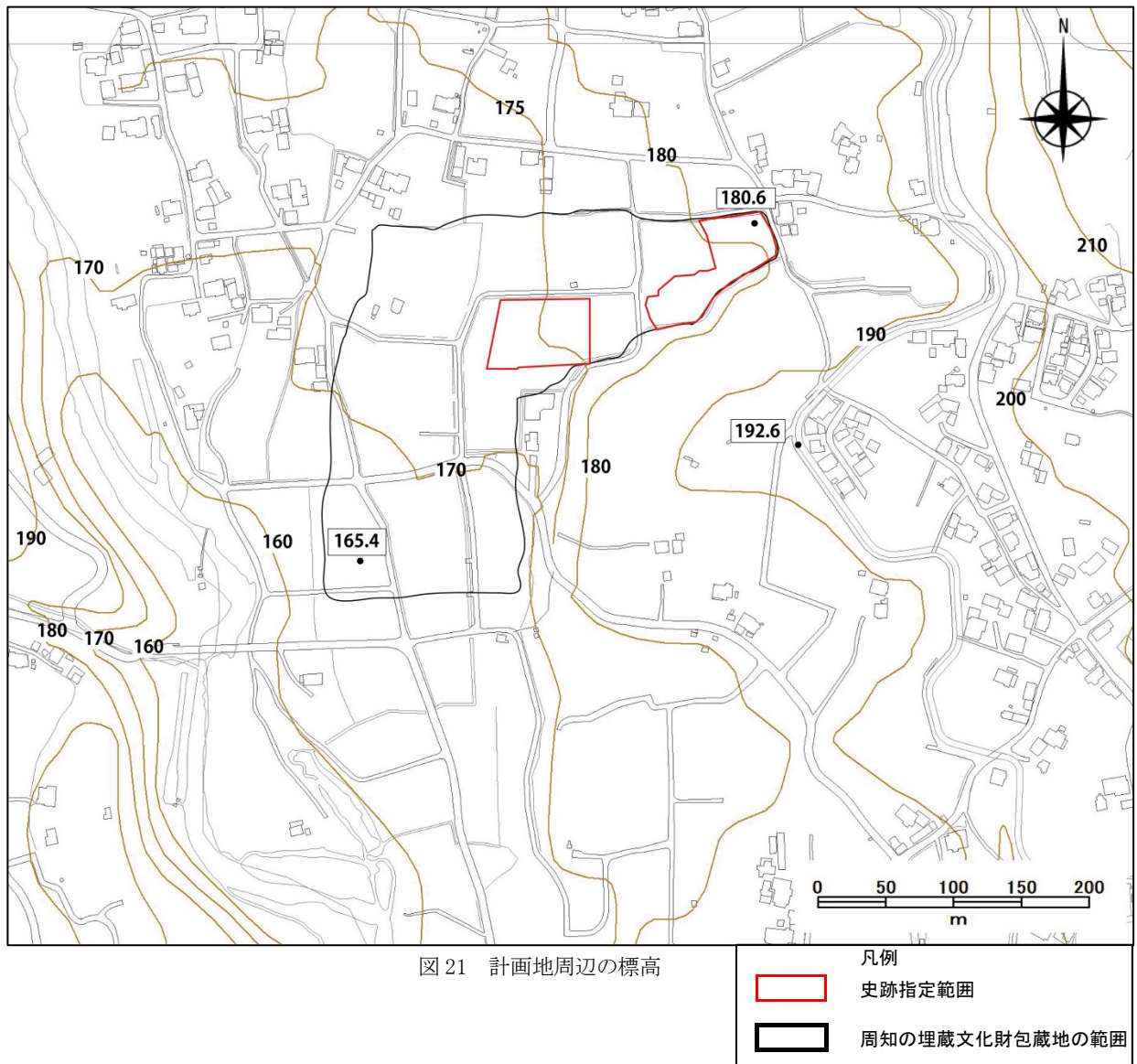


図 21 計画地周辺の標高

## 3.2 社会的環境

### (1) 交通網及びアクセス

富士宮市街地からは約7km、車で約20分要する。また、北山ICから10km、車で約20分、新東名高速道路の新富士ICから約15km、車で約40分、東名高速道路富士ICからは17km、車で約30分要する。

大鹿窪遺跡に最も近い鉄道駅は、JR身延線西富士宮駅（計画地まで6km、車で15分）、及び富士宮駅（計画地まで7.5km、車で19分）、これらの駅から大鹿窪遺跡までの公共交通機関はバスとなる。

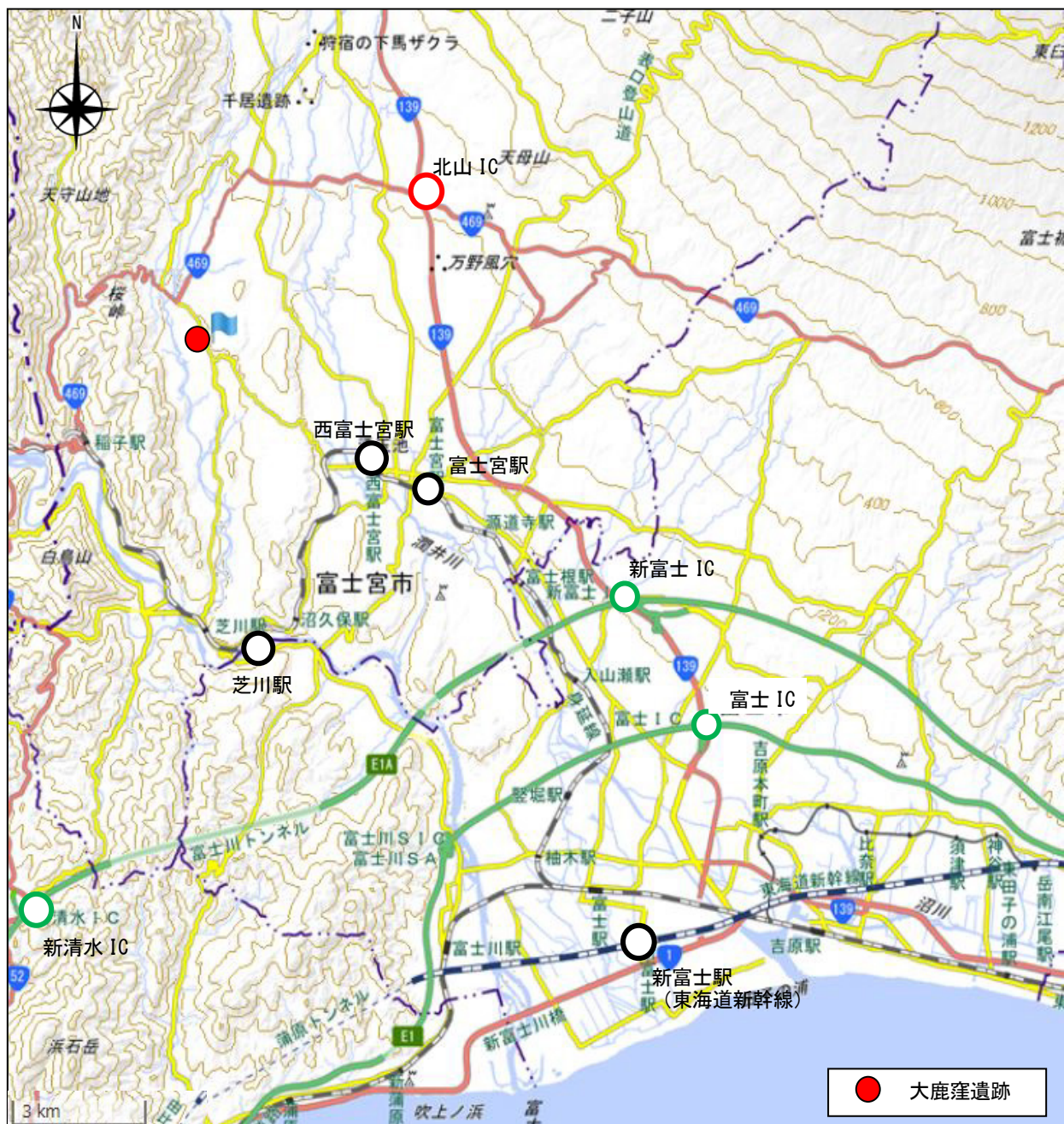


図 22 周辺の交通網

計画地周辺バスルート(2018年10月現在)

最寄のバス停「東村」からは徒歩約5分、市営の宮バスが停車する「新田」からは徒歩10分で計画地にアクセスできる。

**【富士急静岡バス 運行状況】**  
平日： 富士宮駅⇒東村⇒上柚野（6便）、上柚野⇒東村⇒富士宮駅（6便）  
土日祝日： 上柚野⇒東村⇒富士宮駅（1便）、上柚野⇒東村⇒富士宮駅（1便）  
※8/13～8/16、12/29～1/3は土日祝日の運行

**【宮バス（旧芝川線） 運行状況】**

**宮11 芝富線**  
月～土： 芝川会館⇒芝川駅⇒新田（2便）、新田⇒芝川駅⇒芝川会館（6便）

**宮14 稗久保線**  
月～土： 芝川会館⇒新田⇒富士宮駅南口（2便）、富士宮駅南口⇒新田⇒芝川会館（2便）

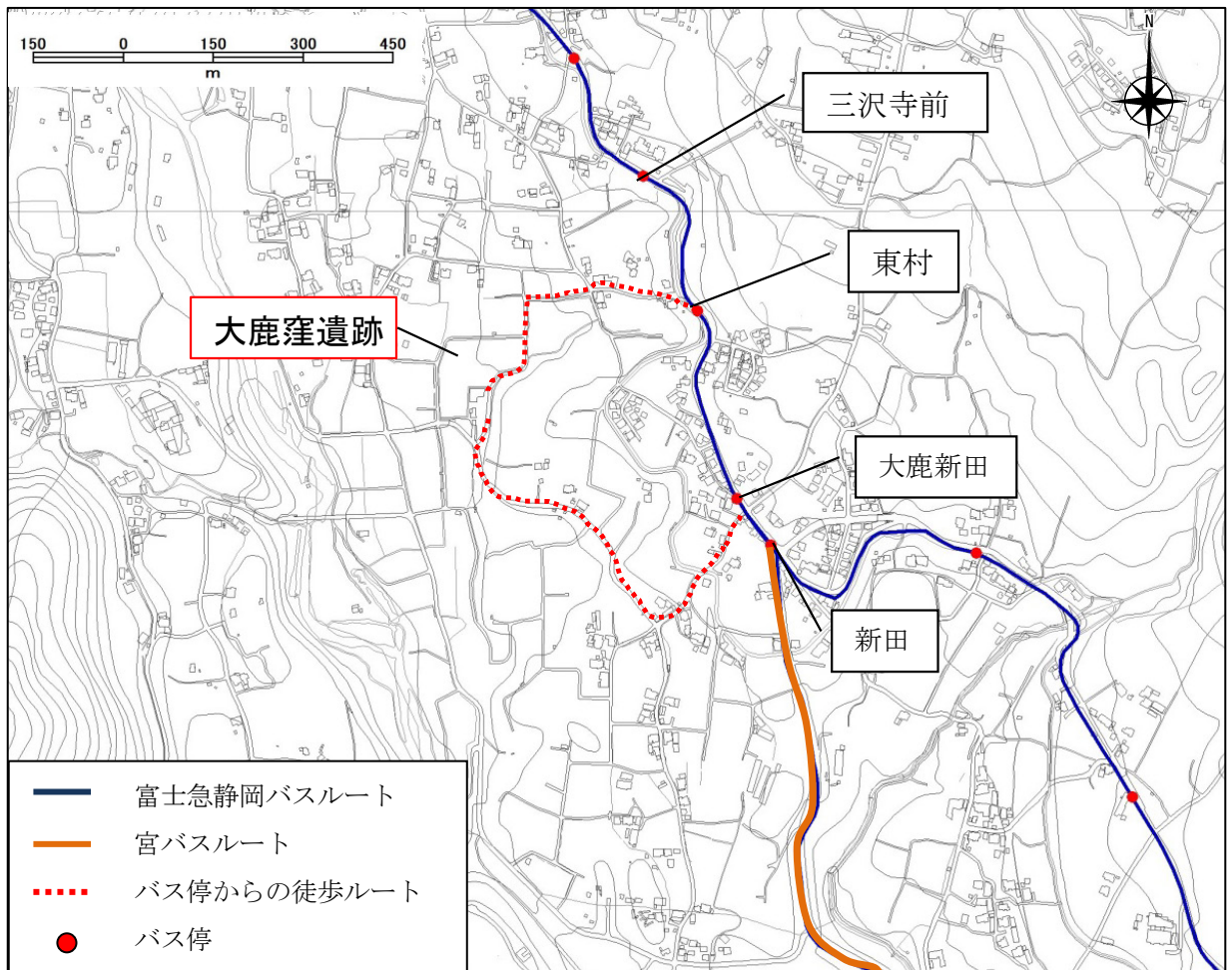


図23 周辺バスルート図

## (2) 周辺土地利用

計画地周辺は農業地帯で耕地となっている。水田が大部分であり、一部畑もみられる。また、圃場整備事業に伴い整備された道路が史跡指定地の周辺を大きく囲むように通っている。その一部は史跡指定地に隣接している。次頁に周辺の土地利用状況図を示す。

### ①富士宮市柚野の里活性化施設

福石神社北側には中山間地域総合整備事業の農村生活環境基盤整備事業により整備された富士宮市柚野の里活性化施設が隣接している。地域住民の交流や集会の場所として利用されており、平成27年から「柚野の里まつり」の会場となっている。

施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意することと示されている。

### ②墓地

史跡指定地に隣接して石垣で囲まれた墓地がある。周囲よりも1～2m高くなっている。

### ③福石神社

浅間大社の元末社であり、神殿、鳥居、灯籠、祠3基がある。

### ④駐車場

富士宮市柚野の里活性化施設の北側はアスファルト舗装された駐車場となっている。

### ⑤・⑥遺跡の説明サイン

国指定史跡大鹿窪遺跡についての説明板が設置されている。

### ⑦資材置き場

史跡指定地②の東側に農業用の資材置場がある。

### ⑧鉄塔・送電線

史跡指定地②の南側にある丘陵上に送電用の鉄塔があり、送電線が東北東から西南方向に走っている。

### 1)～5) サイン

富士宮市柚野の里活性化施設の東壁面には「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」が活動を案内する「柚野の里」エリア案内板が設置され、歴史・観光スポットとして西山エリアに「大鹿窪遺跡」が紹介されている。

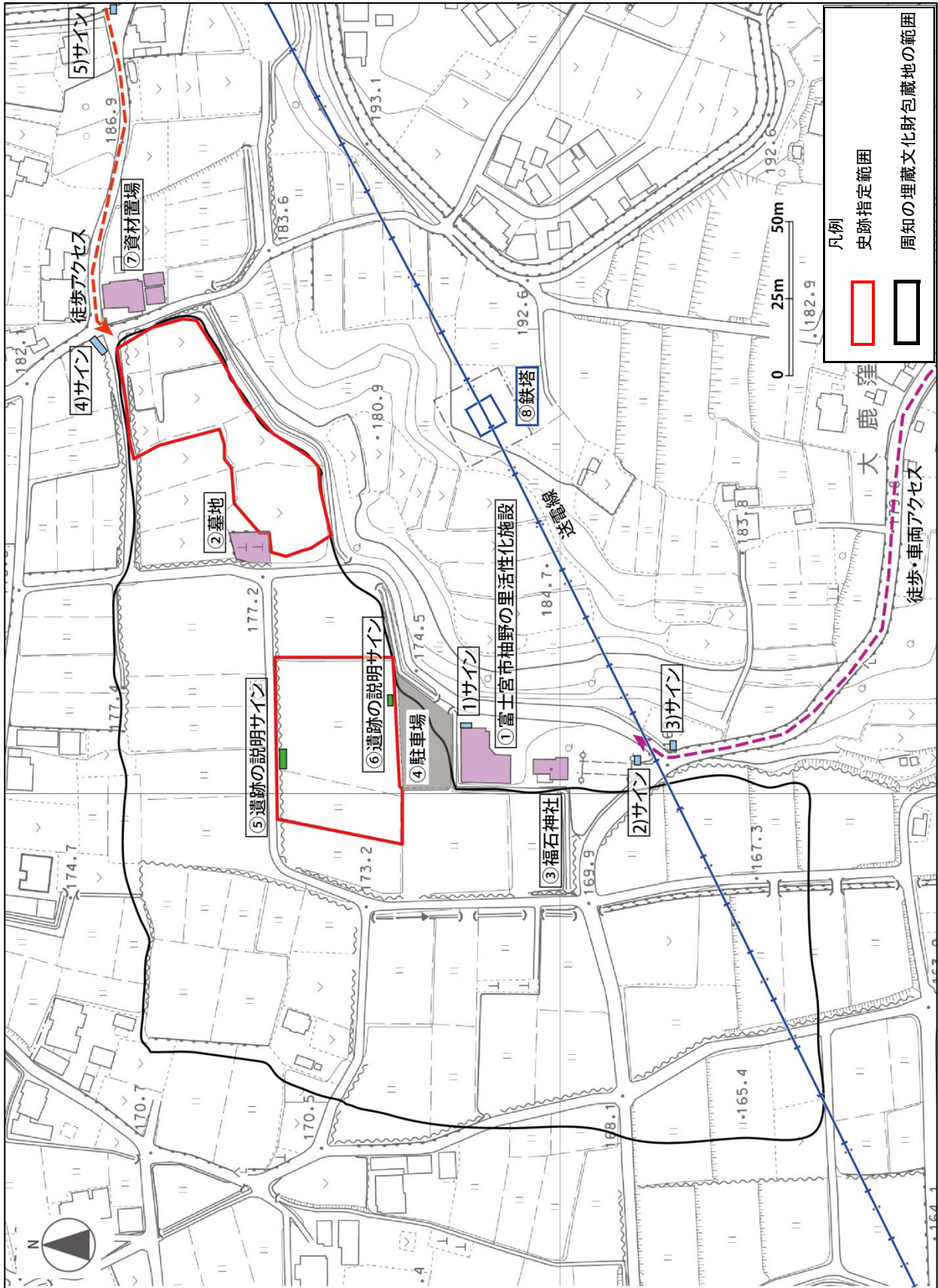


図 24 周辺土地利用状況



①富士宮市柚野の里活性化施設



②墓地



③福石神社



④駐車場



⑤遺跡の説明サイン



⑥遺跡の説明サイン

写真2 周辺土地利用状況



計画地周辺のその他のサイン



1) サイン (柚野地区の観光案内)



2) サイン (福石神社解説サイン)

3) サイン (誘導サイン)

2) サイン (福石神社解説サイン)  
3) サイン (車両アクセスルートから富士宮市柚野の里活性化施設への誘導サイン)



4) サイン (富士宮市柚野の里活性化施設への誘導サイン)



5) サイン (富士宮市柚野の里活性化施設への誘導サイン)

写真3 計画地周辺のその他のサイン

### (3) 法令・規制等

計画地に関わる法規制等について、以下に整理する。

#### 1) 都市計画法

富士宮市は、都市計画区域、都市計画区域外に指定されており、都市計画区域内においては、市街化区域と市街化調整区域が定められている。計画地は、市街化調整区域に含まれ、用途地域の指定もされていない。

市街化調整区域の開発行為は、面積規模に関わらず富士宮市長の許可が必要である。

表3 開発行為の許可の対象となる規模

区域区分等		開発行為の許可が必要となる規模
都市計画区域	市街化区域	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	市街化調整区域	全て
都市計画区域外		10,000 m <sup>2</sup> 以上

#### 2) 農業振興地域の整備に関する法律・農地法

農業振興地域の整備に関する法律の目的は第1条に規定されており、農業の健全な発展を図ることを目的の一つとしている。農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地を設定しており、農用地区域内において、農地の転用を行う場合は、一部農業用施設をのぞいて農用地区域の除外について県知事の同意が必要である（第8条第4項）。

また、農地法の目的も第1条に規定されており、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的としている。農地は、その転用を厳しく規制されており、転用面積が4ha未満は市農業委員会の許可、4haを超えると県知事許可が必要となる。

計画地は、指定地を公有化した際に農用地区域からの除外を行った。周辺地域は農用地区域となっている土地が多い。

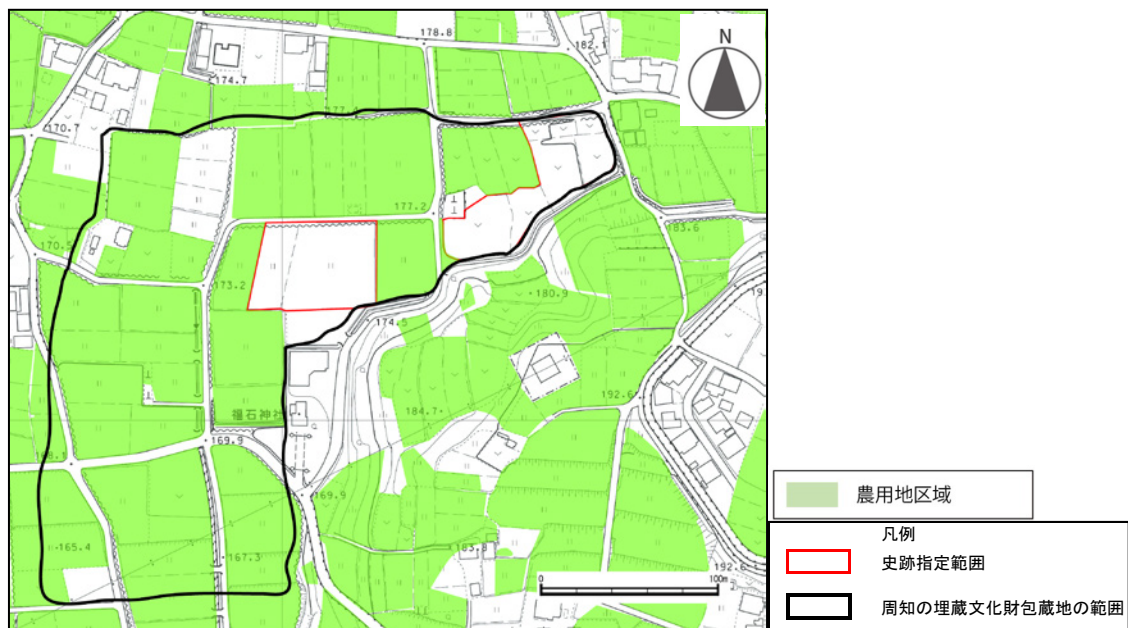


図25 農用地区域図

### 3) 景観法、景観条例

良好な景観形成を推進するために、富士宮市では、市域全域を景観計画の対象区域としている。

市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めている。

計画地は、「富士山等眺望保全地域」となっており、延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える又は高さ 10 mを超える建築物の建築や土地の面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う場合等は、市に届出が必要となり、壁の色や屋根の色については、景観計画に定める景観形成基準に従う色相や明度としなければならない。



図 26 景観計画区域図

### 4) その他の法規制の状況

今回の対象区域は、下表に示す法規制対象区域外である。

表 4 その他の法規制の状況

区域名	法律	
地すべり防止区域	地すべり法	区域外
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	区域外
砂防指定地	砂防法	区域外
国有林	森林法	区域外
地域森林計画対象民有林		区域外
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	区域外

#### (4) 地域の催し・イベント等

##### 歩く博物館

富士宮市教育委員会主催で行っている文化財の探索会である。年間3回開催しており、富士宮市内に点在する文化財(歴史・民俗・自然など)を歩いて巡り、見て、ふれ、感じてもらうことを目的としている。大鹿窪遺跡は「T 下柚野・大鹿窪地区 「柚野の里をめぐる南コース」に含まれている。



写真4 歩く博物館探索会開催状況

##### 柚野の里まつり

平成27年より開始された富士宮市観光課及び富士山まつり推進委員会主催のまつりで、大鹿窪遺跡にて毎年11月下旬に開催されている。「土器づくり」「火おこし体験」「石器づくり」など縄文時代を体験できるようなイベントが開催されている。また、地元野菜やイノシシ肉の入った縄文汁などが出品されている。



写真5 柚野の里まつり開催状況

##### 縄文DNA展

平成30年2月に1回目が開催された、RYU GALLERYが主催する展示会で、縄文時代をテーマにしたアート作品を展示している。



### 3.3 歴史的環境

#### (1) 大鹿窪遺跡周辺の歴史的環境

大鹿窪遺跡は旧大鹿窪村（現富士宮市大鹿窪）にあり、南を旧西山村（同市西山）、西を旧鳥波村（同市鳥並）に接し、芝川中流域に位置する。明治22年（1889）、町村制の施行に伴い大鹿窪村を含め7ヶ村が合併して柚野村が発足、昭和32年（1957）に富原村と合併して芝川町が発足した。その後平成22年（2010）に富士宮市と合併し現在に至っている。『芝川町誌』（芝川町、1973）によれば、大鹿窪遺跡がある芝川以東・下柚野・鳥並区内の芝川流域は火山岩質地であり、黒土の火山噴出物と腐植質地との混合からなっている。また地質は底土が細微な噴火物質が多い中に、適度な腐植植物と粗粒分子を含み保水力が高いため、農耕地に適していたとある。

「大鹿窪」という地名の初見は、文禄2年（1593）12月付「富士大宮浅間領渡帳」の「上野・大鹿窪・ゆのあまつら（柚野甘葛）免」（『纂』公文記-4）である。それ以前は「あさミ名・とんなミかいと・みさハかいと（三沢垣内・現大鹿窪三沢に比定・『平』）・はなの木かいと」等がある「油野郷」に属していたようである（『静』八-1070、ただし、柚野郷の具体的な範囲は明らかではない）。以下では大鹿窪遺跡周辺の歴史について概説する。なお説明中の記号・番号は図28に対応する。

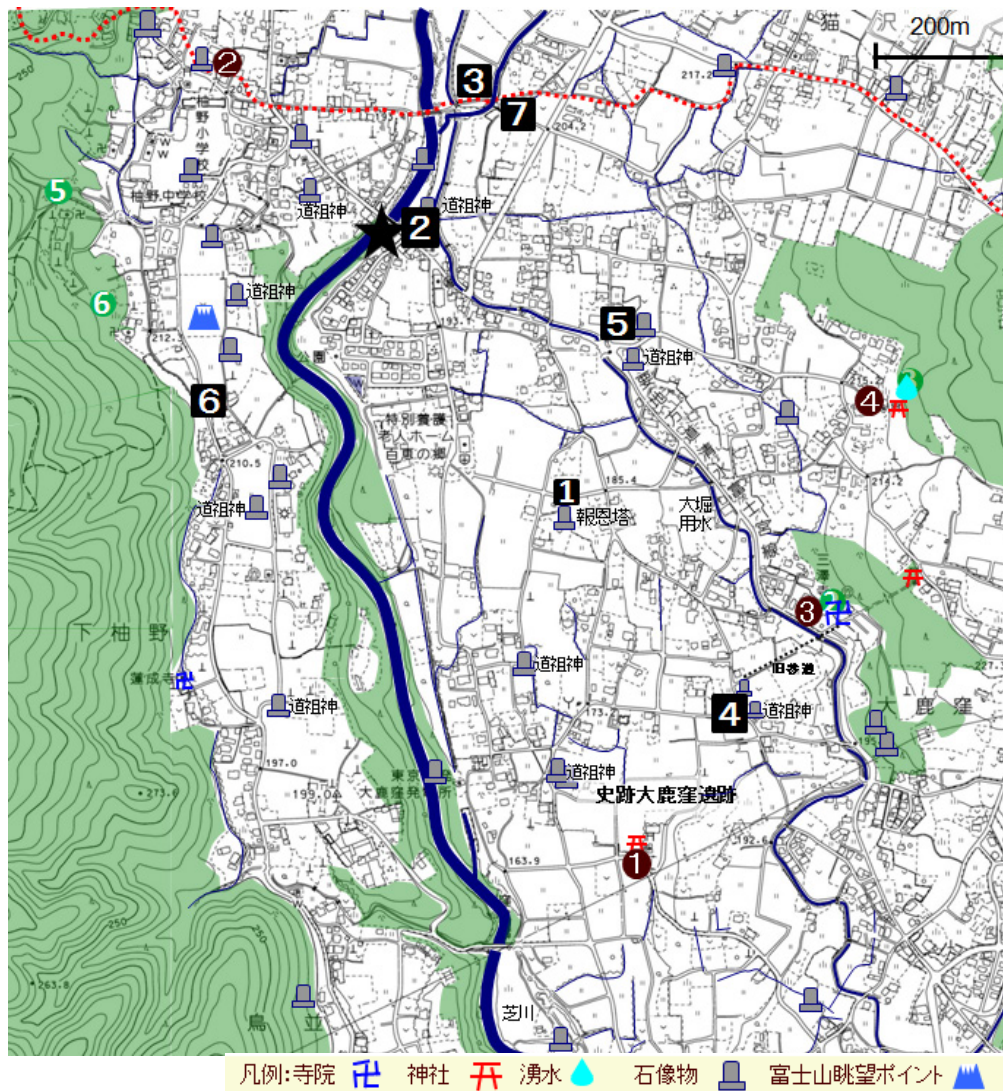


図28 周辺の歴史的環境

## 1) 中世期までの大鹿窪周辺

『和名類聚抄』(平安中期成立)によると、富士郡には「島田<sup>之万</sup>・小坂<sup>乎佐</sup>・古家<sup>本留</sup>・蒲原・駅家・大井<sup>於保</sup>・久武<sup>久</sup>・姫名<sup>比奈</sup>・神戸」の九郷があり、『静岡県史』・『沼津市史』などではそれぞれ、富士市島田・富士宮市富士根小泉・富士須津・富士市岩松または岩本・富士宮市大宮・富士市久沢地区または国窪・富士市比奈・富士市神戸に推定している。ただし以下近世の地誌では、

『駿河記』(文政3年・1820): 上下柚野ハ上方荘保坂郷ト云、按ニ和名鈔富士郡ニ小坂郷名ニ載タリ、コノ保坂ナルカ上稲子ニ越ユル櫻峠ト云小坂アリ、是等ノ名ニ追フニヤアラム

『駿河志料』(文久元年・1861)「下柚野」の項: 里人云、此地近世上方荘保坂郷と云、倭名鈔云小坂<sup>乎佐</sup>郷名の地なり、稲子櫻嶺これを小坂と云、古への郷名の残れるにてもあるべし

と、小坂郷は富士宮市柚野であると比定している。

鎌倉期の大鹿窪周辺には、日蓮に早くから帰依し、支援し、手紙等のやり取りがあった駿河門徒に西山殿(河合氏ら)・三沢氏・内房尼などが居た。このうち西山には日代が西山本門寺を開山し、大鹿窪の在地領主であった三沢氏は、居宅を弘法山三沢寺としたと伝わる。三沢氏は文永12年(1275)・建治4年(1278)に、日蓮から消息を受け取っており、後者は「三沢抄」として日興上人の写本が伝わる(『平』)。

三沢小次郎について、安永8年(1779)に編まれた日諦の『本化高祖年譜』には、「淡州ノ人移駿州富士郡大鹿村富士十七騎之一、延慶二年五月十八日没、法号三沢院法性日弘、其居為精舎号弘法山三沢寺朗公為開祖」、つまり「淡路の出で富士郡大鹿村へ移り住み、延慶2年(1309)死去し、遁世して三沢院法性日弘を名乗り、日朗を開祖に住居を寺にした」と加筆している。延宝8年(1680)に三沢寺日相が書写した『三沢寺縁起』(『芝』)は、『吾妻鑑』に載る、奥州合戦等で軍功を挙げた三沢小次郎の孫昌弘が、日蓮から消息を受け取った人物としている(『芝』)。同内容は『駿河記』『駿河国新風土記』(文化13(1816)一天保5(1834))にも記述されるが、これらはいずれも後世の編纂物であり、三沢寺と三沢小次郎・昌弘を直接結び付ける同時代史料は今のところ確認できない。

戦国期に入ると、大鹿窪周辺は永禄11年(1568)暮れ以降の武田氏の駿河侵攻に際しては戦場となり(『静』七-3676)、信玄は12月7日に行軍先の光徳寺(現興徳寺・下柚野)に軍勢の「乱妨狼藉」を禁ずる高札を出し(『静』七-3498)、続いて大宮城を攻撃し駿府まで侵入した。北条氏康・氏政はこの事態を受けて武田氏と断交、駿府に出兵した。北条氏政は翌年、浅間神社(富士山本宮浅間大社)大宮司富士信忠に対し、武田方に奪われた大宮城(現富士宮市)を奪回すれば遊野郷(柚野)を含む14カ所の地を与える約束し(『纂』大宮司文-31)、領地安堵と恩賞を約束している(『静』七-3524・3525)。しかし武田方の優勢は動かず、同13年に武田氏は「湯野」のうち、一貫五〇〇文の地を家臣であった朝倉弥六郎に(『静』八-168)、さらに葛山氏の本領であった「由野」のうち、七〇貫の地を御宿友綱に付与(『静』八-275)し、天正5年(1577)には油野郷の百姓に本宮流鏑馬役が課された(『静』八-1070)。現下柚野郷内に比定される押出村も、甲斐国一宮浅間神社・二宮美和神社の鍵取に対し寄進され、(『静』八-404・405)永禄以後大鹿窪周辺に、徐々に武田氏の影響が大鹿窪周辺へ及んだと言える。

武田氏滅亡後の天正11年(1583)、徳川家康は「由野郷」内五十貫文を吉野助左衛門に安堵(『静』八-1628)、その後天正18年(1590)には、豊臣秀吉が本宮領として「由野郷」二一石余を安堵した(『纂』大宮司文-48、『平』)。

## 2) 近世期：大鹿窪村と周辺の歴史環境

大鹿窪遺跡周辺は『寛永改高附帳』（慶安年間カ）に大鹿窪村とみえ、田方二石余・畑方一一六石余、『元禄郷帳』（元禄 15 年（1702）成立）では高二九八石余であった。国立史料館本『元禄郷帳』によれば旗本杉浦領とあり、『駿国雑誌』（天保 14 年・1843）には「一村の高、二百九十八石三斗八升三合也、名寄帳云、古は大鹿窪村と云へり、云々、」とある。『旧高旧領取調帳』（明治 10 年（1877）頃成立）でも同領であるが、その間の変遷は明確ではない。『駿河志料』（文久元年・1861）には「此地は西山の北、青木に続く山間の地」であり、村域内には福石明神社・牛頭天皇社・熊野社・三澤寺・妙道寺・篠原家がいった。（詳細は寺社等の項で述べる）

### 治水

大鹿窪遺跡の西側を流れる芝川は恵みを与える一方、被害を及ぼすこともあった。文化 2 年（1805）に、大鹿窪村を含めた芝川沿い 16 ヶ村から葦山代官所へ提出された「書付」には次のようにある。寛政 6 年（1794）の大洪水の際、大沢からの土石流により芝川の川筋が崩壊したため、御林守の許可を得て土砂の流入を防ぐ「砂除」を設置した。その後も度々大沢からの土砂流入を受けたため補修を重ねてきたが、文化元年（1804）の大洪水により再び「砂除」が崩壊し、川筋が変わるほどの被害が生じたため、前述の 16 ヶ村共同で「砂除」を設置している。同史料内には、芝川の川筋に用水堰や小堀・橋などが多数設置されている様子が記され、芝川を水源とする多くの用水が流域の村々を潤していたことが窺える。（『旧上野』H1）

そのうち大堀用水は、現在、猫沢の<sup>つぼくろ</sup>燕堰で芝川から取水し、大堀用水として大鹿窪・西山を灌漑する。三澤寺境内に「いまい沢堰大願成就所 元禄八年九月十九日 施主郷中」と刻まれた石臼があり、元禄 8 年（1695）までに原型である「いまい沢堰」が開削されたものと考えられる。武田氏の家臣であった篠原尾張守（蓮甫入道）が芝川から引水したのが始まりとも伝わるが（文化 13 年（1816）銘の報恩塔（[1](#)））、詳細は不明である。水路脇には文化 13 年（1816）6 月吉日銘の水神碑（[2](#)）があり、「大鹿村用水堀之内、今井ヶ沢堤並び久保分水両所数度破損有之憂、文化八末年已来同十二戌迄五ヶ年の間、村内依丹誠為永代新石垣令作、且又一□造立而鎮守奉信敬者也勸請主 三澤寺日英敬白」と、大鹿窪村内の用水のうち、今井ヶ沢堤と久保分水の 2 ヶ所がたびたび破損するので、新たに石垣を積み直し、水神を勸請し用水を守るために祀ったとある。嘉永 6 年（1853）には大堀用水を安居山まで延長するにあたり、精進川村字とろ堰から新たに取水することが計画され、大鹿窪村もこれに賛同しているが、芝川の流末の村々が引水による川の水量減少を理由に拒否されている（『旧上野』H8）。関連：[3](#)「疎水碑」

### 助郷

『吉原市史』上巻（富士市、1972）によると天保 7 年（1836）、大鹿窪村は蒲原宿加助郷・吉原宿助郷に指定されていた。助郷とは、宿での継立の人馬を提供する村々であり、宿周辺の村々が指定されたが、交通量の増大とともに人馬の不足が恒常化し、次第に範囲を拡大して宿から遠方の村々にも賦課されるようになった。加助郷は義務年限の定めがあったが、人馬の提供は村の労働力の収奪であり、金銭による代納も重い負担であった。このため、助郷の村々からは度々休役や免除が願い出され、時には宿役人との訴訟に発展することもあった。天保 14 年（1843）、大鹿窪村を含めた同



宿加助郷 20ヶ村は、蒲原宿を管轄する葦山代官所に対して、蒲原宿役人を提訴した（『旧上野』G6・G7）。その経緯については、『旧上野村役場文書』（富士宮市教育委員会、2014）で関連文書とともに紹介されている。20ヶ村は訴訟当時、高百石につき加助郷三十六、七貫文を負担していたが、寛政年間（1789-1801）には六、七貫文であったため、その増大に不信を抱いた村方は、宿役人から天保4-12年（1833-41）の「取調帳」を借り受けて内容を精査した。すると石高が減少しているにも関わらず、負担が維持されていたこと、本来助郷は通行当日分の人足のみの負担であるのに、雑費用の負担が加えられていたことが明らかになっている。（『旧上野』G6・7・9）嘉永2年（1849）にも大鹿窪村は他の西山や鳥並・上柚野といった6ヶ村とともに、蒲原宿の増助郷の免除を嘆願している。この際大鹿窪村は、「東西南方に高山があり、日当たりが悪く冷地であること、芝川から水を引いているが渇水の時には通水がないこと、水が行き届かず<sup>ひでり</sup>旱の年が多い」などの現状を訴えており（『芝』）、免除を得るために多少誇張しているであろうが、当時の大鹿窪村の状況を窺うことができる。

### 3) 寺社・石造物他

#### 福石神社 ①

浅間神社が寛政2年（1790）に寺社奉行所へ提出した「本宮及末社間数・坪数書上写」（『纂』本宮16）を見ると、福石神社は浅間神社の末社で、規模が1間×2間（約1.8m×約3.2m）、社領が1200坪余りあったと記載される。神社に伝来する棟札を見ると他に福石大明神・富士浅間大明神の名前が確認できる。元暦元年（1184）に、甘葛太夫源義経が勧請して建立したとあるが詳細は不明。現在の祭神は「木花之佐久夜毘賣命（木花開耶姫命）。境内には牛頭天皇社（祇園社）が合祀されている。旧芝川町域には本宮の末社が福石神社の他、山王神社（上野）と諏訪・八坂・山神社（上柚野・②）がある。

#### 篠原氏

『駿河志料』には旧家<sup>篠原氏</sup>の項目で、「忠左衛門、先祖は篠原荘左衛門、又尾張守と名乗り、武田家に仕へ、勝頼生害の後此地に閑居し、蓮甫入道と云へり、其子孫なり、永禄十二年七月五日制条<sup>西山本門寺・制条同日</sup>・天正四年十一月十一日文書<sup>通要なり、甲州家臣にやありけん</sup>の二通を所蔵す、尾張守は土著の土にて、天正五年武田家朱印に姓名見えたり、」とある。

#### 弘法山三澤寺 ③

草創については前述のとおり。『駿河国新風土記』に、中興日相の時に芳心院（紀州藩主徳川頼宣息女・鳥取藩主池田光仲室）の病気を祈祷にて治癒したため、帰依を受けて寺領を寄進され、芳心院の菩提寺となったとある。『駿河志料』には「因州侯室家之墓」と載せる。現在寺内には、貞享4年（1687）の年号を持つ「松平家写経供養塔」（芳心院寄進・日相建立）や武田家臣・篠原尾張守子孫忠左衛門建立の供養塔がある。また三澤寺の名は周辺の神社の棟札・石造物などに多く確認できる。  
参考：地神信敬石（[5](#)）

#### 熊野神社 ④

<sup>くまのにますじんじや</sup>熊野坐神社の分霊を、深沢某氏が勧請したと伝えられる。神社内には棟札が計5点伝来する。最

も古い明暦2年(1656)の棟札によると、深澤茂兵衛と水沢惣氏子が願主となって建立したとあり、その後少なくとも宝永4年(1707)・天明4年(1784)・明治42年(1909)・昭和8年(1933)に改修・再建されている。明暦の棟札のみ「熊野」の名や三澤寺との関わりは確認できない。

#### 大鹿窪東村の山の神 ( [4] )

「山の神」の石造物。山の神は春に山から里に下り秋に山に帰る「田の神」(農業の神)で、祭神は大山祇神を祀ることが多い。1月17日が山の神の祭日で、竹で作った弓矢を奉納する。またここは三澤寺の旧参道入り口に当たるところで、左側の灯籠に、「寛政二庚戌年二月社日」、「東村氏子中」、右側の灯籠に「御宮並石燈籠一対建立」、「願主日勇」(三澤寺22世)とある。ただし右の灯籠は三澤寺にあったものを当地に持ってきたものと伝わる。

#### 道祖神 ( )

富士宮市内には道祖神が342か所・398基あり、道祖神の分布密度が濃く道祖神信仰の盛んな地域といえる。柚野地域は旧芝川町域の双体道祖神の約7割があり、町域で唯一駒形道祖神が確認できる地域である。(『富士宮市の道祖神 改訂版』富士宮市教育委員会、2013)

#### 芝川のポットホール (★・静岡県指定天然記念物 平成7年3月20日指定)

ポットホールとは、河床や河岸が硬い岩盤からできている場合に生ずる円形のくぼみで「<sup>おうけつ</sup>甑穴」ともいう。岩盤の表面のくぼみに落ち込んだ礫が渦流によって回転し、岩盤を削って円筒形の穴を掘ることのできる(『日本大百科全書』小学館、1994)。芝川流域の溶岩流中によくみられる。

#### 猫石 ( [7] )、兜石・<sup>かろうと</sup>櫃石 ( [6] )

猫石については『駿河国新風土記』に「此里に猫石といへるなり、むかし頼朝公富士御狩の時大猫を狩出しけるを追けるに此の一片石の本に至れば其姿を見失たりしか其よりこの称なりといへり、村号も此石に拠所なるへし」とある。兜石・櫃石については、いつごろから呼ばれたものか不明であるが、富士宮市内にはこうした富士の巻狩に関わる場所が点在する。

#### 身延道 (赤破線)

身延山久遠寺(山梨県身延町)へ向かう参詣道。いくつもの道筋があり、なかでも「<sup>かわうちじ</sup>河内路」は参詣だけでなく駿河国(静岡県)と甲斐国(山梨県)を結ぶ物資輸送路としても重要なものだった。赤破線は大宮から柚野へ出て、桜峠を越えて上稲子へ至り、その後石神峠(旧地藏峠)～佐野峠(山梨県南部町)～大島峠を越えて、大島から富士川を渡る道である。この道中である上柚野の桜峠には、「これよりみのぶ江七り」と書かれた道標を確認できる。

凡例: 以下のように略す。数字は文書番号を示す。『平』=『静岡県の地名』(日本歴史地名体系22、平凡社、2000)、『芝』=『芝川町誌』、『旧上野』=『旧上野村役場文書』、『静』七=『静岡県史』資料編七、『静』八=『静岡県史』資料編八(静岡県)。なお『纂』=『浅間文書纂』、公文記=公文記録、大宮司文=大宮司家文書、本宮=本宮文書である。

## 第2節 史跡指定の状況

大鹿窪遺跡に関してこれまで進められてきた調査や史跡指定の状況を把握・整理するとともに、遺跡の歴史的・学術的な調査に基づいた文化財的な価値を把握する。

### 第1項 指定範囲・面積

国指定史跡「大鹿窪遺跡」の指定面積及び指定区域範囲は以下のとおりである。  
指定区域はA地区、A'地区の約6,600㎡（土地は全て富士宮市所有）である。

- A地区（指定地）：縄文時代草創期の住居址、配石、集積遺構が集中する範囲
- A'地区（指定地）：縄文時代草創期の遺構の広がりがまだ明らかになっていない範囲
- B地区（指定地外）：遺構の広がりが確認されている範囲
- C地区（指定地外）：周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲

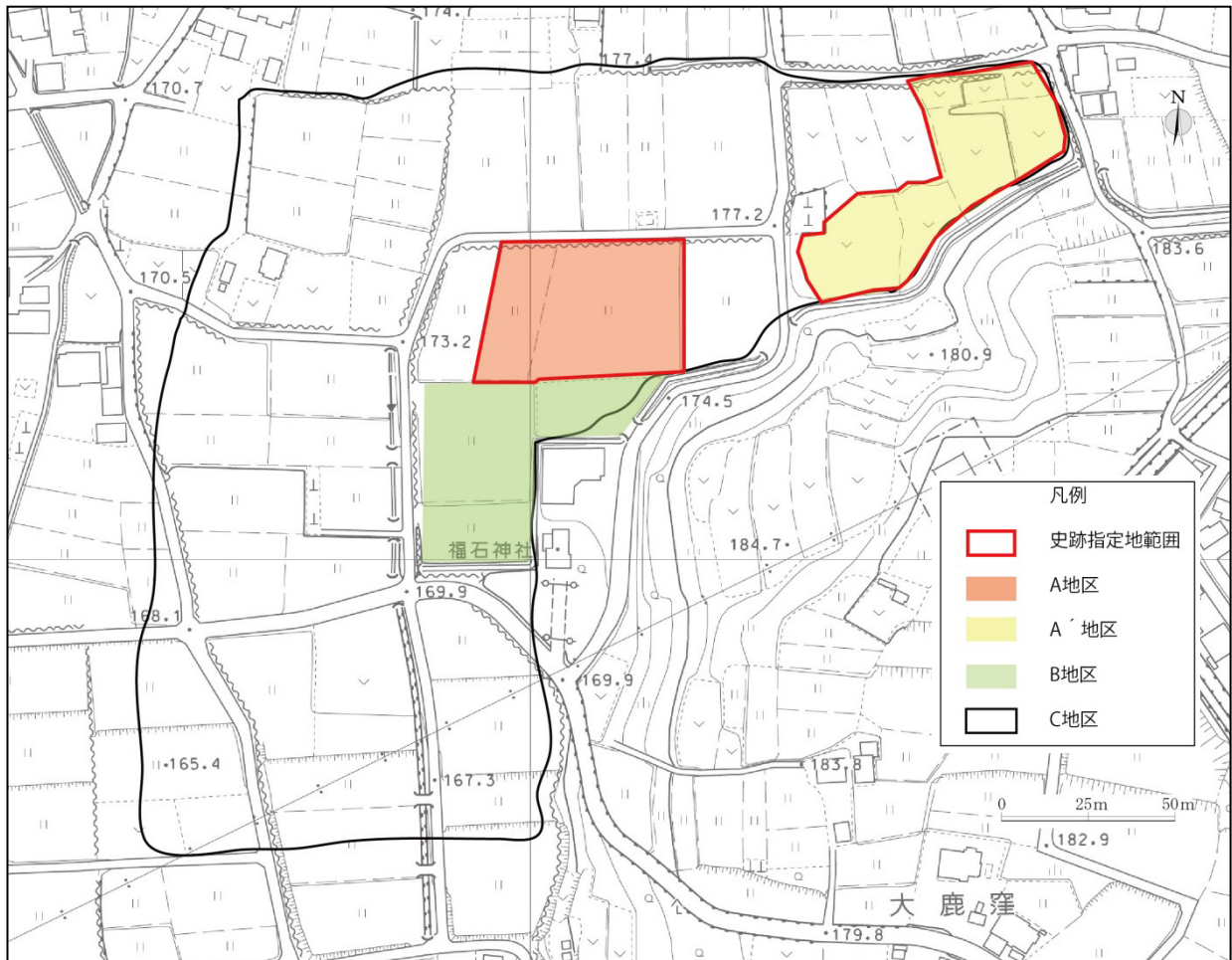


図29 指定区域とその周辺の範囲図

## 第2項 これまでの経緯

- 平成13（2001）年 1月～3月 選定された110か所の発掘調査を行い、本遺跡と窪B遺跡を含む8遺跡が確認された。
- 平成13（2001）年 11月～翌年3月 約3,800㎡の区域を対象に発掘調査を実施し、集落跡とみられる12基の住居址が発見される。
- 平成14（2002）年 トレンチ5箇所を設置し、調査面積220㎡の発掘調査を行った。
- 平成15（2003）年 町教育委員会と県教育委員会が協議により遺跡名を「窪A遺跡」から「大鹿窪遺跡」へ改名。
- 平成19（2007）年 旧芝川町が国史跡への指定申請を行う。
- 平成20（2008）年 発掘調査地のうち住居址、竪穴状遺構、配石遺構、集積遺構の集中するA地区、A'地区が国史跡指定告示を受ける。  
地域活性化施設建設に先立ち県教委による試掘調査を行った。
- 平成22（2010）年 大鹿窪遺跡保存管理計画策定委員会を設置 平成23年1月までに全4回開催。
- 平成23（2011）年 史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画策定。
- 平成30（2018）年 史跡「大鹿窪遺跡」発掘調査総括報告書刊行。

## 第3項 告示の内容

大鹿窪遺跡の告示内容を以下に示す。

名 称：大鹿窪遺跡

種 別：史跡

告示番号：34

指定年月日：平成20年3月28日

指定基準：一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

所在地：静岡県富士郡芝川町大鹿窪字東村

詳細解説（指定）：静岡県東部、芝川町に所在する縄文時代草創期の集落跡である。遺跡が所在する羽鮒丘陵は新富士火山の泥岩流により形成された溶岩台地で、遺跡北方には富士山を仰ぎ見ることができる。遺跡からは、当該時期としては国内最多となる14基<sup>（指定当時）</sup>の竪穴住居が確認された。その壁面及び外周には柱穴が巡り、床面中央に焼土粒・炭化物粒を埋土に含む炉と考えられる掘込みをもつものもある。これら竪穴住居は、広場と推定される空間域を中心に半円形に計画的に配置されている。出土遺物は、縄文土器と石器を中心として26,000点に及ぶ。土器は、押圧縄文系、隆線文系、爪形文系等の草創期の土器が主体を占め、出土石器は、石鏃、尖頭器、有舌尖頭器などの狩猟具や、植物利用に供された石皿、磨石、敲石などがあり、草創期を特徴づける矢柄研磨器も出土した。縄文時代草創期の大鹿窪遺跡は、竪穴住居によって構成される集落跡としては最古段階の事例であり、その竪穴住居数も当該期としては国内最多である。これまで縄文文化成立期における居住の痕跡は従来洞窟・岩陰遺跡で注目されてきたが、開地遺跡における集落構造のあり方を知ることのできる稀少な例である。（文化庁『国指定文化財等データベース』より抜粋）

## 第4項 史跡大鹿窪遺跡の本質的価値の把握

史跡大鹿窪遺跡の本質的価値については、以下のとおりである。

(静岡県 2011『史跡大鹿窪遺跡保存管理計画』より一部抜粋)

### ■ 縄文時代草創期の大鹿窪遺跡に関して

縄文時代草創期の大鹿窪遺跡の年代は1万6000年前以降から約1万2500年前頃であり、出土遺物により縄文時代草創期のなかで3時期に分けられる。Ⅰ期は最終氷期末期の寒冷期、Ⅱ期は温暖期、Ⅲ期の集落が営まれた時期はヤンガー・ドリラス期にあたる。多様な気候変動の中で利用されていた。

### ■ 地質・地形に関して

大鹿窪遺跡は、富士山を起源とする溶岩流の脇や直上にあり、溶岩や埋没谷などの当時の地形がわかる状態で発掘されている。集落が営まれたエリアは谷状地形や溶岩に挟まれている。

### ■ 縄文時代草創期の遺構・遺物に関して

竪穴住居によって構成される集落跡としては最古段階の事例であり、その竪穴住居址数も当該期としては国内有数の遺跡である。これまで縄文文化成立期における居住の痕跡は従来洞窟・岩陰遺跡で注目されてきたが、開地遺跡における集落構造のあり方を知ることのできる希少な事例である。また、谷状地形と溶岩に挟まれた非常に狭い範囲で居住が繰り返されていた。

遺構からは縄文時代草創期の土器や石器が非常に多く出土している。

### ■ 大鹿窪遺跡とその周辺を構成する要素一覧表

本遺跡は平成20年3月28日に国の史跡指定を受け、平成23年に保存管理計画を策定し、本遺跡に関する本質的価値を明らかにし、現状変更に対する基準を定めた。

本質的価値として以下の要素が挙げられている。

#### (1) 地質地形に関する要素

- ア 芝川溶岩流Ⅰ
- イ 埋没谷

#### (2) 縄文時代草創期の以降に関する要素

- ア 住居址
- イ 竪穴状遺構
- ウ 配石・集石遺構
- エ 土坑
- オ 焼土跡
- カ ピット

#### (3) 縄文時代草創期の遺物に関する要素

- ア 縄文時代草創期の土器
- イ 縄文時代草創期の石器

表5 大鹿窪遺跡を構成する諸要素

本質的価値を構成する要素	1. 自然的要素	(1) 地質・地形に関する要素	芝川溶岩流 I、埋没谷
	2. 歴史的要素	(1) 縄文時代草創期の遺構に関する要素	住居址、竪穴状遺構、配石・集石遺構、土杭、焼土跡、ピット
		(2) 縄文時代草創期の遺物に関する要素	縄文時代草創期の土器・石器
本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	1. 自然的要素	(1) 地質・地形に関する要素	大沢スコリア層
	2. 歴史的要素	(1) 縄文時代早期の遺構に関する要素	配石・集積遺構、焼土跡
		(2) 縄文時代早期・前期の遺物に関する要素	縄文時代早期・前期の土器・石器
		(3) 弥生時代以降の遺構に関する要素	溝状遺構、土杭、焼土跡、ピット、土杭墓
3. 社会的要素	(1) 遺跡の活用に資する工作物	説明板、立札	

表6 大鹿窪遺跡周辺の環境を構成する諸要素

指定地以外の周辺環境を構成する要素	1. 自然的要素	(1) 地質・地形に関する要素	羽鮎丘陵、天子山地、南側丘陵地、芝川・富士川、富士山
		(2) 動植物に関する要素	植生に関する要素、動物に関する要素
	2. 歴史的要素	(1) 国指定範囲外の遺跡	平成 13 年 10 月～平成 14 年 3 月発掘調査地 平成 14 年 7 月～8 月確認調査地 平成 20 年 8 月～9 月確認調査地
		(2) 富士山西南麓の遺跡	・小塚 A 遺跡 ・小塚 B 遺跡 ・下高原遺跡 ・若宮遺跡 ・柚野辻遺跡 ・千居遺跡 などの富士山西南麓に位置する縄文時代の遺跡群
		(3) 神社	福石神社
	3. 社会的要素	(1) 建築物及び工作物	墓地、排水路、柵、資材置場、鉄塔・送電線、地域活性化施設
		(2) 周辺の土地利用に関する要素	耕地、道路

### 第3節 これまでの調査成果概要

発掘調査の概要は以下のとおりである。

#### 第1項 調査概要

本遺跡に関する埋蔵文化財調査は、平成12年静岡県富士農林事務所による「柚野の里地区中山間地域総合整備事業」に伴う現地踏査結果から、試掘・確認調査が行われ、遺跡の存在が明らかになった。

表7 発掘調査歴

調査年	調査区名	調査種	調査主体	面積
平成12年度	110箇所	試掘確認調査	芝川町教育委員会	544㎡
平成13年度	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-1, 3-2A, 3-2B, 3-2C, 3-3A, 3-3B, 3-3C, 3-3D, 3-3E	本調査	芝川町教育委員会	3,770㎡
平成14年度	H14-Tr1, H14-Tr2, H14-Tr3, H14-Tr4, H14-Tr5	試掘確認調査	芝川町教育委員会	220㎡
平成20年度	H20-TP1, H20-TP2, H20-TP3, H20-TP4, H20-TP5, H20-TP6	試掘確認調査	静岡県教育委員会	44㎡ 68㎡
平成28年度	H28-Tr1, H28-Tr2, H28-Tr3, H28-Tr4, H28-Tr5	試掘確認調査	富士宮市教育委員会	48㎡

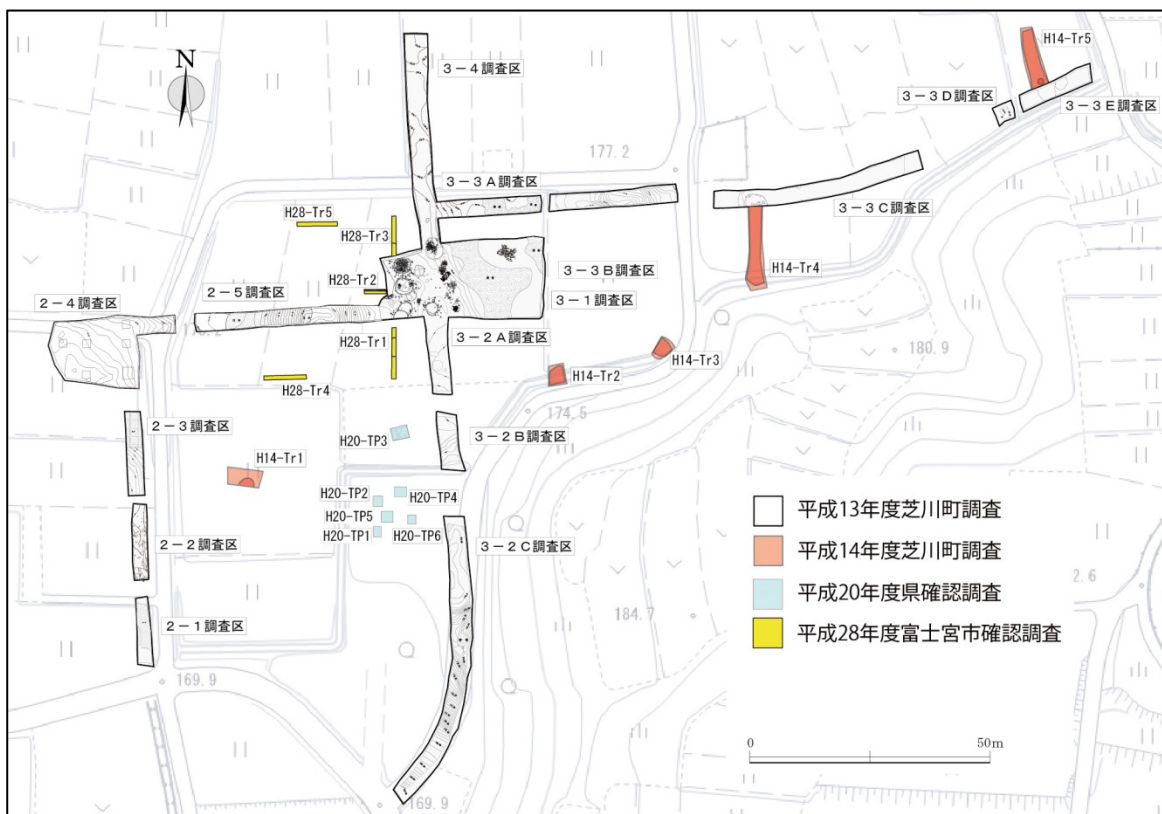


図30 発掘調査全体図

### (1) 遺跡の広がりについて

遺物・遺構の分布から、未調査のエリアを含めて東西約 150m、南北約 150mの遺跡の広がりが考えられる。このうち住居址が集中して検出されたエリアは東西約 50m、南北約 40mの範囲である。

### (2) 出土遺物について

押圧縄文土器が非常に多く出土し、施文方法、成形方法等が明らかになった。また、黒曜石製の石器については、加工済みのものが持ち込まれ、遺跡のなかで再利用されながら使用されたことが明らかになった。また、押圧縄文土器と薄手爪形文土器が共伴して出土した。

### (3) 遺跡の形成について

遺跡東側に約 17,000～16,000 年前に芝川溶岩流 I が流れ込んだ後に集落が形成された。谷状地形に挟まれた非常に狭い範囲内に集落が営まれたと考えられる。

### (4) 遺跡の年代について

遺跡の年代については、大きく 3 時期に分けられることが明らかになった。特に、Ⅲ期の出土遺物量が他の同時期遺跡と比べ非常に多く、この時期の集落としては、比較的長期間断続的に居住が行われた可能性がある。

I 期：土器を伴わない槍先型尖頭器のみ出土する時期（暦年代は不明）

地点：3-3E

立地：西側に谷

規模：径 7～8 m 程度

遺構：8 号竪穴状遺構、13 号竪穴状遺構、15 号集石遺構

Ⅱ期：隆線文土器・微隆起線文土器が出土する時期

(13,320-13,105cal PB、12,910-12,710cal BP ※隆線文土器の付着炭化物 2 点の C14 年代測定より)

地点：3-1 調査区・3-3C 調査区・(H14-Tr1 調査区)

立地：東西に谷

規模：径 20m 程度+α

遺構：10 号竪穴住居址、(15 号竪穴住居址)、11 号配石遺構、52 号土坑、(51 号土坑)

Ⅲ期：押圧縄文土器が出土する時期

(12,790-12,690cal BP、12,600-12,380cal BP ※住居から出土した炭化物、薄手爪形文土器付着炭化物の C14 年代測定より)

地点：3-1 調査区・3-2A 調査区・3-4 調査区・H28-Tr1 ・H28-Tr3

立地：東側に溶岩と谷、西側に谷

規模：東西約 20m×南北約 40m

遺構：竪穴住居址 13 基・炉穴 2 基・配石遺構 7 基・集石遺構 13 基・土坑 9 基

※ 1：隆線文土器・押圧縄文土器の時期の石器石材は神津島産が中心で、微隆起線文土器のみ天城産地の石材を含んでいる。

※ 2：隆線文土器は北九州系、微隆起線文土器は関東系である。



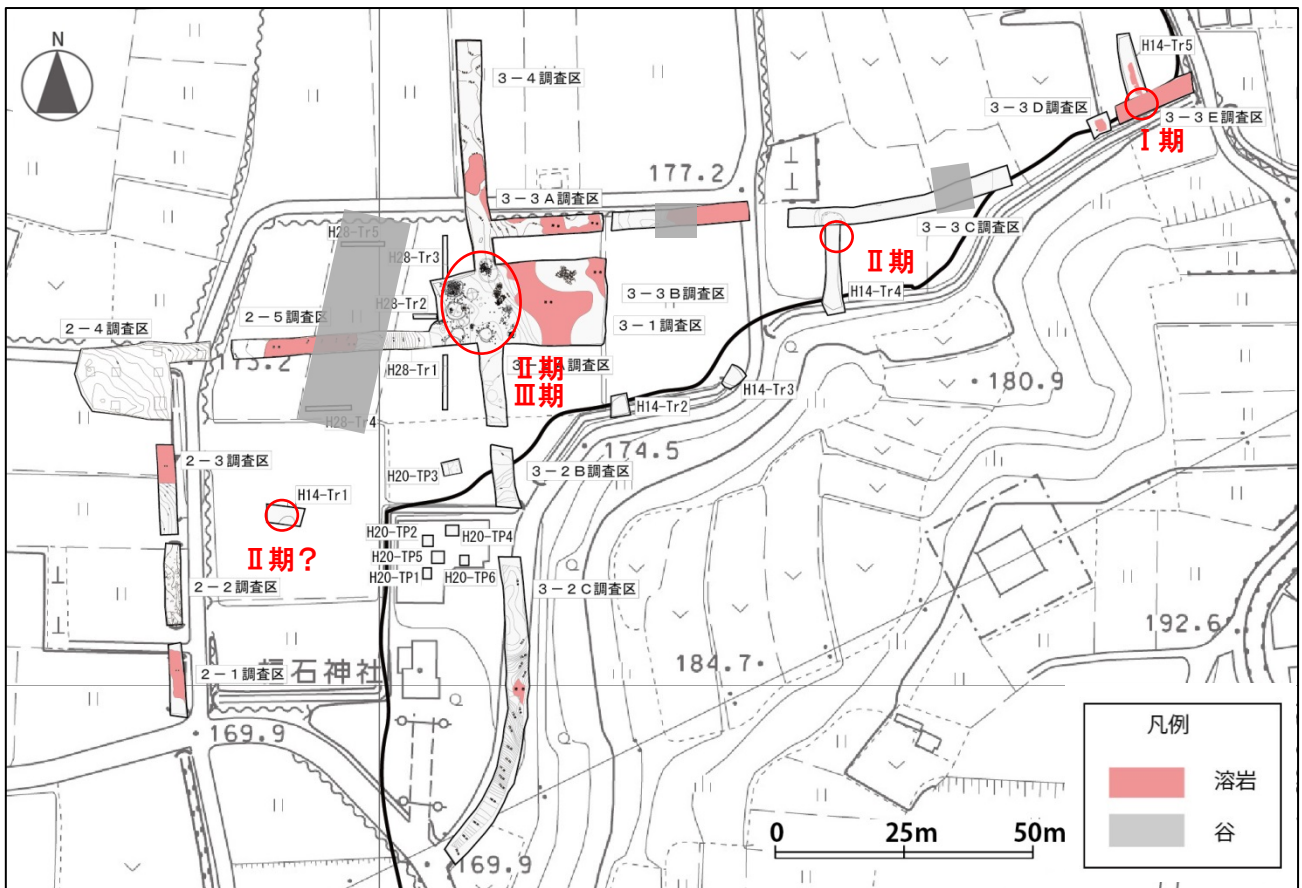


図31 遺跡調査により判明した地形状況と遺跡の年代

#### (5) 縄文時代の植生について

大鹿窪遺跡の縄文時代草創期はキビ属、ウシクサ属を交えるネザサ属のササ類が主体の草原地帯である可能性が指摘されている。草創期～早期の土層から微粒炭が一部でみられ、野焼き・山焼などを人間生活と食料確保のための草原づくりとして行われていたことがうかがえる。

縄文時代草創期～早期に相当する層からマツ族複雑管束亜属、クルミ属、アサダ属、コナラ属、クリ属、ケヤキ属、トチノキ属などの花粉が検出されている。これらの植生から現在の東北北部から北海道日高山脈～十勝にかけての太平洋側での現在の植生と同様であることが富士宮市文化財保護審議会委員渡邊定元氏により指摘されている。

また、残存デンプン分析により、鱗茎類、コナラ属、根茎類に由来すると考えられるデンプンが検出され、これらも周辺地域から採取できたものと考えられる。

## 第2項 調査成果のまとめ

大鹿窪遺跡は縄文文化成立期における、集落構造のあり方を知ることができる稀有な例である。竪穴住居によって構成される集落跡としては最古段階の事例であり、竪穴住居数もこの時期としては国内最多の15基<sup>(※)</sup>である。また、谷状地形と溶岩に挟まれた狭い地形で居住を繰り返していたことがわかる。

大鹿窪遺跡の年代に関して、同じ縄文時代草創期のなかでも大きく3時期に分けられることが明らかになり、このうち最も新しい時期に集落が営まれたことが明らかになった。集落が営まれる以前のⅠ・Ⅱ期については今後も調査研究が必要である。

C14年代測定法により、大鹿窪遺跡の縄文時代草創期Ⅱ・Ⅲ期の年代は約1万3000年前から約1万2500年前までであることが明らかになっており、最終氷期末期の温暖期からヤンガー・ドリラス期にかけて利用された遺跡であることが明らかになった。ヤンガー・ドリラス期については、列島全体で遺跡数が激減する時期であるとされており、非常に稀有な遺跡である。

非常に多くの縄文時代草創期の遺物が出土しており、この時期の土器・石器の製作技法が既に確立されていたことを知ることができる。また、黒曜石の産地分析から他地域との交流がうかがえる。

また、遺跡当時の環境は現在の東北北部から北海道日高山脈～十勝にかけての太平洋側での気候と類似していた可能性があり、遺跡周辺には食料源となるクルミ・クリ・トチノキなどがあり、食料資源を手に入れられる環境であったことが考えられる。

※平成28年度調査によって新たに発見された竪穴住居址含む。

### 第3項 史跡保存状況

本遺跡は埋め戻して保存されており、遺構面は現在の地表面下1～2mにある。

以下に発掘調査により出土遺物、遺構面と現況地表面との断面構成図を示す。

#### 谷状地形（1号埋没谷）

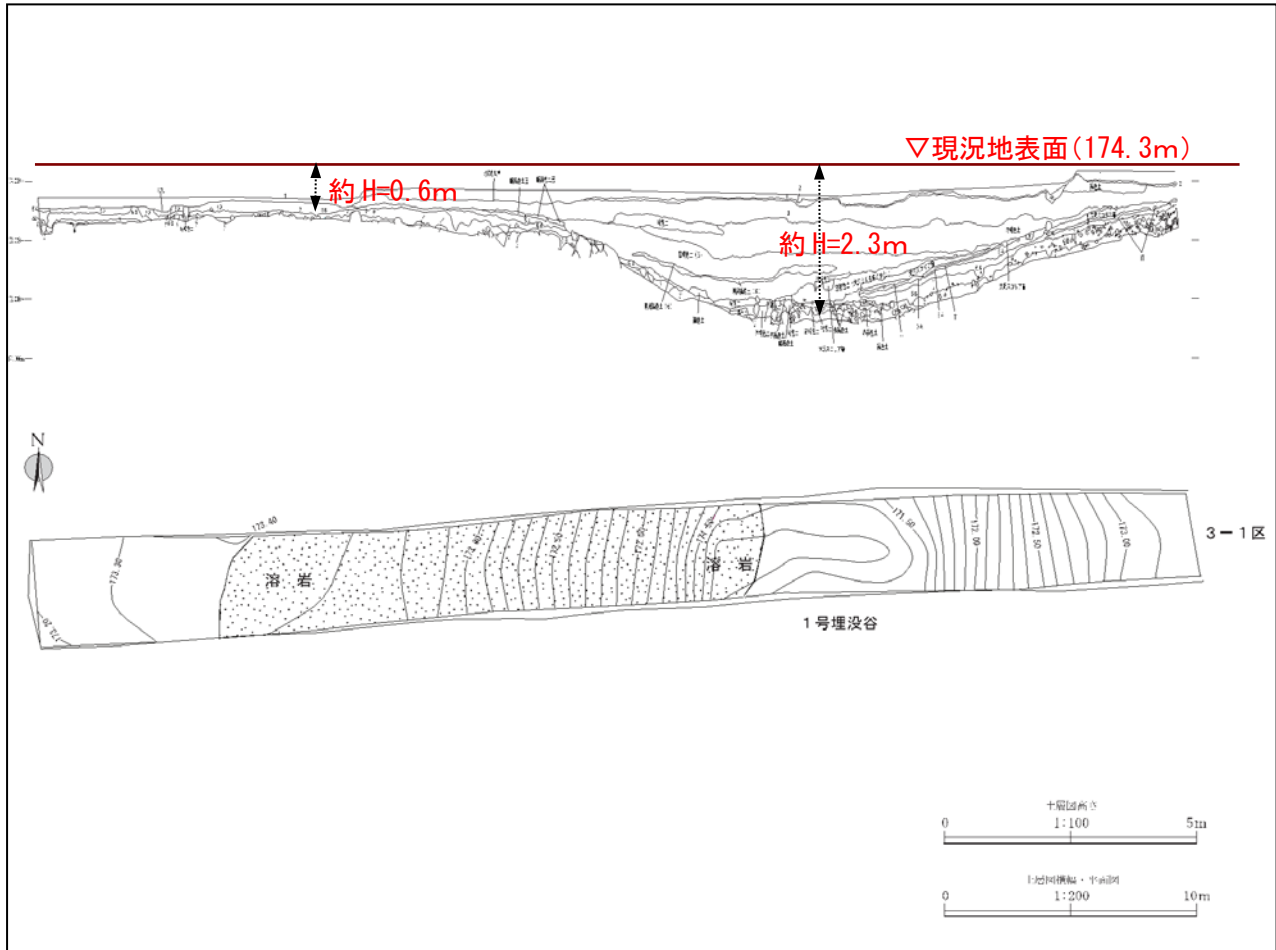


図32 A地区の谷上地形断面図

竖穴住居址（7号竖穴住居址）

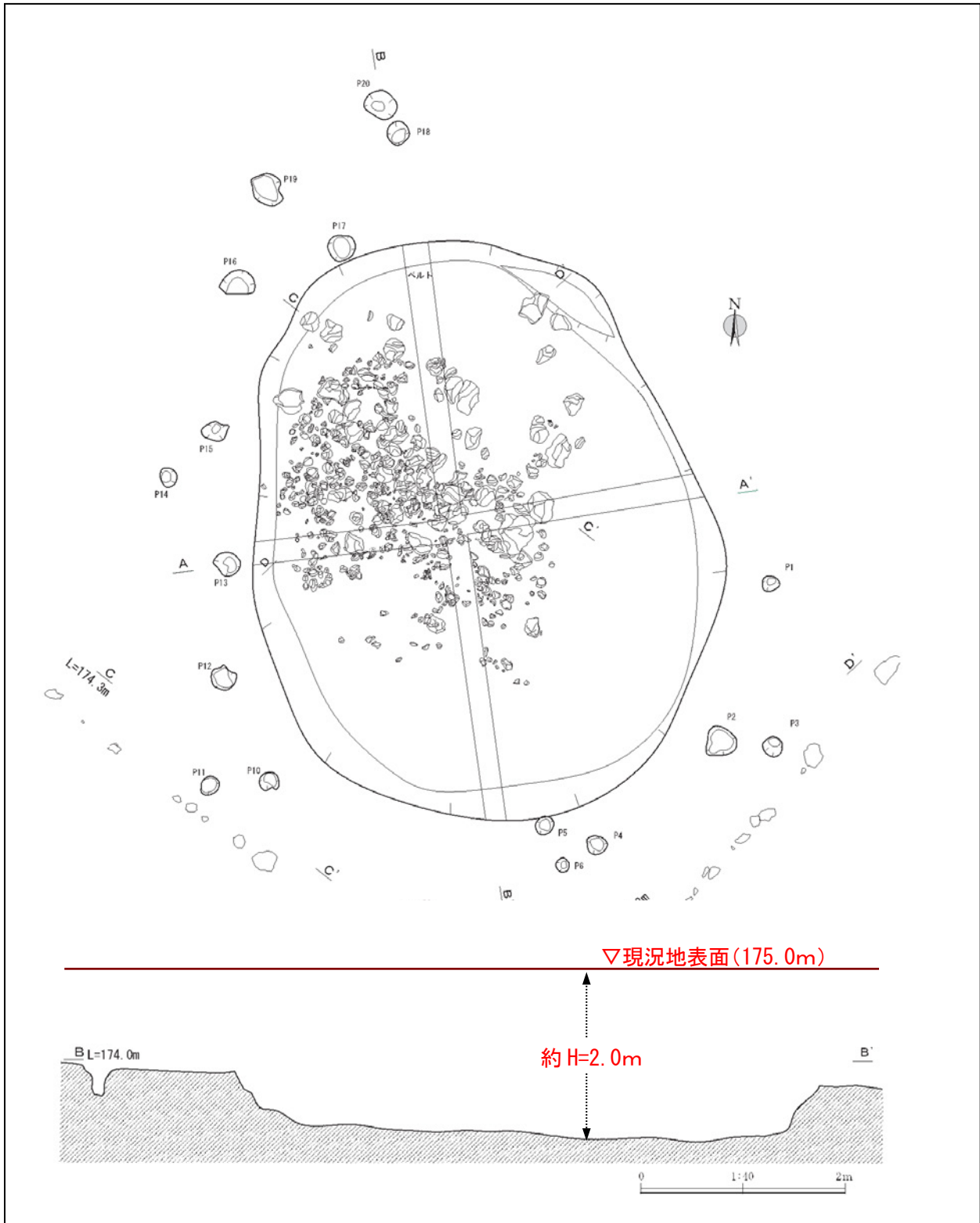


图 33 7号竖式住居址 断面图

## 第4節 市民からの要望について

史跡大鹿窪遺跡の整備に伴い、平成30年度に2回の地元説明会とパブリック・コメントを行い、整備について市民からの要望を募った。主な意見については、以下のとおりである。これらを参考に基本設計、実施設計及び管理運営を検討する。

### (1) 整備について

- ・ 遺跡を含めた柚野地区全体での環境整備、特に景観整備が必要である。柚野地区全体を景観形成モデル地区に指定し、遺跡と一体となった取り組みをすると良い。そのために、地域、行政、企業とも連携した組織の中で整備を進める必要がある。
- ・ 大鹿窪遺跡周辺に地元の人が利用できるような公園や広場がないため、そのようなものがあると良い。
- ・ 現在、大鹿窪遺跡をテーマとする柚野の里まつりの会場として利用しているため、連携させた利用を行いたい。
- ・ 再整備がないようにしてほしい。
- ・ 地元の住民が主体的に遺跡と縄文時代草創期について体験的に学習できる拠点を目指してほしい。
- ・ 弥生の登呂・縄文の大鹿窪と並び称されるような整備にしてほしい。
- ・ 地元の人が日常的に使える施設にしてほしい。
- ・ 遺跡発掘時の写真の展示コーナーの作成、写真スポットの設置をしてほしい。

### (2) 遺跡管理について

- ・ 遺跡管理はすべて地元で行うのか。管理会社のようなもので管理できないか検討してほしい。
- ・ 管理について、地元が大きくならないようにしてほしい。

### (3) アクセスルートについて

- ・ アクセス道路の整備を進めてほしい。早期に対応が必要である。
- ・ 普通車なら今でも通れるため、遺跡へのアクセス道路の整備は後でもよい。
- ・ アクセスルートは、お金をかけずとも、案内マップなどを世界遺産センターなどの施設に置けばいいと思う。

### (4) 遺跡の説明会の開催について

- ・ 遺跡が発見されてから10年以上経ち、住人も忘れてはいないが関心が薄れているので、何度か説明会を開かなければいけない。

## (5) ガイド方法等について

- ・千居遺跡（国指定史跡）とも関連付けて説明すると良い。
- ・縄文草創期には、富士山は噴煙を上げていたのか、芝川の流れは谷地形の所を流れていたのか、そのような想像をかきたてる案内をしてほしい。
- ・ガイダンス施設は、展示—学習—体験ができるものが望ましい（土器・黒曜石などの出土品はぜひ現地に展示したい）。併せて、大鹿窪の説明をできる案内人を常時置けるとよい（子供が興味を持つような説明）。
- ・縄文人生活体験についての提案
  - 火起こし体験
  - 土器づくり体験
  - 的当て（狩りを想像したもの）
  - 木登り体験
  - 竪穴住居見学
- ・年間実施イベントについての提案
  - 縄文かるた大会
  - 稲刈り体験（耕作放棄地の利用）
  - クイズ大会（大鹿窪遺跡にちなんだもの）
  - 縄文人コンサート
  - 写生大会
- ・市の広報・埋蔵文化財センターのホームページなどで、全国に大鹿窪遺跡のことを発信してほしい。素晴らしい遺産が富士宮にあることを誇りに思う。

## 第3章 保存整備活用の課題抽出





## 第1節 史跡大鹿窪遺跡の課題の整理

現況の把握を踏まえ、史跡大鹿窪遺跡の課題を整理する。

1. 遺跡は現在埋め戻されて保存されているため、本遺跡の本質的価値を現地において知ることができない環境である。
2. 遺跡の内容については未だ明らかになっていない部分が多く残されているため、今後も継続して調査及び研究を行うことが必要である。また、指定地外にも遺跡の広がりと考えられるため、これらのエリアに関しても今後調査を継続して行う必要がある。
3. 来訪者が安全で快適に見学するための、トイレ・駐車場・休憩施設・サイン等が設置されていない状態である。
4. 遺跡の位置が市街地から離れており、公共交通があまり整備されていないため、交通手段が限られている。また、大鹿窪遺跡は主要道路から奥まった場所に立地しており、主要道路からアクセスする道も狭い。
5. 大鹿窪遺跡の持つ本質的価値について、広報・情報提供が十分ではない。



## 第4章 基本理念・基本方針の策定



## 第1節 基本理念及び整備目標の設定

国民共有の財産としての史跡の保護には、恒久的な「保存」と国民が史跡への理解を深めるなどの「活用」を両立させ、補完し合う必要がある。よって、史跡の保護には、適切な「保存」だけではなく、史跡に関わる歴史・文化を学ぶこと、史跡を核とした物理的・精神的なまちづくりなどの「活用」を行い、市民が史跡の本質的な価値を正しく理解し、史跡が地域の誇りとして認識されることが重要とされる。

以下に本計画の基本理念を設定し、公開・活用に向けた整備の目標を設定する。

### 基本理念

史跡大鹿窪遺跡は縄文時代草創期において竪穴住居によって構成される集落跡としては最古段階の事例であり、その竪穴住居数も当該期としては国内最多である。定住開始段階の集落形態を明らかにする、全国でも数少ない重要な遺跡である。また、大鹿窪遺跡が所在する柚野地区には大鹿窪遺跡以外にも縄文遺跡が多く分布しており、古く縄文時代から人々の営みが続けられてきた歴史ある地域と認識されている。

史跡大鹿窪遺跡は国民共有の財産であるとともに、地域にとってもかけがえのない宝である。史跡を次世代に継承するため、土中の埋蔵文化財を保護し保存を図るとともに、史跡の本質的価値を知るための遺跡の公開を念頭に置いた整備を行い、日常的な「公園」利用の中で縄文文化を体験・学習できる場とする。

**『富士山の西南麓に営む 縄文ムラのはじまりの体感』  
ができる空間と時間を創出・継承する。**

## 第2節 整備・活用に関する基本方針

整備公開に関する課題及び基本理念・整備目標の設定をもとに、大鹿窪遺跡を確実に保存し、次世代へと伝えていくため、その歴史・自然等に関する調査・研究を推進するとともに、史跡大鹿窪遺跡の価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、適切な公開・整備を行うことを目的に以下のとおり整備に関する基本方針を設定する。

### (1) 本質的価値の保存と次世代への伝達

史跡大鹿窪遺跡は、国民共有の財産として、その価値が減ることなく、末永く享受できるように、土中の埋蔵文化財の保存を図るとともに、適切な調査研究を行い、その成果を踏まえた整備を行う。

### (2) 本質的価値の理解に資する整備の推進

遺跡は埋め戻されており、その本質的価値を現地において知ることができない環境である。

遺構の復元整備を行い、見学者が遺跡を身近に感じながら遺跡の特徴を理解し、関心を高めながら歴史に親しむことができるような史跡の整備を行う。

### (3) 来訪者の便益に資する整備の推進

来訪者が安全で快適に史跡を学べるよう、基盤となる誘導サインの設置、便益施設や管理施設等の整備を推進する。また、地元説明会等での要望をもとに利用者のニーズに合わせた整備を行う。

### (4) 来訪者のアクセスルートの整備

公共交通の整備と周辺道路の拡張など、来訪者が気軽に訪れることができる環境を整えるために、関係部署との協議を行う。

### (5) 広報・情報提供の推進

大鹿窪遺跡の持つ本質的価値について、周知が十分でない状況である。パンフレットの作成や展示会・シンポジウム等を実施し、幅広い年齢層に対して情報提供を行う。

## 第5章 整備基本計画の策定





## 第1節 ゾーニング・全体配置計画

保存管理計画が定める「保存管理計画範囲」を基に、整備基本計画として全体計画に位置づける必要があると認められる範囲を「整備計画範囲」として改めて設定する。

### ■ A地区：整備対象ゾーン 史跡指定地範囲

A地区は遺構展示ゾーンとして、利用当時の集落の様子が分かる遺構展示を行い、史跡公園としての整備を先行的に進める。竪穴住居については同時期に存在した遺構（2・7・9号竪穴住居 3基）の復元を行う。上屋構造については、これまでの研究を参考にしつつ、慎重に判断する。溶岩流、谷状地形などの地形は利用者の安全性を考慮しながら可能な限り復元し、大鹿窪遺跡の特殊な環境が感じられるようにする。来訪者に対する便益施設として、これらの遺構を見学できるように園路、サイン等を整備する。

### ■ B地区：第2期整備対象ゾーン（追加調査・追加整備） 史跡指定地範囲

第I期、第II期の遺跡の展開するエリアとして当分の間、遺構保存ゾーンとして保存管理する。現状の調査成果では、具体的な遺構の分布等は明らかではない。既調査部分の再調査及び未調査部分に対する調査を実施して、その調査成果を踏まえ、史跡に対する整備の方針を検討する。

### ■ C地区：調査対象ゾーン

今後の追加指定を目指すエリアとなる。土地所有者に理解を求めながら、機会を得て発掘調査を実施する。今後、史跡の範囲を明らかにして、重要性が判明した場合は追加指定を目指し、公有化を図り、整備を検討する。

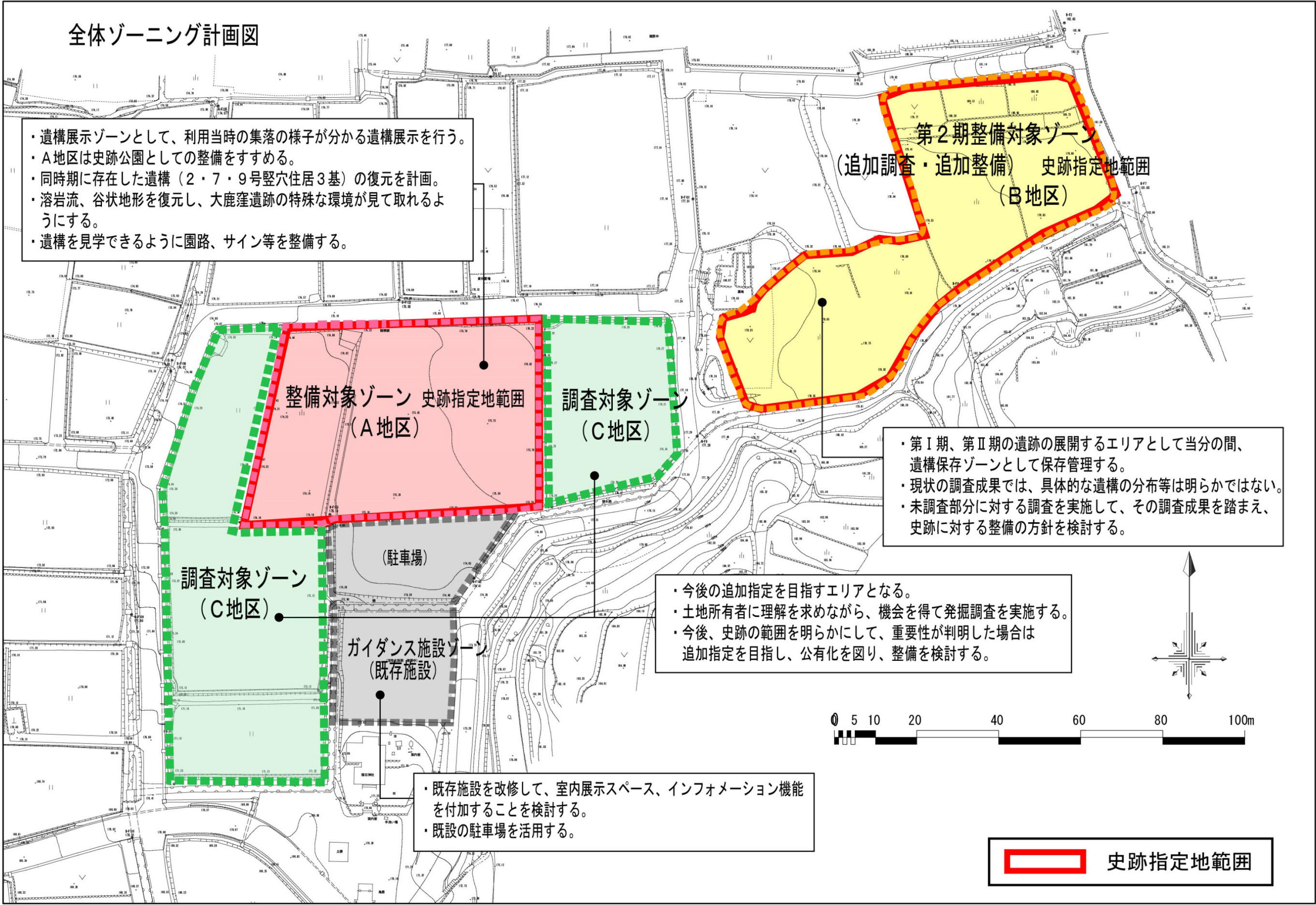
### ■ ガイダンス施設ゾーン（既存施設）

大鹿窪遺跡からの出土遺物については、現在富士宮市埋蔵文化財センターで保管し、一部を展示している。ただし、展示場所が指定地から離れているため、指定地周辺に出土遺物を展示するガイダンス施設や体験施設等の設置を検討する必要がある。

既存施設を改修して、室内展示スペース、インフォメーション機能を付加することを検討する。



# 全体ゾーニング計画図



- ・遺構展示ゾーンとして、利用当時の集落の様子分かる遺構展示を行う。
- ・A地区は史跡公園としての整備をすすめる。
- ・同時期に存在した遺構（2・7・9号竪穴住居3基）の復元を計画。
- ・溶岩流、谷状地形を復元し、大鹿窪遺跡の特殊な環境が見て取れるようにする。
- ・遺構を見学できるように園路、サイン等を整備する。

- ・第Ⅰ期、第Ⅱ期の遺跡の展開するエリアとして当分の間、遺構保存ゾーンとして保存管理する。
- ・現状の調査成果では、具体的な遺構の分布等は明らかではない。
- ・未調査部分に対する調査を実施して、その調査成果を踏まえ、史跡に対する整備の方針を検討する。

- ・今後の追加指定を目指すエリアとなる。
- ・土地所有者に理解を求めながら、機会を得て発掘調査を実施する。
- ・今後、史跡の範囲を明らかにして、重要性が判明した場合は追加指定を目指し、公有化を図り、整備を検討する。

- ・既存施設を改修して、室内展示スペース、インフォメーション機能を付加することを検討する。
- ・既設の駐車場を活用する。

  史跡指定地範囲

図 34 全体ゾーニング計画図



## 第2節 段階的整備の考え方

今回の整備基本計画の主たる対象はA地区とし、これを短期的整備計画とする。B地区及びC地区、その他の指定地外区域については、長期的整備計画とし、遺跡の内容が明らかになった段階で詳細な内容の策定を行う。

### 第1項 短期的整備段階

短期的整備段階として、史跡指定地内で遺跡の内容が明らかになっているA地区の整備を対象とする。また、対象地周辺の必要なサインについても短期的整備段階に位置づける。

### 第2項 長期的整備段階

史跡指定地内であるが、遺跡の内容について未解明な部分が残されているB地区の調査、研究及び整備に関しては長期的整備段階とする。また、現在史跡指定地外となっているC地区の調査、研究、追加指定及び追加整備についても長期的整備段階とする。

既存の施設を利用したガイダンス施設の設置の検討についても、長期的整備段階として位置づける。

## 第3節 文化財整備計画

### 第1項 整備コンセプト

縄文時代草創期に、人々に繰り返し利用された集落遺跡の利用当時の景観を体感でき、その歴史を学ぶことができる場を整備する。

1. 縄文時代草創期利用当時の景観を復元する。  
複数の住居が存在し、居住が繰り返されている状況を復元する。  
自然環境の復元を行う。
2. 溶岩流と谷状地形に挟まれた特殊な地形を復元する。
3. 遺跡の本質的価値を学ぶことができる環境を整備する。  
ガイダンス施設・説明板等を整備する。
4. 来訪者のための安全・快適性のため園路・サイン・便益施設等を整備する。
5. 来訪者のアクセス手段確保のため、公共交通機関及び道路の拡張を検討する。
6. 利用者のニーズに合わせた整備をする。  
東屋の設置、水飲み場の設置、ベンチの設置等の検討を行う。

## 第2項 遺構保存整備計画

遺跡の当時の景観を復元し、当時の生活に様々な想像を巡らせることができる場をつくりあげる。

整備対象とするⅢ期の集落は谷状地形に挟まれ、集落東側には芝川溶岩流Ⅰがすぐそばにある狭い平地上に形成された集落である。この狭い範囲内に竪穴住居址の建替が複数回に渡って行われた痕跡が残されており、これにともなって非常に多くの遺物が出土している。出土した遺物は多くがⅢ期（押圧縄文土器期）のもので占められ、この時期に人間集団による居住が繰り返されたものと考えられる。

この特殊な立地で縄文時代草創期に居住が繰り返された理由は明らかではないが、東西南北を谷状地形と溶岩流に囲まれていた事が考えられ、そのため、集落を作る場所が限られていたことが考えられる。このことから、集落が営まれた範囲が非常に限られた広さであったことを示すため、集落範囲を舗装でわかるように示す。

### (1) 遺構位置図

A 地区にて整備する遺構の位置を以下に示す。

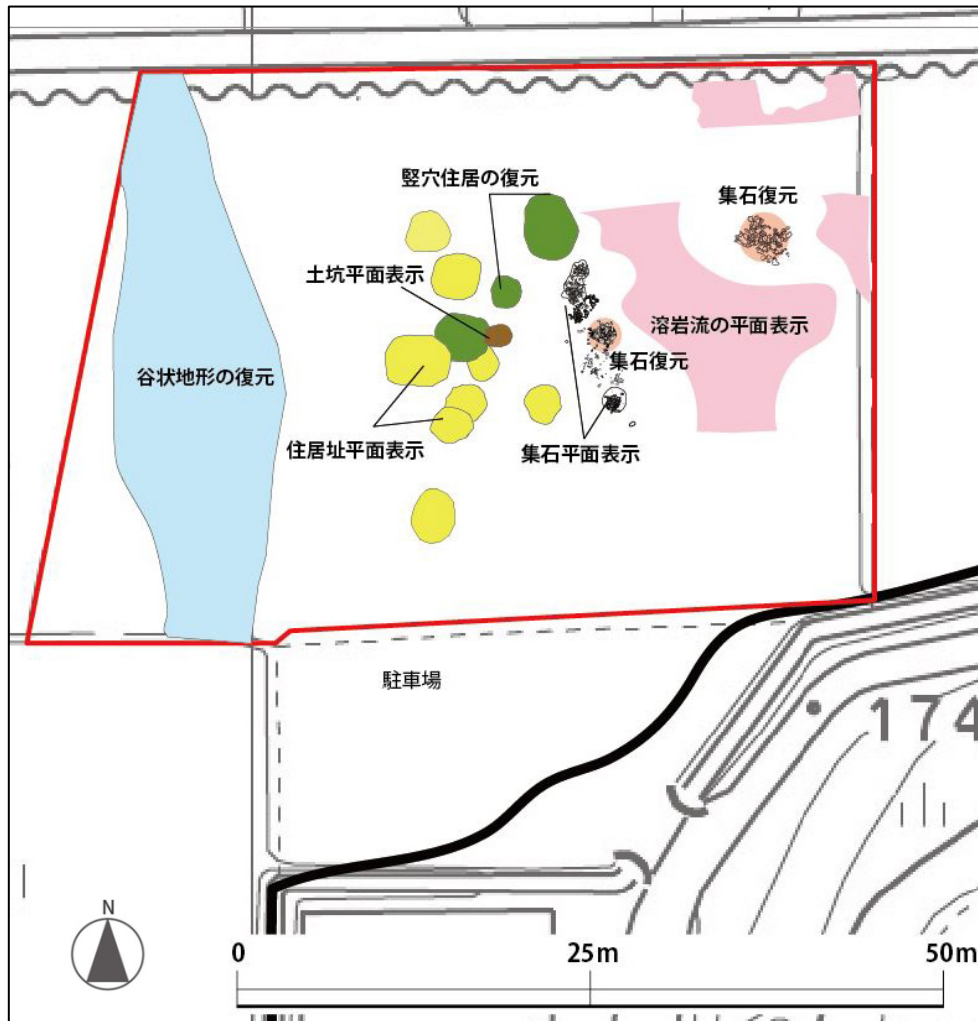


図 35 A 地区 整備遺構位置図







図 36 A地区 基本計画図







## (2) 遺構復元

### 1) 住居復元

大鹿窪遺跡に集落が形成されていた当時の景観を復元し、当時の生活の様子を想像する事ができるようにするため、同時存在が考えられる住居の復元を行う。

土器・石器の接合関係から、2・7・9号住居址の同時期存在が考えられるため、この3基の復元を行う。

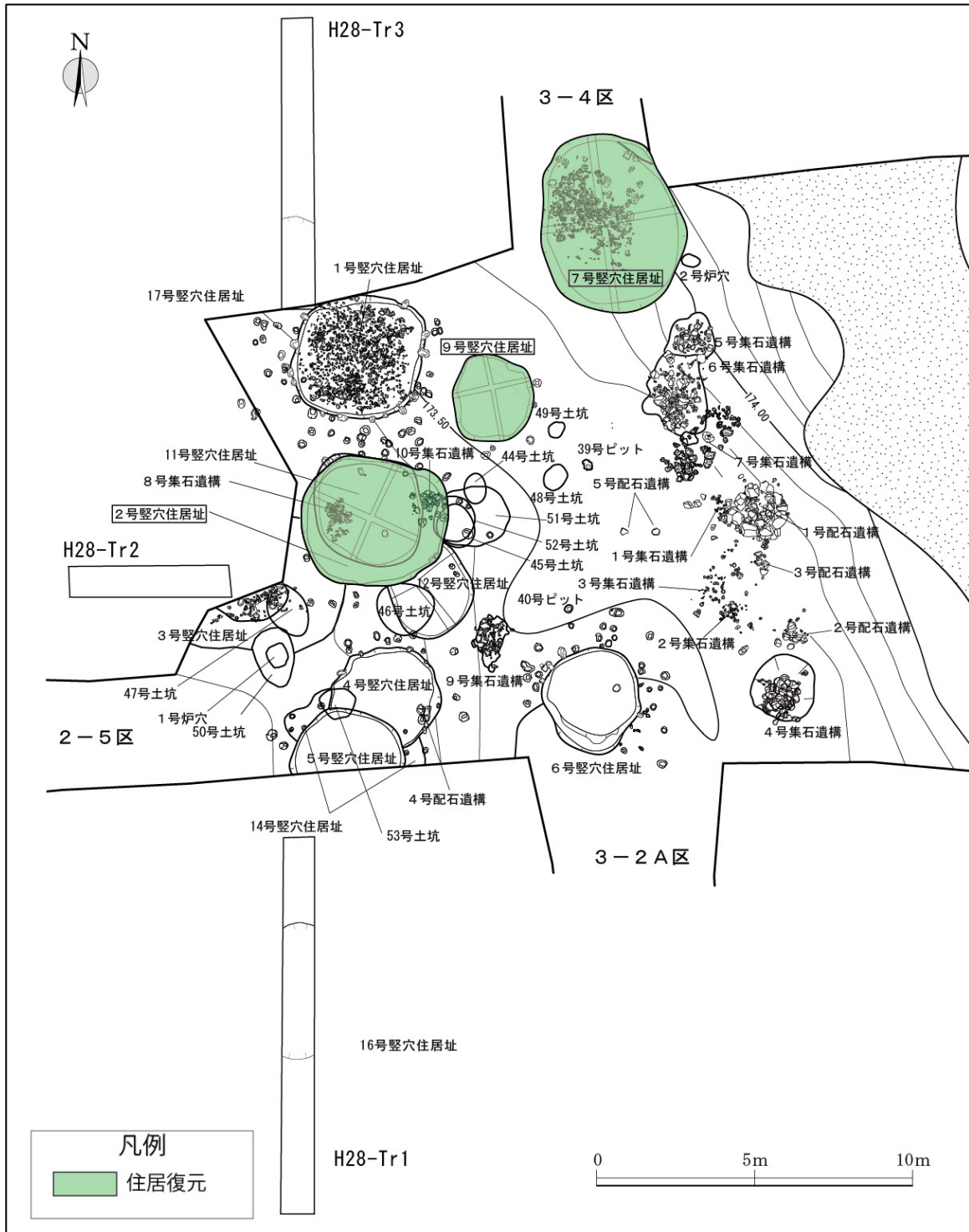


図38 2・7・9号竪穴住居址

石器：2号竪穴住居址出土 62 (21820) と7号竪穴住居出土 169 (21290) が接合関係にある。  
 いずれも遺構床面付近より出土している。

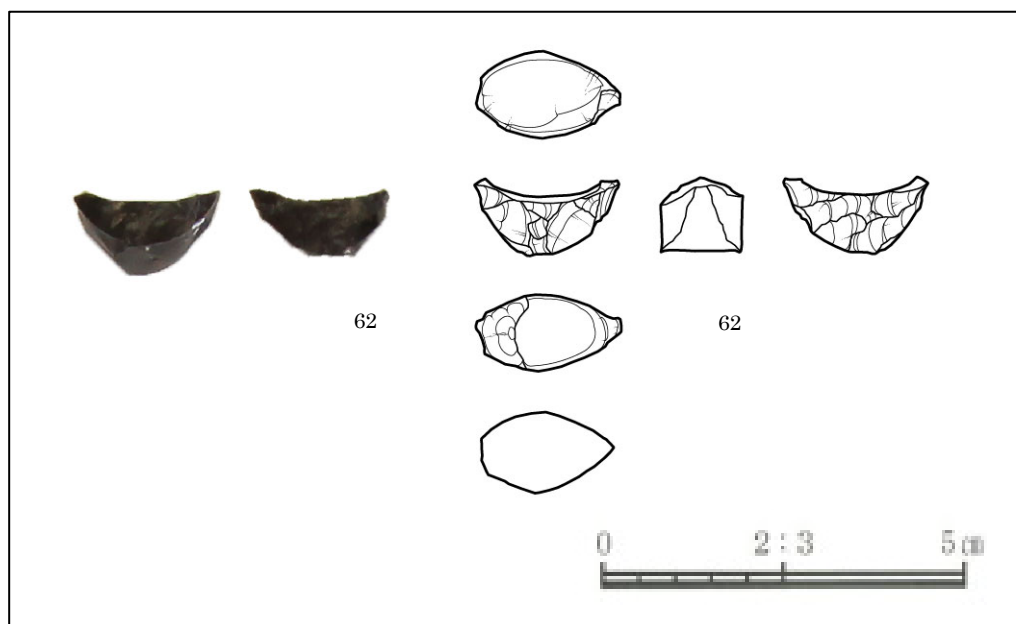


図 39 2号竪穴住居址出土 62

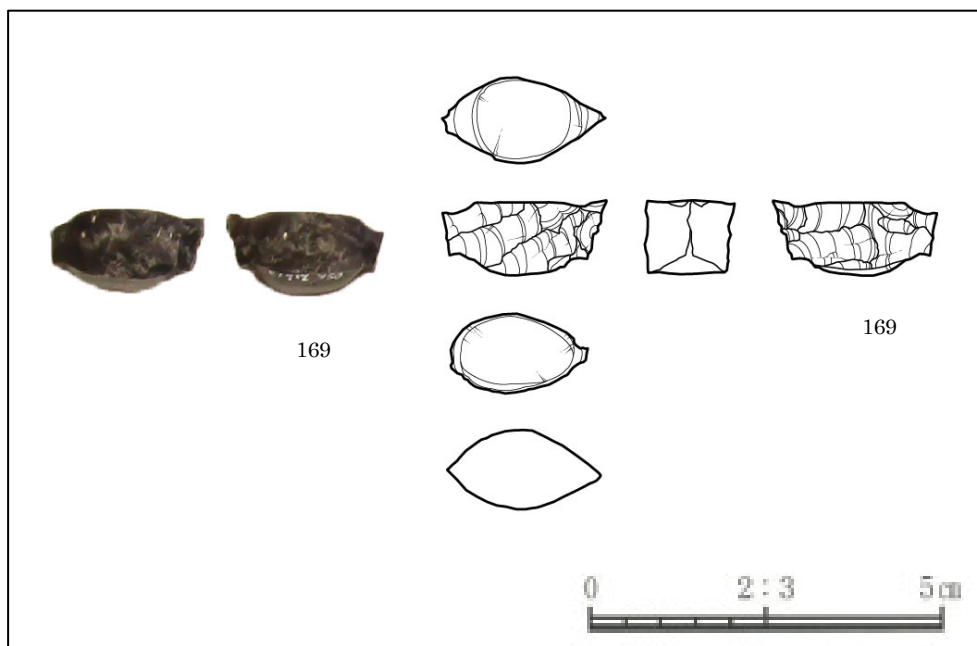


図 40 7号竪穴住居出土 169

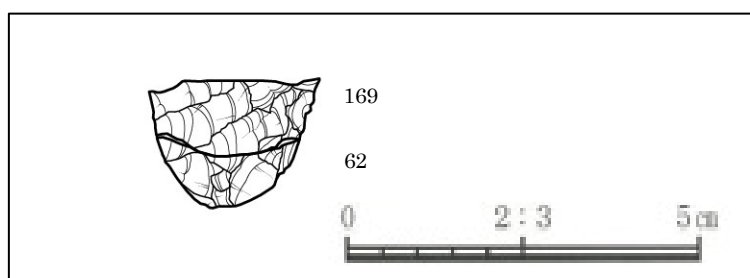


図 41 62 と 169 の接合図

土器：2号竪穴住居址出土 167 (21958) と9号竪穴住居址出土 444 (21974・22232・22328) が同一個体と考えられる。いずれも遺構中央付近の床面より出土している。



図 42 2号竪穴住居址出土 167



図 43 9号竪穴住居址出土 444

本遺跡の住居の柱穴は竪穴上の掘り込みの外側に、細い柱穴と太い柱穴が確認されている。柱穴の断面は掘り込みの中心部に向かって傾斜しており、上屋構造は刺叉構造を呈していたと考えられる。1号竪穴住居址から住居址中心部から炉が検出されており、これらの特徴をもった住居を復元する。

また、住居址内から磨石・叩石などの遺物が出土している事例があるため、これらのレプリカを住居址内に設置し、当時の生活風景の再現をする。

住居構造については、未だ不明な部分も多く、様々な復元方法が考えられる。そのため、来訪者の想像を掻き立てるような復元を行い、説明板で未解明の部分を示す。

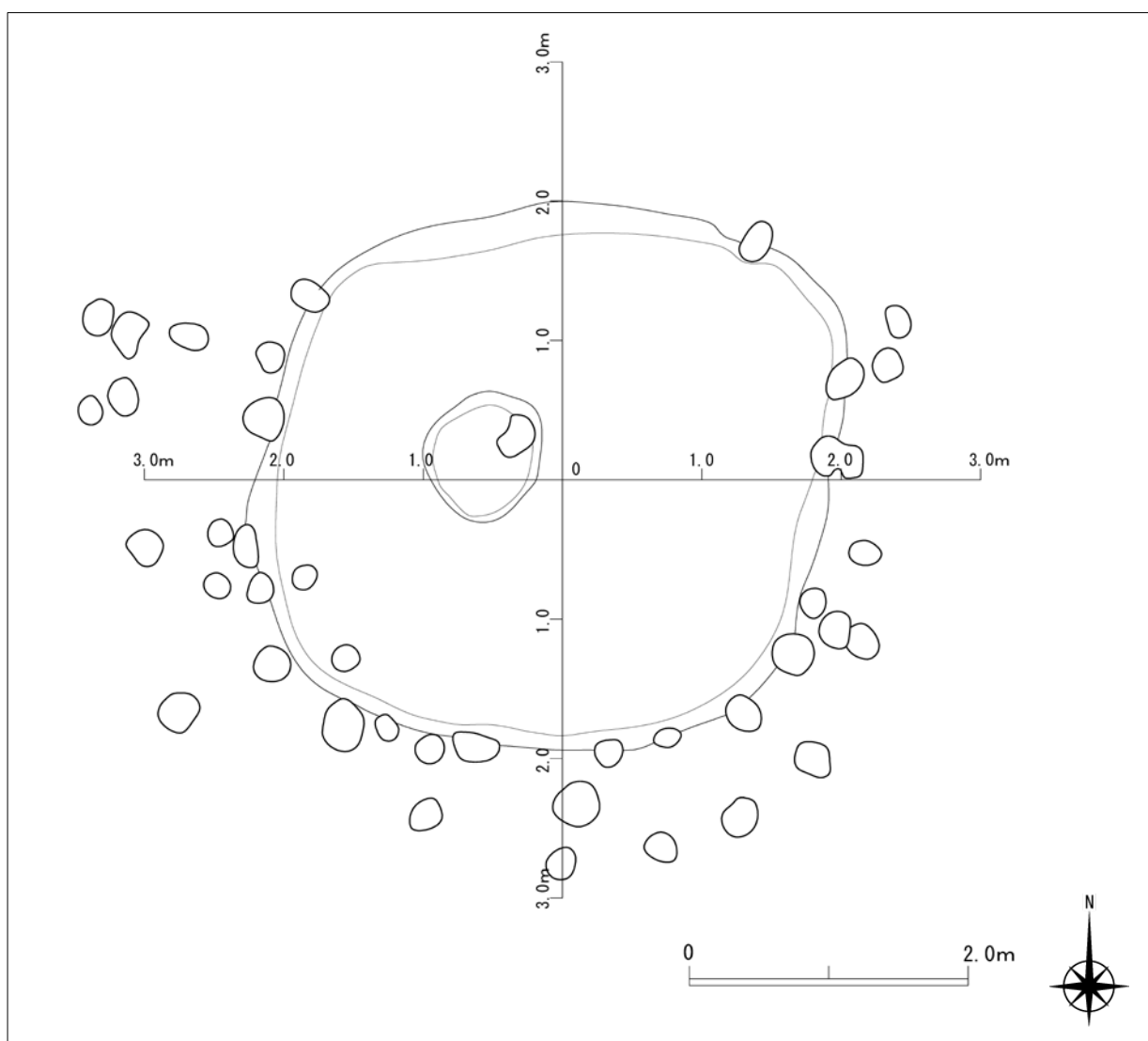


図 44 1号竪穴住居址平面図



### ①常設する復元住居（2号、7号竪穴住居址）

住居址に関しては3基復元するうちの2基を常時復元し展示する。

常設する2基（2号、7号竪穴住居址）については、木組に屋根の材質が異なる2種類の住居復元を行う。屋根葺きの材質については、草、笹、土等を想定する。

また、模型等で複数の復元例を示す。

以下の図は、柱穴が最も多く発掘された1号竪穴住居址を元に作成した住居の復元イメージである。住居の入口や詳細な形状、構造等は基本設計段階で検討する。

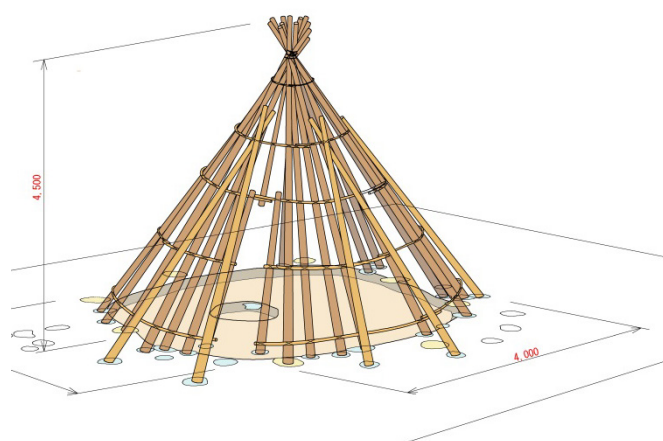


図45 住居復元木組みイメージ図（笹葺き）

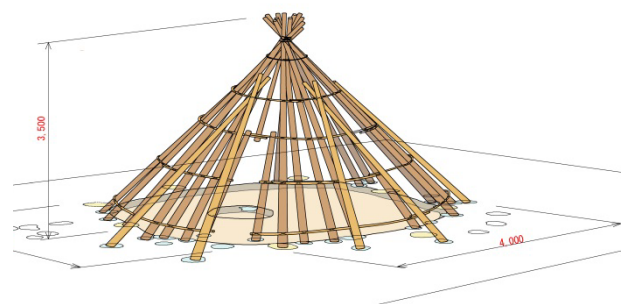


図46 住居復元木組みイメージ図（土葺き）



図47 住居復元イメージ図（笹葺き）

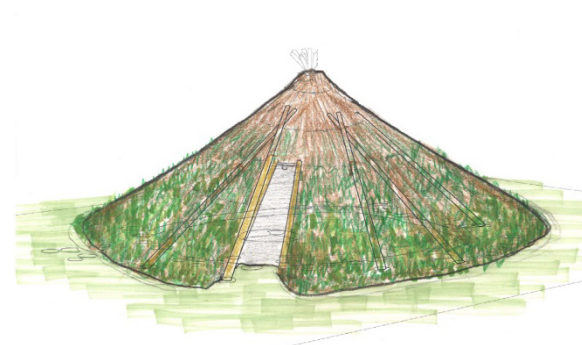


図48 住居復元イメージ図（土葺き）



写真6 住居模型事例

清武上猪ノ原遺跡（宮崎県宮崎市 きよたけ歴史館）【縄文時代草創期】



写真7 支柱のみの竪穴住居復元事例

西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市）【縄文時代草創期】



写真8 竪穴住居復元事例

上野原遺跡（鹿児島県霧島市）【縄文時代早期】

## ②体験学習として利用する復元住居（9号竪穴住居址）

9号竪穴住居址については、竪穴住居遺構面上部に、柱穴を含む遺構復元表示として整備し、実際の体験学習として復元を行う場所とする。復元のための場や住居の材料を作り、体験学習時に利用する。設置していない期間は、AR等で、当時の景観や住居の様子が見られるようにする。



写真9 体験学習における住居復元イメージ

西鹿田中島遺跡の住居復元実験（群馬県みどり市）【縄文時代草創期】

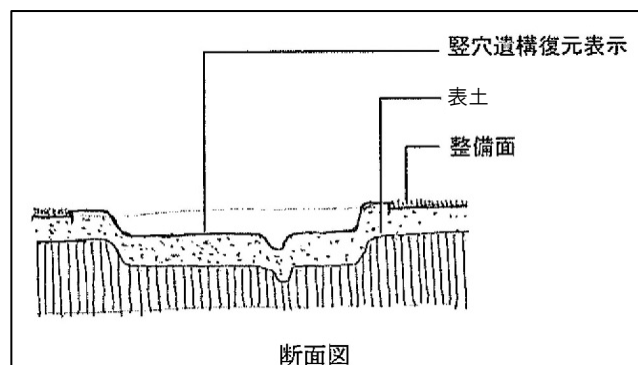


図49 住居復元整備イメージ図（上屋を設置していない期間）

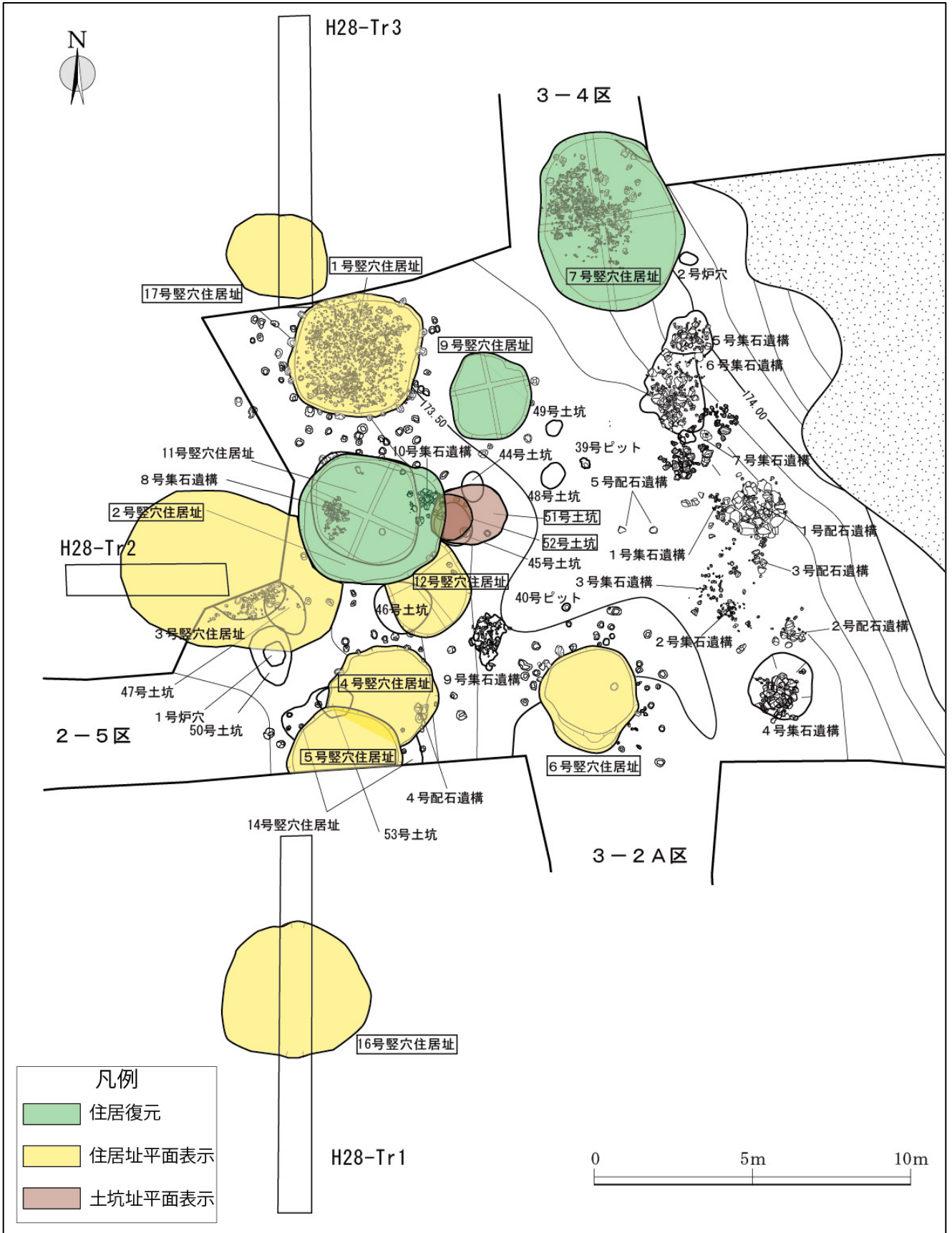


図50 住居復元、平面表示を行う竪穴住居址、土坑

## 2) 集石・配石遺構復元

集石遺構は当時の使用方法は未だ明らかになっていないが、集落内での配置等から炉としての利用が推測される。溶岩流西側から検出された集石遺構の1箇所を土器焼き体験の場として利用できるように復元する。復元対象となる集石遺構周辺には、他にも集石遺構が検出されているのでこれらも痕跡がわかるように平面表示を行う。



写真10 集石・配石遺構復元イメージ

大鹿窪遺跡 1号配石遺構発掘調査時写真

## 3) 遺構平面表示

狭い範囲内に住居址が多く検出され、長い間利用されたことが見て取れるように、住居址の重複がわかるような平面表示を行う。また、Ⅱ期の遺物が出土している52号土坑と、52号土坑と切り合い関係がある51号土坑の平面表示も行う。



写真11 他遺跡の住居平面表示事例

西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市）【縄文時代草創期】

## 4) 地形復元

溶岩流、谷状地形の立体的な復元を行う。

溶岩流については、遺跡が営まれる前に流入したものであるが、遺跡当時に露出していたものと考えられ、当時の人々も溶岩流を見ながら生活を行っていた事が考えられるため、立体的な復元を行う。また、新富士火山からの溶岩流であり、縄状溶岩という流れた方向が観察してわかるようなものであったため、見て観察できるよう縄目の復元を行い、近くで観察するために溶岩流の中を歩けるような散策道をつくる。

谷状地形に関しては、遺跡の立地が非常に限られた範囲であったことを示すために、立体的な復元を行う。ただし、利用者の安全を考慮して、傾斜は実際のものよりも緩やかなものとする。

### (3) 環境復元

#### 1) 植生復元

遺跡が利用された当時の植生を実際に見て学ぶことができるように、当時の植生を復元する。

平成 29 年度に行った花粉分析によって、現在の東北北部から北海道日高山脈～十勝にかけての太平洋側での現在の植生と同様であることが富士宮市文化財保護審議会委員渡邊定元氏により指摘されている。花粉分析の結果及び当時の環境を参考に植栽を行う。トチノキ、ケヤキ、コナラ、クリ、アサダを主体とした植栽を行い、クルミ、オニグルミの植栽も検討する。

また、縄文時代草創期はネザサ節のササ類が主体の草原地帯である可能性が指摘されているため、草原地または管理しやすいように芝生の植栽を行う。

遺跡指定地の周辺は水田として利用しているため、樹木については周囲の障害となる前に剪定及び植え替えを行う。

#### 2) 景観復元

遺跡当時の景観や住居の復元例を複数示すために AR 等の電子機器を利用する。

表 8 大鹿窪遺跡の産出花粉孢子一覧表

学名	和名	Tr3					Tr4			
		III	IV	V	VI①	VI②	III	IV	V	VI
樹木										
<i>Pinus</i> subgen. <i>Diploxylon</i>	マツ属複雑管束亜属	-	-	-	-	1	-	-	-	-
<i>Pterocarya-Juglans</i>	サワグルミ属-クルミ属	-	-	1	-	-	-	1	-	1
<i>Carpinus-Ostrya</i>	クマシデ属-アサダ属	-	-	-	-	1	-	-	-	2
<i>Quercus</i> subgen. <i>Lepidobalanus</i>	コナラ属コナラ亜属	-	-	-	-	-	-	-	1	2
<i>Quercus</i> subgen. <i>Cyclobalanopsis</i>	コナラ属アカガシ亜属	-	1	-	-	-	-	3	-	-
<i>Castanea</i>	クリ属	-	-	1	2	2	-	-	1	-
<i>Ulmus-Zelkova</i>	ニレ属-ケヤキ属	-	-	-	-	1	-	1	-	-
<i>Aesculus</i>	トチノキ属	-	-	2	-	1	-	-	-	-
草本										
Gramineae	イネ科	-	1	-	2	3	-	1	-	-
<i>Thalictrum</i>	カラマツソウ属	-	-	1	-	-	-	-	1	-
Brassicaceae	アブラナ科	-	-	1	-	-	-	-	-	-
Apiaceae	セリ科	-	-	-	-	1	-	-	-	-
<i>Artemisia</i>	ヨモギ属	1	-	-	3	1	-	-	1	3
Tubuliflorae	キク亜科	-	8	2	2	1	-	-	-	-
Liguliflorae	タンポポ亜科	1	-	-	-	-	-	-	-	-
Arboreal pollen	樹木花粉	-	1	4	2	6	-	5	2	5
Nonarboreal pollen	草本花粉	2	9	4	7	6	-	1	2	3
Total Pollen & Spores	花粉総数	2	10	8	9	12	-	6	4	8
unknown	不明	-	5	3	-	5	-	3	4	2

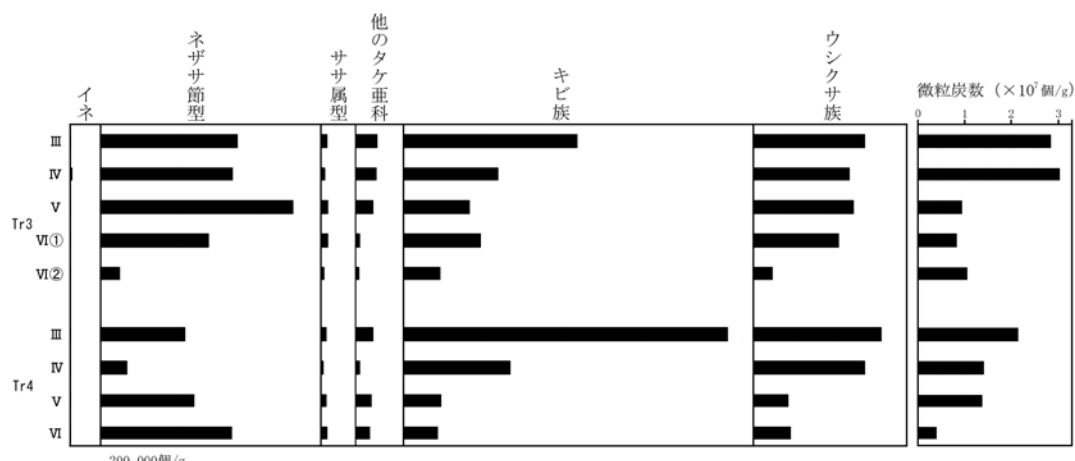


図 51 大鹿窪遺跡における植物珪酸体及び微粒炭の分布図

植生復元候補樹木イメージ写真



トチノキ



コナラ



クリ



ケヤキ



オニグルミ



アズマネザサ

写真 12 植生復元候補樹木イメージ写真

#### (4) 遺構説明板

史跡内に、遺跡内容の説明板を設置する。新しい知見が明らかになった場合は、内容を変更できるようなものにする。ただし、景観を阻害しないもの、利用者の安全を確保できるものを選定し設置する。また、QRコード等を利用し、複数の説明パターンを作ることによって外国人来訪者や幅広い年齢層に対応した内容とする。



西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市）



西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市）



掃除山遺跡（鹿児島県鹿児島市）



田名向原遺跡（神奈川県相模原市）

写真 13 他遺跡の遺構説明板事例



## (5) 利用者ニーズにあわせた整備

来訪者が快適に過ごせるように東屋、水飲み場、ベンチ等の設置を行う。

来訪者が遺跡の景観をゆっくりと眺め、遺跡当時の生活を想像することができるように、富士山と遺跡が眺められる位置に東屋を設置する。

また、東屋の近くに水飲み場を設置する。遺跡において集落が営まれた当時の土器（Ⅲ期）をモチーフにした水飲み場のデザインとする。

遺構復元・地形復元の付近にベンチの設置を行い、ゆっくりと観察できるようにする。大鹿窪遺跡の出土遺物のデザインを取り入れたものを設置する。



写真14 土器をモチーフとした水飲み場  
(加曾利貝塚)

## (6) 文化財等管理柵

遺構の保存のため、人の侵入を防ぎ、立入禁止を明示することを目的として、必要箇所に管理用の囲いを設ける。デザインは史跡にふさわしい雰囲気とし、遺跡内容を解説する機能を複合的に持たせることも考えられる。

## 第4節 施設等整備計画

### 第1項 ガイダンス施設計画

ガイダンス施設とは、史跡大鹿窪遺跡の本質的価値を来訪者に理解してもらうために、その価値、歴史をわかりやすく説明するものである。現在は埋蔵文化財センターで展示解説を行っているが、遺跡から離れているため、指定地周辺にガイダンス施設が必要である。

- ① 遺跡周辺の指定地外で、利用者の動線を考慮した場所を選定  
史跡の本質的価値を有する要素や景観を損なわない位置とする。
- ② 既存の施設を活用した展示コーナーの設置を検討
- ③ 既存施設の改修  
既存の隣接施設を改修して、ガイダンス施設として活用していくことを検討する。

### 第2項 便益施設計画

大鹿窪遺跡 A 地区南側に富士宮市柚野の里活性化施設とその駐車場があり、施設のトイレがすでに整備されているため、それを利用できるよう大鹿窪区及び農業政策課と協議を行っていく。

### 第3項 園路・広場計画

文化財の保存を図り、安全に園内を利用・観覧することを目的とした園路の整備を図る。園路舗装については縄文遺跡にふさわしい素材や色調を検討する。

遺構エリアを除く、オープンスペースは来訪者や地域住民の交流・集いの場となる。縄文風景に馴染んだ広場を計画し、草地の維持管理等を考慮した構成とする。

また、現行の催事（歩く博物館・柚野の里まつり）でも利用できるものとする。

### 第4項 設備計画

#### (1) 給排水施設

給水施設としては、トイレ、水飲み等の施設、清掃のための施設、植栽の維持管理のための施設等がある。これらの施設に、必要な設備の充実を図る。

排水施設は、すでに整備されている箇所もあるが、不十分な箇所については新たに整備する。堅穴住居址などの遺構復元に伴い、雨水による洗掘を防ぐために、側溝や地下浸透等による適切な排水を行う。

## (2) 電気施設

必要最小限の照明設備を設ける。照明設備は景観に支障を及ぼさないように配慮する。照明設備は、通行の安全、治安維持のため、入口付近や歩道等、必要な場所に充実させる。

## (3) 防災施設

火災、水害、盗難等による被害を未然に防止又は最小限に抑制し、保存に万全を期すため、管理体制等を踏まえて、監視設備、警報設備、防火設備、消火設備等を適宜設置する。

## 第5項 造成計画

大鹿窪遺跡の公開・活用にあたり、遺構の保護と一部地形表現による遺跡の復元展示を目的とした造成計画について、以下のとおり計画する。

史跡保存状況で示したとおり、現状においてA地区東側の住居址及び溶岩流跡の遺構包含エリア上部には住居址遺構面から約2.0m、遺構周囲より約1.0mの覆土があり、GL=175.0mとなっている。

また、A地区西側の谷状地形の遺構面包含エリア上部は、谷下面から約2.3m、谷上部から約0.6mの覆土があり、GL=174.3mとなっている。

よって、東西エリアでは農地造成による約70cm程度の段差が構成されている。

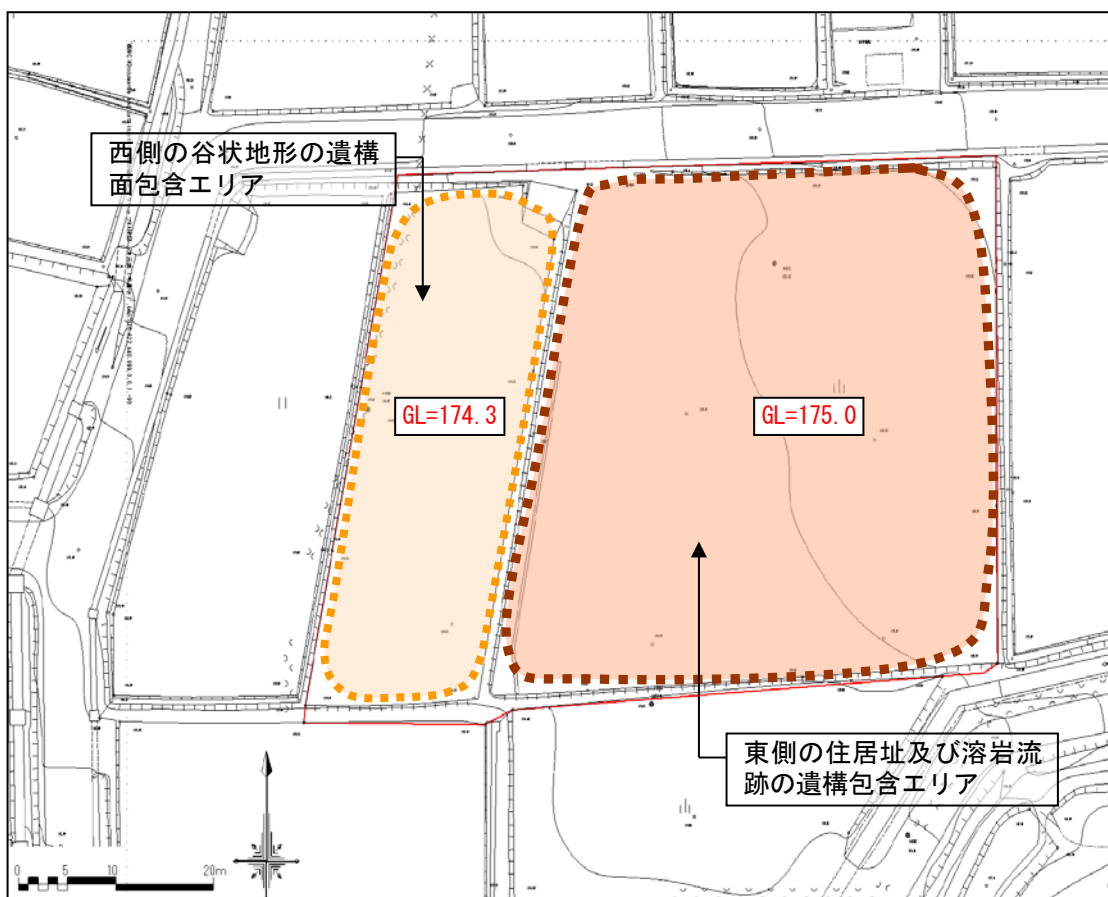


図 52 A地区の現況地盤構成図

遺構保存整備計画で示した史跡の面的整備を行うにあたって、「溶岩流展示広場」「縄文ムラ広場」と繋がる「谷状地形復元」エリアは、すべての来園者が円滑に移動できる必要があり、連続した一面の連続した広場として構成する。ただし、「谷状地形」については地形復元を目的とした掘り込みを行う。

よって、A 地区における造成計画は以下の図 A-A 造成標準断面図に示すとおり、西側の谷状地形の遺構面包含エリアに対し約 1.4m 程度の盛土を行った上で、約 1.0m 程度の掘り込みによって谷状地形を復元する。この場合法面の傾斜角は 1 : 3.5 程となる。

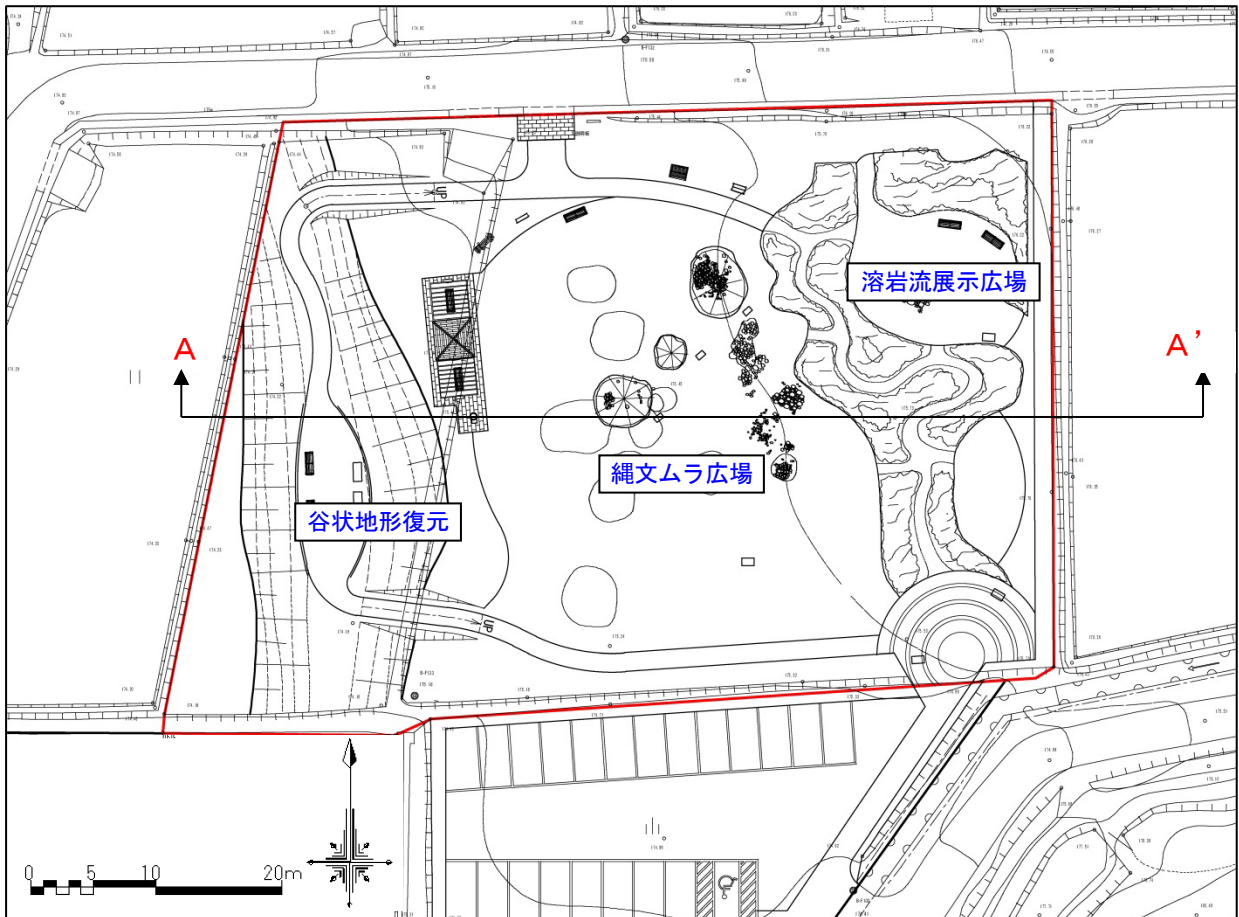


図 53 造成計画断面位置図

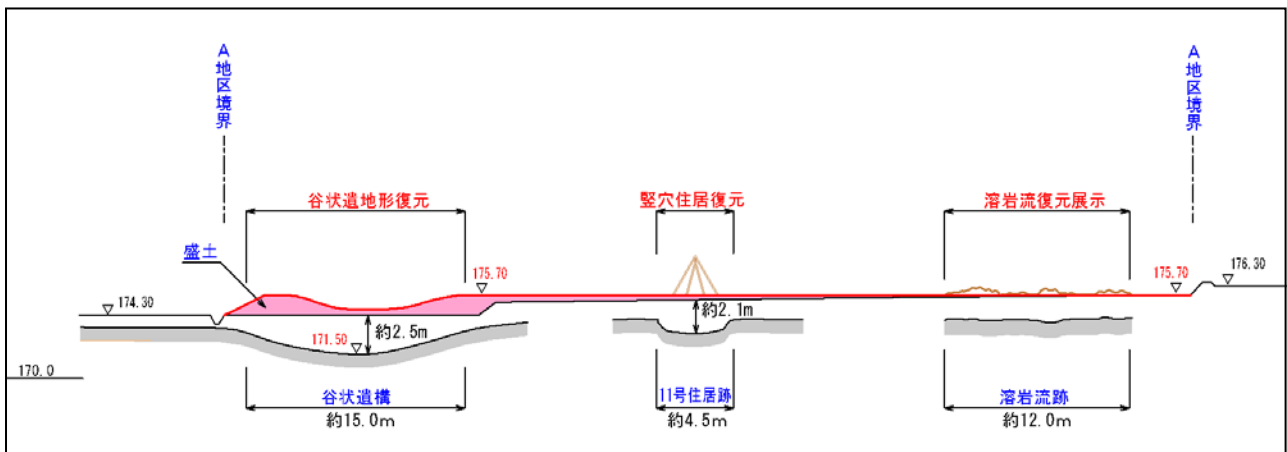


図 54 A-A 造成標準断面図

## 第5節 管理運営計画

### 第1項 管理運営方針

地域と行政が一体となり、遺跡の管理を行う。

遺跡指定地内の日常管理（草刈り、清掃等）は周辺住民による管理、または管理者を設置することを検討する。

遺跡のガイドについては、ボランティア団体を作り、遺跡ボランティアによるガイドを検討する。また、ボランティア団体や周辺住民と協力したイベントの開催等を行い、遺跡の活用を図る。

### 第2項 公開・活用の事業活動計画

#### (1) 活動内容の検討

年に数回の縄文時代の体験学習会の開催を検討する。

#### (2) 利用者像の設定

周辺住民の日常的な利用を主とし、その中で歴史を学ぶことができる場とする。

#### (3) 計画地アクセス検討

計画地へのアクセス条件等を踏まえて、そのルート設定や計画地に来訪者を誘導するアクセス方法を検討する。

#### 自動車利用

計画地の周辺交通体系から判断して、来訪者の主となるアクセス手段は一般自家用車での来訪を想定する。

計画地東側には県道 75 号、北側には国道 469 号があり、市街地からのアクセスが可能である。ただし、計画地周辺の道路幅は 4.5m～6m 程度で狭いため、道路部署と道路の拡幅等の協議を行う必要がある。

また、国道及び県道のアクセス分岐交差点に、運転車両から視認できる、名称のわかる道路標識の設置や、要所には大型の自立名称板を設置することも協議する。

#### 路線バス利用

富士宮駅と市内各地域や周辺都市を結ぶように配置されているが、利用者の減少に伴い、路線及び便数も減少傾向にある。そのため、バス会社と連携し、イベント時臨時運行や休日定時運行等を依頼していくことも必要である。

#### 徒歩利用

徒歩利用については、周辺住民及びハイキング等の利用者の安全性に配慮し、歩車分離を検討する。計画地周辺において、歩行者に見えやすい位置に遺跡のサインを設置することを検討する。

## 第6節 事業計画

### 第1項 史跡整備のスケジュール

本計画地の整備スケジュールを示す。公開・活用を行いながら、随時整備を進める。

表9 史跡整備スケジュール

		短期計画					長期計画	備 考
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	
発掘調査	A地区							
	B地区			←	→			
	指定地外							
	資料整理			←	→			
	環境調査			←	→			
	整備基本計画	←	→					
設 計	基本設計		←	H32・H33 2020・2021	H34 2022	H35 2023		
	実施設計			←	→	←	→	
整備工事	A地区			←	→	←	→	
	B地区						→	
	C地区・指定地外						→	
	ガイダンス施設			←	→			
	報 告 書						総括調査報告書Ⅱ (B地区・指定地外)	発掘調査報告・整備報告
活用公開	遺跡見学会			◎	◎			
	地元 遺跡学習会		◎	◎	◎	◎	◎	
	講演会・シンポジウム		◎			◎	◎	
	展示会	◎		◎	◎	◎	◎	郷土資料館・埋蔵文化財センター
	柚野の里まつり	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	そ の 他			史跡パンフレット作成				追加指定の実施



図 55 A地区整備イメージパース





## 〈参考文献一覧〉

### 第2章 第1節 第1項 上位・関連計画の位置づけ (P11)

富士宮市 2016 『第5次富士宮市総合計画』

富士宮市 2013 『富士宮市都市計画マスタープラン』

富士宮市 2017 『第2次富士宮市教育振興基本計画 富士宮市教育大綱』

### 第2章 第1節 第2項 2.3 歴史的環境 (P20～26)

泉拓良 2013 「序論一 縄文文化の展開と地域性」『3 縄文時代 上』講座日本の考古学

小林謙一 2017 『縄文時代の実年代』同成社

佐藤宏之 2015 「旧石器から縄文へ」『季刊考古学』第132号

谷口康浩 2010 「縄文時代の開始-『草創期』再考」『縄文時代の考古学1』同成社

富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』

富士宮市教育委員会 2018 『図録 富士宮市の遺跡』

### 第2章 第1節 第3項 3.1 自然環境 (1) 周辺地域の自然特性 地質 (P29)

静岡県 2011 『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』

富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』

山本孝広・石塚吉浩・高田亮 2011 「富士火山南西山麓の地表及び地下地質：噴出物の新層序と化学組成変化」『富士火山』荒牧重雄・藤井敏嗣・中田節也・宮地直道 編 日本火山学会

### 第2章 第1節 第3項 3.3 歴史的環境 (1) 大鹿窪遺跡周辺の歴史的環境 (P44～48)

浅間神社社務所 1931 『浅間文書纂』

芝川町 1973 『芝川町誌』富士宮市教育委員会

静岡県 1994 『静岡県史』資料編七 中世三

静岡県 1996 『静岡県史』資料編八 中世四

平凡社 2000 『静岡県の地名』日本歴史地名体系

富士宮市教育委員会 2014 『旧上野村役場文書』

富士市 1972 『吉原市史』上巻

富士宮市教育委員会 2016 『歩く博物館ガイドブック』

### 第2章 第2節 第3項 告示の内容 (P50)

文化庁 『国指定文化財等データベース』 <<https://kunishitei.bunka.go.jp/bssystem/maindetails.asp>>2018年10月時点

## 〈図表出典〉

図1 国土地理院地図に加筆

図2 国土地理院地図に加筆

図3 富士宮市 2016 「土地利用診断と土地利用構想図」『富士宮市の土地利用-第4次国土利用計画富士宮市計画』に加筆

<<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b00000028pu.html>>2018年12月時点

- 図4 静岡県2002『地域の地盤と地震被害（富土地域）』に加筆
- 図5 富士宮市2016『富士宮市景観計画』に加筆
- 図6 富士宮市の概要より抜粋<<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>>2018年6月時点
- 図7 国勢調査より作成『政府統計の総合窓口 e-Stat』<<https://www.e-stat.go.jp/>>2018年9月時点
- 図8 国勢調査より作成『政府統計の総合窓口 e-Stat』<<https://www.e-stat.go.jp/>>2018年9月時点
- 図9 国土地理院地図に加筆
- 図10 工藤雄一郎 2009「過去5万年間の出来事の年表」『企画展示 縄文はいつから!?-1万5千年前になにがおこったのか』pp.10-11 国立歴史民俗博物館 に加筆
- 図11 小林謙一 2009「今回の企画展示で取り上げた遺跡の位置」『国立歴史民俗博物館2009『企画展示 縄文はいつから!?-1万5千年前になにがおこったのか』pp.12 国立歴史民俗博物館 に加筆
- 図12 富士宮市教育委員会2018『図録 富士宮市の遺跡』に加筆
- 図13 富士宮市2016『富士宮市景観計画』に加筆
- 図14 静岡県2011『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』より作成
- 図15 静岡県2011『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』に加筆
- 図16 アジア航測(株)作成
- 図17 植生図1/25000『環境省自然環境局 生物多様性センター』より抜粋  
<<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-002.html#webgis/523864>>2018年12月時点
- 図18 静岡県1987『静岡県の植生』に加筆
- 図19 相模原市教育委員会1988『相模原市の植生』
- 図20 相模原市教育委員会1988『相模原市の植生』
- 図21 アジア航測(株)作成
- 図22 国土地理院地図に加筆
- 図23 アジア航測(株)作成
- 図24 アジア航測(株)作成
- 図25 富士宮市教育委員会作成
- 図26 富士宮市2016『富士宮市景観計画』に加筆
- 図27 富士宮市教育委員会2016『歩く博物館ガイドブック 改訂版』に加筆
- 図28 富士宮市教育委員会2016『歩く博物館ガイドブック 改訂版』に加筆
- 図29 静岡県2011『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』より作成
- 図30 富士宮市教育委員会作成
- 図31 富士宮市教育委員会2018『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』より作成
- 図32 富士宮教育委員会2018『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』より作成
- 図33 富士宮市教育委員会2018『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』より作成
- 図34 アジア航測(株)作成
- 図35 アジア航測(株)作成
- 図36 アジア航測(株)作成
- 図37 アジア航測(株)作成
- 図38 富士宮市教育委員会2018『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図39 富士宮市教育委員会2018『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』

- 図 40 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図 41 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図 42 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図 43 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図 44 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』より作成
- 図 45 アジア航測(株)作成
- 図 46 アジア航測(株)作成
- 図 47 アジア航測(株)作成
- 図 48 アジア航測(株)作成
- 図 49 みどり市 2011 『国指定史跡 西鹿田中島遺跡保存整備基本計画』
- 図 50 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』より作成
- 図 51 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 図 52 アジア航測(株)作成
- 図 53 アジア航測(株)作成
- 図 54 アジア航測(株)作成
- 図 55 アジア航測(株)作成

- 表 1 富士宮市 2015 『富士宮市 緑の基本計画』
- 表 2 富士宮市教育委員会 2018 『図録 富士宮市の遺跡』より一部抜粋
- 表 3 富士宮市都市整備部都市計画課 2014 『富士宮市開発許可制度の手引き』
- 表 4 アジア航測(株)作成
- 表 5 静岡県 2011 『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』
- 表 6 静岡県 2011 『史跡「大鹿窪遺跡」保存管理計画』
- 表 7 富士宮市教育委員会作成
- 表 8 富士宮市教育委員会 2018 『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
- 表 9 富士宮市教育委員会作成

史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画

平成 31 年 3 月 29 日

編集・発行 富士宮市教育委員会

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL 0544-22-1111 (代)

印刷 株式会社 アイワ

